

■入札説明書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
1	入札説明書	2	2	5	(3)			備品に関する業務について	備品調達、設置業務が建設業務、備品等保守管理業務が維持管理業務に分類されておりますが、コスト削減など効率性の観点から運営企業が上記の備品に関する業務を行うことは可能でしょうか。また、可能な場合は「運営企業」としての参加要件を満たしていれば可との認識でよろしいでしょうか。	「運営企業」としての参加資格要件を満たした運営企業が備品調達、設置業務及び備品等保守管理業務を行うことは可とします。
2	入札説明書	2	2	5	(3)			備品に関する業務について	備品調達、設置業務が建設業務で、備品等保守管理業務が維持管理業務に分類されておりますが、運営企業が上記の備品に関する業務を担うことは可能でしょうか。可能な場合「運営企業」としての参加要件を満たしていれば可との理解で宜しいでしょうか。	「運営企業」としての参加資格要件を満たした運営企業が備品調達、設置業務及び備品等保守管理業務を行うことは可とします。
3	入札説明書	2	2	5	(3)			備品に関する業務について	備品調達、設置業務が建設業務、備品等保守管理業務が維持管理業務に分類されておりますが、コスト削減など効率性の観点から運営企業が上記の備品に関する業務を行うことは可能でしょうか。また、可能な場合も「運営企業」としての参加要件を満たしていれば可との認識でよろしいでしょうか。	「運営企業」としての参加資格要件を満たした運営企業が備品調達、設置業務及び備品等保守管理業務を行うことは可とします。
4	入札説明書	3	2	5	(3)	7	(カ)	備品調達・設置業務	設計・建設業務の中に備品調達、設置業務位置づけがございますが、スポーツ備品や一般備品については建設企業としての実績要件との関係性が低いため、建設企業以外の構成員でも担当することができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	5	2	5	(5)	エ		運営・維持管理に要する光熱水費	「事業者の提案金額を基に、姫路市と事業者との間で締結する事業契約に定める額を支払う。」とありますが、提案金額と実際の光熱水費が大きく乖離する場合、開業後数年の実績値をもとに提案金額の見直しを協議することは可能でしょうか。	事業契約書（案）別紙8、p13、4（4）イに基づき改定します。
6	入札説明書	5	2	5	(6)	7		設計及びサービス購入料	R4～8年の年度毎に支払われる一定の額とはどの程度の金額を考えられているのでしょうか？ 設計・建設に要する全費用ではないのでしょうか？	前段の対象となる金額は様式18-4-2の毎年度のサービス購入料A-1（税込）の欄になります。設計・建設に要する金額の全額ではありません。
7	入札説明書	5	2	5	(6)	7		設計及びサービス購入料	「初期投資に相当する金額」とは何を指しますでしょうか？	様式18-4-1に記載される初期調達費が対象となります。

■入札説明書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
8	入札説明書	5	2	5	(6)	7		設計及びサービス購入料	設計・建設に要する全費用から一定の額を差し引いた額が維持管理・運営期間中に割賦方式で支払われるという意味でしょうか？	ご理解のとおりです。詳細は、事業契約書（案）別紙8、P5、2（2）ア（ウ）をご確認ください。
9	入札説明書	5	2	5	(6)	7		設計及びサービス購入料	上記が正とした場合、割賦方式で支払われる期間は維持管理・運営期間の14.5年となるのでしょうか？	ご理解のとおりです。詳細は、事業契約書（案）別紙8、P5、2（2）ア（ウ）をご確認ください。
10	入札説明書	5	2	5	(6)	エ		運営・維持管理に要する光熱水費	既存の各施設(中央体育館、総合スポーツ会館、市民プール)における光熱水費について直近5年度分程度ご開示ください。	ご質問の内容は、別紙1として公表します。
11	入札説明書	5	2	5	(6)	エ		運営・維持管理に要する光熱水費	井水利用を計画し運営開始後、枯渇等あり上水に変更した際、予算超過であっても実態に合わせて支払いの協議はお願い出来るか。	ご質問の場合は事業契約書（案）第43条等を適用し、協議を行います。
12	入札説明書	6	2	5	(7)			資金調達	様式18-4-2に施設整備費を当てはめたところ、施設整備費のうち90%以上が貴市の一時金により支払われることとなりました。この場合、プロジェクトファイナンスを活用するメリットが少ないかと思慮しますので、プロジェクトファイナンス以外の資金調達方法を用いてもよろしいでしょうか。	本事業ではプロジェクトファイナンスを活用して下さい。
13	入札説明書	6	2	6	(7)			資金調達	プロジェクトファイナンスを活用した場合の金利は事業者が負担することになるのでしょうか？	事業契約書（案）別紙8、P1、1に規定のとおり、サービス購入料A-3（割賦金利）として、市が負担します。
14	入札説明書	6	2	6				事業の実施スケジュール	事業スケジュールにおいて、設計・建設・開業準備期間が定められていますが、事業者の提案において、当該期間を短縮し、開業を早める提案は可能でしょうか。また、その場合、事業期間はどのように設定されるべきでしょうか。	供用開始日は要求水準書のとおりとし、供用開始日を早める提案は不可とします。

■入札説明書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
15	入札説明書	6	2	7				事業終了後の措置	・「~~~~その後、事業期間終了2年前には、施設の状況についてチェック・評価を行った上、上記計画の時点修正を行い、報告書を姫路市に提出すること。」とありますが、チェック・評価をした時点で、設備等が良好な状態であり、それ以降の年度の計画修繕が不要と判断した場合には、修繕を実施せずに、姫路市へ引き渡しをさせて頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	長期修繕計画書において、事業期間中に実施する計画とした修繕については実施することを基本としますが、設備等の状況に応じ、市が不要と判断した場合はその限りではありません。
16	入札説明書	6	3	2				選定の手順及びスケジュール	当初入札公告が4月上旬に予定されていましたが、約1カ月後の公告となっています。しかし、提案時期は当初の予定のままで、非常にタイトなスケジュールと思料します。事業者にてより良い提案を行うためにも提案提出時期を1カ月延ばして頂けないでしょうか。	現行のとおりとします。
17	入札説明書	6	3	2				質問回答書	実施方針で告示のスケジュールから入札公告が1ヶ月ほど延伸しており、提案書等作成期間が短縮しております。したがって、質問回答書につきましては、6月18日の公表日を待たずに、ご教示いただける内容から随時公表いただきたく存じます。	現行のとおりとします。
18	入札説明書	6	3	2				選定の手順及びスケジュール	実施方針で告示のスケジュールから入札公告が1ヶ月ほど延伸しておりますため、提案書等提出締切を少なくとも1ヶ月延伸していただけるようご検討願います。 あわせて、現在は新型コロナウイルス感染予防として、政府による緊急事態宣言が発出される中、事業者側の提案検討も滞りがあることも考慮いただきたく存じます。	現行のとおりとします。
19	入札説明書	6	3	2				2 選定の手順及びスケジュール	入札公告日が4月上旬頃から4月30日に変更に伴い、提案資料の受付期限を2週間程後ろに変更頂けないでしょうか。	現行のとおりとします。
20	入札説明書	6	3	2				選定の手順及びスケジュール	実施方針と入札説明書でスケジュールを比較しました。入札公告及び入札説明書等の公表時期は、令和3年4月上旬頃（予定）から4月30日へと大きく変更されています。一方、提案資料の受付締切は基本的に変わっておらず、結果的に提案資料の作成に充当できる期間が短くなり、極めて厳しいスケジュールとなっています。より良い提案資料を作成するためにも、提案資料の締切日を一定期間後ろにずらして頂けませんでしょうか。	現行のとおりとします。
21	入札説明書	7	3	2	-	-	-	選定の手順及びスケジュール	実施方針公表時に4月上旬とあった要求水準書等の公告時期が想定していたよりもずれ、また社会的に緊急事態宣言下で、提案書作成作業が逼迫しております。提案資料の受付日8月31日を1ヶ月程度延長する事は可能でしょうか。	現行のとおりとします。

■入札説明書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
22	入札説明書	7	3	2				スケジュール	質問回答公表が令和3年6月18日ですが、1週間程度公表を早められないでしょうか。質問回答公表から入札参加資格申請書類の受付締切の期間が短く、今後のコロナ動向によって支障が発生する場合があります。	現行のとおりとします。
23	入札説明書	7	3	2				スケジュール	「提案資料の受付」期日について、本スケジュール期間では、提案内容に支障がでる懸念があります。公告が遅れた期間、提出期日についても考慮頂けませんでしょうか。	現行のとおりとします。
24	入札説明書	7	3	2				選定の手順及びスケジュール	7月中旬に予定されている現場見学会及び個別対話から8月31日の提案提出までの期間が短く、個別対話を踏まえた提案修正の時間が十分に確保できないスケジュールとなっております。1ヶ月公告が延びたことを踏まえ、提案提出についても1ヶ月程度延ばしていただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
25	入札説明書	7	3	2				選定の手順及びスケジュール	入札公告日が当初予定された4月上旬頃から4月30日に変更となりました。8月31日の提案資料の提出はスケジュール的に厳しい状況となります。上記日程変更に伴い、提案書提出日も2週間程度後ろに延長（変更）する事を検討頂けないでしょうか。	現行のとおりとします。
26	入札説明書	7	3	2				選定の手順及びスケジュール	実施方針でお示しのスケジュールから入札公告が一ヶ月ほど延伸しておりますが、提案提出締切日に変更がありません。現在政府による緊急事態宣言も発出される中、事業者側の提案検討も滞りがある状態です。入札公告が予定より延伸したこと及び、緊急事態宣言等の事情を鑑み、提案提出締切を少なくとも一ヶ月延伸して頂けないでしょうか。	現行のとおりとします。
27	入札説明書	7	3	2				選定の手順及びスケジュール	事業者ヒアリングが10月上旬、入・開札が10月8日16時からとありますが、入・開札以前にヒアリングが行われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	入札説明書	7	3	2				選定の手順及びスケジュール	個別対話は8名以内とありますが、チーム組成が多岐に渡ります故、上限人数増をご検討いただけないでしょうか。	現行のとおりとします。

■入札説明書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
29	入札説明書	7	3	2				スケジュール (提案資料受付日)	入札公告日が4月上旬頃から4月30日に変更となったため、8月31日の提案資料の提出がスケジュール的に厳しい状況です。上記日程変更に伴い、提案書提出日も2週間程後ろにスライドして頂けないでしょうか。	現行のとおりとします。
30	入札説明書	7	3	2				スケジュール (質問回答書公表日)	質問回答書の公表日（6月18日）と入札参加資格申請日（6月25日）の間が短いため、質問回答の内容によっては入札参加申請書類の修正や捺印等の手続きが間に合わない可能性があります。質問回答の公表日を早めて頂けないでしょうか。	現行のとおりとします。
31	入札説明書	7	3	2				スケジュール (個別対話実施日)	現地見学会及び個別対話の実施が7月中旬となっていますが、この時期の実施では対話の結果を整備コストほか提案内容に反映させることが困難です。個別対話は6月中に実施して頂けないでしょうか。	現行のとおりとします。
32	入札説明書	7	3	2				個別対話	個別対話は、新型コロナウイルスの感染拡大により中止する場合がありますとありますが、リモートによる対話等、感染拡大への対策を行ったうえでの開催をご検討頂けないでしょうか。	原則、現行のとおりとします。ただし状況等を踏まえた上で変更がある場合については、事前に市ホームページ等でお知らせします。
33	入札説明書	7	3	2				現地見学会及び個別対話の実施	新型コロナウイルスの感染拡大の状況により中止する場合がありますとありますが、中止の際は、第2回目の質疑を行うなど、第1回目の質疑で明確にならなかったことや個別提案にかかわる事案を明確にさせて頂く機会を設けて頂きたいをお願いします。	原則、現行のとおりとします。ただし状況等を踏まえた上で変更がある場合については、事前に市ホームページ等でお知らせします。
34	入札説明書	7	3	2				現地見学会及び個別対話	「現地見学会及び個別対話は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、中止する場合があります」とありますが、貴市との対話により提案方針等を決める貴重な機会となりますので、別日での開催や、対話においてはオンラインでの実施もご検討いただきたい。	原則、現行のとおりとします。ただし状況等を踏まえた上で変更がある場合については、事前に市ホームページ等でお知らせします。
35	入札説明書	7	3	3	(1)	7		入札参加者の構成等	総合管理業務を行う企業が備品調達、設置業務を行う場合、建設企業としての資格は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■入札説明書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
36	入札説明書	8	3	3	(1)	7	(カ)	その他企業	説明文に「その他の業務を実施する企業のほか、必要に応じて構成員に、自主提案事業、資金調達・事業マネジメントを行う企業等を含めることもできる」と記載があります。構成員から再委託を受ける企業が「その他企業」には含まれるのでしょうか。その場合、構成員の定義から外れますが様式4-1の「区分①」には「再委託企業」と記載する形でも宜しいでしょうか。また、書類記載は様式4-1に記載するのみで、他の様式提出や添付書類は不要になるものと考えて宜しいでしょうか。	構成員から再委託を受ける企業は「その他企業」には該当しません。構成員とは、入札説明書、P8、3(1)エの規定のとおり、SPCから直接業務を受託・請け負う企業と定義しています。
37	入札説明書	8	3	3	(1)	7	(カ)	その他企業	自主提案事業を実施する企業は、必要に応じて構成員に含めることもできるという理解でよろしいでしょうか？	自主提案事業を実施する企業は、構成員としてください。
38	入札説明書	8	3	3	(1)	エ		入札参加者の構成等	特別目的会社（以下「SPC」という。）から直接業務の受託・請負ができるのは、構成員に限られるとありますが、弁護士事務所や保険会社、金融機関は構成員でなくとも、SPCから直接契約を受託してもよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	入札説明書	8	3	3	(1)	エ		入札参加者の構成等	実施方針に関する質問回答NO.77に基づき、SPC事務管理やファイナンシャルアドバイザーなどSPC内部の支援業務を行う企業が構成員ではなくSPCから直接受託する場合に、その他出資者としてSPCへ出資することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
40	入札説明書	8	3	3	(1)	オ		構成員	構成員から業務を受託する企業など、構成員の立場でなければ、2以上の入札参加者に、ノウハウの提供や提案書に実名を記載するなどの関与を行っても問題ないという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
41	入札説明書	8	3	3	(2)	オ		破産法	文意からすると、破産手続開始の申立がなされて「いない」者、2年間を経過「した」者の誤記ではありませんでしょうか？	以下のとおり修正します。 「破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立がなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案資料提出日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしていない者のいずれにも該当しない者であること。」

■入札説明書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
42	入札説明書	9	3	3	(1)	オ		入札参加者の構成等	「選定されなかった入札参加者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。」とありますが、支援及び協力とは具体的にどのような内容でしょうか。事業者と直接契約すること（構成員となる）は認められないと考えてよろしいでしょうか。	支援及び協力とは、構成員の下請けとして業務の一部を担うこと、自主提案事業における協力事業者として関わること、大会等の主催者になること等が考えられます。選定されなかった入札参加者の構成員が、事業者の構成員となり、直接業務を受託・請け負うことはできません。
43	入札説明書	9	3	3	(1)	カ		SPCの設立	SPCは姫路市内に設立とありますが、本件施設を本店所在地とすることは可能でしょうか。	不可とします。
44	入札説明書	9	3	3	(2)			共通の参加資格要件	第3章3（1）ア（カ）に記載の「その他企業」については、共通の参加資格要件を満たしていれば個別の要件は問われない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	入札説明書	10	3	3	(1)	7	(カ)	入札参加者の構成等	その他企業として「自主提案事業、資金調達・事業マネジメントを行う企業等を含めることもできる」とありますが、それらを含め本事業の業務を担当しないアドバイザー等については参加申請が不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	入札説明書	10	3	3	(3)	7		設計企業の参加資格要件	国外設計事務所を設計企業として参画する場合、(7)～(I)までの全ての要件を満たす国内設計事務所を1者含めることを前提に、国外設計事務所は企業(7)～(9)までの要件は不問として頂けないでしょうか。又は、(7)～(I)までの全ての要件を満たす国内設計事務所を1者含めることを前提に、国外設計事務所が協力企業である場合は、(7)～(9)までの要件は不問として頂けないでしょうか。	参加資格要件は現行のとおりとします。
47	入札説明書	10	3	3	(3)	7		設計企業の参加資格要件	一級建築士事務所登録について、海外設計事務所を設計企業で参加させたい場合は海外現地法人によるライセンスに関する資料添付をすることで要件を満たすものとして扱って頂けないでしょうか。また、入札参加資格に関する業者登録について登録手続期間を追加で設けて頂けないでしょうか。	不可とします。
48	入札説明書	11	3	3	(3)	イ		建設企業の構成員	建設企業について、入札参加資格申請時は、市内業者2社を含む等の要件を満たしていれば共同企業を組成してなくとも良いという理解でよろしいでしょうか。	入札参加資格申請は、個別企業ごとに行ってください。共同企業体としての入札参加資格申請は認めていません。ただし、落札決定後、構成員のみで組成された共同企業体で、SPCからの業務を受託することを妨げるものではありません。

■入札説明書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
49	入札説明書	11	3	3	(3)	イ		建設企業の構成員	共同企業体を組成する場合の構成比率は、任意でよろしいでしょうか。	入札参加資格申請は、個別企業ごとに行ってください。共同企業体としての入札参加資格申請は認めていません。ただし、落札決定後、構成員のみで組成された共同企業体で、SPCからの業務を受託することを妨げるものではありません。その際の構成比率についてはご理解のとおりです。
50	入札説明書	11	3	3	(3)	イ		市内業者	「構成員のうち2人以上は市内業者であること」とありますが、2人以上の市内業者を含めた建設共同企業体を組成することでも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。また、市内企業については協力企業でもよいとの認識で宜しいでしょうか。	入札参加資格申請は、個別企業ごとに行ってください。共同企業体としての入札参加資格申請は認めていません。ただし、落札決定後、構成員のみで組成された共同企業体で、SPCからの業務を受託することを妨げるものではありません。市内企業を協力企業とすることは可とします。
51	入札説明書	12	3	3	(3)	エ	(7)	維持管理企業は、次の要件を満たしていること	・「a又はbについて、元請として有していること。」とありますが、a,b両方の管理をした要件が必要でしょうか？ a,bどちらかだけでも管理した要件を満たしておれば宜しいでしょうかご教示願います。	a又はbのどちらか一方を満たしていれば、入札参加資格要件を満たしていることとなります。
52	入札説明書	13	3	3	(4)			地域貢献への配慮事項	市内企業の定義として「本店等が姫路市内にある者」とありますが、「等」とは支店・営業所も含まれるのでしょうか。	市内企業の定義を「法人にあっては本店等（法人にあっては主たる営業機能を有する本店、個人にあっては主たる事業所をいう。以下同じ。）が姫路市内にある者、個人にあっては住所及び本店等が姫路市内にある者」と訂正します。本店等に支店・営業所は含みません。
53	入札説明書	13	3	3	(4)			地域貢献	構成企業及び協力企業には、可能な限り市内企業を加えるよう努めることとありますが、加わっていない場合（建設企業を除く）には減点対象となりますでしょうか。	減点はいりません。
54	入札説明書	13	3	3	(4)			市内企業について	本店等が姫路市内にある者と記載がございますが、念のための確認ですが、本店等とは「本店や本社等」であり、「支店、営業所等」を含むものでないとの認識で宜しいでしょうか。	市内企業の定義を「法人にあっては本店等（法人にあっては主たる営業機能を有する本店、個人にあっては主たる事業所をいう。以下同じ。）が姫路市内にある者、個人にあっては住所及び本店等が姫路市内にある者」と訂正します。本店等に支店・営業所は含みません。
55	入札説明書	13	3	4	(2)			入札説明書等に関する質問に対する回答	「提出者の特殊な技術やノウハウ等に関わり～略～利益を害するおそれのあるものを除き」とありますが、貴市で判断しづらい質問については、公開前に質問者に確認頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■入札説明書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
56	入札説明書	13	3	4	(2)			入札説明書等に関する質問に対する回答	令和3年6月18日に公表とありますが、6月25日受付期限の入札参加表明書等に関する回答については早期（6月上旬）にご回答いただくことは可能でしょうか。	現行のとおりとします。
57	入札説明書	14	3	4	(3)	7		入札参加表明書等の受付	参加資格申請書類を持参する場合、事前に契約課様へ電話連絡し時間予約した方がよろしいでしょうか。	電話予約は不要です。
58	入札説明書	14	3	4	(3)	イ		入札参加表明書等の受付	持参する日時等、事前に連絡する必要はありませんでしょうか？	事前連絡は不要です。
59	入札説明書	14	3	4	(3)	ウ		入札参加資格申請に関する提出書類の作成	建設企業の構成員の市内業者は格付けを証明する書類の添付は必要なのでしょうか？	不要です。
60	入札説明書	14	3	4	(3)	カ		入札を辞退する場合	やむを得ない事情により、入札を辞退する場合、「第3章/4入札手続等/(6)入札に関する事項/ア 入札・開札日時」に定める入札・開札日時（2021年10月8日）までに入札辞退届を提出すれば、貴市への違約金等は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	入札説明書	14	3	4	(3)	カ		入札参加の辞退について	参加表明後、入札を辞退する場合、参加者へのペナルティは特に課せられないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	入札説明書	14	3	4	(3)	ク	(4)	代表企業の扱い	入札参加資格確認基準日以後、落札者決定の日までに、代表企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、代表企業の変更を検討いただくことは可能でしょうか？	代表企業の変更は認めません。

■入札説明書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
63	入札説明書	15	1	4	(4)	イ		現地見学会及び個別対話	1グループの人数についてコロナ禍を考慮され制限されているものと推察いたしますが、WEB会議の一部活用等を図り、参加人数制限の緩和を検討いただくことはできないでしょうか。	原則、現行のとおりとします。ただし状況等を踏まえた上で変更がある場合については、事前に市ホームページ等でお知らせします。
64	入札説明書	15	3	4	(3)	ク	(7)	入札参加資格確認基準日以後の取扱い	「入札参加者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。」とありますが、例えば附帯事業を担うその他企業の追加もお認め頂けないのでしょうか。	原則として認めません。
65	入札説明書	15	3	4	(4)	イ		参加資格	参加資格は本事業の入札参加資格を有する事業者とし、1グループ8名までとする。と記載がありますが、様式10現地見学会及び個別対話参加申込書には参加者総数が8名を超える場合は適宜、行を追加してください。と記載があります。現地見学会の参加者数は制限がなく、個別対話は1グループ8名までということでしょうか。	現地見学会、個別対話のいずれも参加者数の上限は8名ですが、現地見学会と個別対話の参加者が異なるため、参加者総数が8名を超える場合には適宜行を追加して下さい。
66	入札説明書	15	3	4	(4)	イ		現地見学会及び個別対話について	現地見学会及び個別対話の参加人数はそれぞれ8名までとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	入札説明書	15	3	4	(4)	イ		現地見学会及び個別対話の参加資格	1グループ8名までとありますが、開催時の感染症の影響を確認のうえ参加人数制限を若干増やしていただけますようお願い致します。	現行のとおり8名までとします。
68	入札説明書	15	3	4	(4)	エ		現地見学・対話の実施要領	現地見学も、1グループごとに行うとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
69	入札説明書	16	3	4	(5)	7		受付日時	提案提出日については、8/31が限度という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

■入札説明書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
70	入札説明書	16	3	4	(5)	イ		提案資料の受付方法	提案資料を持参する時間等、事前に連絡する必要はありませんでしょうか？	事前連絡は不要です。
71	入札説明書	17	3	4	(6)	ウ		入札方法	各入札者の入札金額はその場で公開されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	入札説明書	18	3	4	(6)	オ	(7)	予定価格	予定価格が示されていますが、設計・建設業務、開業準備業務、運営・維持管理業務のそれぞれの予算算定の考え方や方法をお示し頂けないでしょうか。	予定価格の内訳はお示できません。
73	入札説明書	18	3	4	(6)	オ	(4)	基準金利	「令和3年7月2日（金）の基準金利を用いて割賦料を提案する」とありますが、当該金利水準は公表されるものと考えて宜しいでしょうか。また、公表されない想定である場合、発注者様と事業者の認識の相違が生まれる可能性がゼロではないため、公表をお願い致します。	令和3年7月2日（金）の基準金利を公表します。
74	入札説明書	18	3	4	(6)	オ	(4)	基準金利	民間事業者の資金調達コストを算出する際の基準金利について、LIBORが2021年末に廃止されますが、本事業ではどのような措置を想定されていますでしょうか。他事例では、提案時はいったんLIBORベースで算出し、後継金利が明らかになり次第、順次移行していくといったケースが一般的であるように見受けられます。	提案時はLIBORベースで算出します。基準金利が廃止された場合の対応は協議によります。
75	入札説明書	18	3	4	(6)	オ	(4)	入札金額の記載	入札の公平性のため、基準金利の公表をお願い致します。	令和3年7月2日（金）の基準金利を公表します。
76	入札説明書	18	3	4	(6)	オ		入札金額の記載	提案資料提出時の基準金利については7/2に公表頂けるという認識でよろしいでしょうか。	令和3年7月2日（金）の基準金利を公表します。

■入札説明書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
77	入札説明書	18	3	4	(6)	キ	(1)	契約保証金	ここで示す契約保証金はP. 20の下記の契約保証金と同じものを示すのでしょうか？	P20に示す契約保証金は、入札説明書、P18、キ（イ）aに示す事業契約締結の日までに納付する契約保証金を指します。
78	入札説明書	18	3	4	(6)	キ	(1)	契約保証金	運営・維持管理期間開始年度の翌年度における合計金額の一年分相当の金額の10%とありますが、これは固定という理解でしょうか。	事業契約書（案）第11条第10項の規定に基づき、契約保証金の額は増額又は減額となる場合も想定しています。
79	入札説明書	18	3	5				落札者の決定方法	「審査は、落札者決定基準に基づき～審査を実施する。」とのことですが、基礎審査、性能審査の対象となる様式は下記の通りという理解でよろしいでしょうか。 ・基礎審査：様式15-1, -2, 16～21-2-2 ・性能審査：様式22～26-7	ご理解のとおりです。
80	入札説明書	19	3	5	(2)			ヒアリングの実施	令和3年10月上旬にヒアリングが予定されておりますが、ヒアリングの実施内容や時間など現時点で決まっていることがあればご教示ください。	詳細は提案書提出者に別途通知します。
81	入札説明書	19	3	5	(2)			ヒアリング	ヒアリングにおいて模型や動画を用いて説明することは不可でしょうか	不可とします。
82	入札説明書	19	3	5	(2)			ヒアリング	ヒアリングの詳細については別途通知とありますが、いつごろ通知される予定かご教示下さい。	通知時期は未定です。
83	入札説明書	19	3	5	(2)			ヒアリング	ヒアリングの詳細については別途通知とありますが、プレゼンテーションも含まれる予定でしょうか。	ヒアリングは委員等による質問及び入札参加者による回答のみで構成されます。プレゼンテーションは行いません。

■入札説明書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
84	入札説明書	19	3	5	(2)			ヒアリングの実施	ヒアリングの実施要領を開示をお願いします。ヒアリングに際し、模型やパネル、動画、新たな図表や追加資料などの提出は可能でしょうか？	ヒアリング実施内容等は提案書類提出者に通知します。 ヒアリングは委員等による質問及び入札参加者による回答のみで構成されます。 提案資料以外を用いる説明は不可とします。
85	入札説明書	19	3	5	(2)			ヒアリング	入札参加者のヒアリングにはプレゼンテーションは含まれますでしょうか。	ヒアリングは委員等による質問及び入札参加者による回答のみで構成されます。 プレゼンテーションは行いません。
86	入札説明書	19	3	5	(2)			ヒアリングの実施	ヒアリングは、提案者が提案内容のポイント説明と、質問を受ける場という理解をしております。 ヒアリングの実施に際しては、模型や動画の持込みは不可、とするなど、各チームが同条件で望める様に、条件付けをして頂けませんでしょうか。	ヒアリング実施内容等は提案書類提出者に通知します。 ヒアリングは委員等による質問及び入札参加者による回答のみで構成されます。 提案資料以外を用いる説明は不可とします。
87	入札説明書	19	3	5	(3)			落札者の決定	落札者のほかに（落札者が参加資格を喪失する事態等に備えて）、次点の事業者をお決めになるのでしょうか？	落札者のみ決定します。次点の選定は行いません。
88	入札説明書	19	3	6	(1)	イ		契約に関する基本的な考え方	仮に、落札者決定から基本協定までの間に「参加資格要件を満たさない」状態になり「基本協定を締結しない」事態に至った場合、基本協定書（案）第6条5項等に規定される違約金は発生せず、何らのペナルティも発生しないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89		20	3	6	(3)	ウ		SPCの契約保障金の納付	ここで示す契約保証金はP. 20の下記の契約保証金と同じものを示すのでしょうか？	P20に示す契約保証金は、入札説明書、P18、キ（イ）aに示す事業契約締結の日までに納付する契約保証金を指します。
90	入札説明書	20	3	6	(5)			SPCの事業契約上の地位	SPCがプロジェクトファイナンスにて資金調達する場合、事業契約上にてSPCが有する債権・地位・権利義務に対する担保設定を金融機関から依頼されることとなります。その場合、貴市からの事前の承諾をいただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の内容は、市と金融機関のあいだで締結する直接協定等で規定する予定です。

■入札説明書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
91	入札説明書	20	4	2	(2)	イ	イ	補助金	貴市が国より交付を受けようとしている補助金について、元となる交付金の種類及び事業者が協力する必要がある事項（作業、資料など）について具体的にお示してください	国の補助金は都市構造再編集中支援事業となり、補助金申請時及び年度ごとの出来高払いに係る出来高証明に必要な書類などを本市に提出いただくことを予定しています。
92	入札説明書	20	4	2	(2)	イ		補助金に係る 手続等	補助金に係る手続等への協力として想定される業務内容をご指導ください。施設整備期間中、運営期間中等、各年度ごとに必要な協力業務があれば、合わせてご指導ください。	補助金申請は施設整備期間中のみ発生します。協力内容は補助金申請時及び年度ごとの出来高払いに係る出来高証明に必要な書類などを本市に提出いただくことを予定しています。
93	入札説明書	21	4	3	(1)			議会承認	事業者の責に帰さない事由で議会承認が遅れることにより生ずる事業リスク（開業遅延等）は、事業者の負担にならないという認識でよろしいでしょうか？	ご質問の内容は市の責めに帰す場合において、ご理解のとおりです。市又は事業者のどちらの責めにも帰さない事由による場合は市及び事業者の負担とします。

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
94	要求水準書	5	1	8					遵守すべき法令等	提案書提出日以降事業契約締結迄に関係法令が変更されたことにより事業費が増加する場合、合理的な増加額については市の負担として頂けないでしょうか。	現行のとおりとします。
95	要求水準書	9	1	9	(1)				統括責任者	統括責任者は、施設整備期間は非常駐で構わない、運営・維持管理期間中は常駐が必要、との理解でよろしいでしょうか。	統括責任者は事業期間を通じて常駐であることを求めています。
96	要求水準書	9	1	9	(1)				統括責任者	統括責任者を運営業務に特化した人材等として変更する場合は、運営業務を担う企業が直接雇用する正社員を配置することでよろしいでしょうか。	ご質問の運営業務を担う企業が直接雇用する正社員がSPGと緊密に連携、調整を行える者と市が承認した場合に限り、可とします。
97	要求水準書	10	1	9	(1)				運営業務責任者との兼務	運営業務責任者が開業準備業務責任者を兼務し、開業準備期間終了後に、統括責任者を兼務することは可能でしょうか？	統括責任者の変更を市が承認した場合に限り可とします。
98	要求水準書	10	1	9	(5)				開業準備業務責任者	「開業準備業務に着手する2週間前までに配置」とありますが、ここでの配置は責任者の選任を求められており、本件施設への配置を求めているのではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	要求水準書	11	1	11	(2)				要求水準の変更手続	変更手続きに伴い発生する費用（弁護士費用、印紙税他）については市に負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	個別事象に応じ判断します。
100	要求水準書	11	2	2	(8)	4	(7)		附帯事業	本件施設の利用時間中は利用可能とすることとありますが、特に飲食店は9時～11時の利用者数が少なく、営業開始時間を11時等とすることが一般的です。コンビニエンスストアが9時から利用可能の前提で、飲食店の営業開始時間を遅らせることをお認め頂けるでしょうか。	飲食店については、テーブル、椅子等を配置した店内を利用できる状態であれば、スポーツ施設利用者等の利便性を損なわない範囲で、午前中等時間帯によっては自動販売機の活用等による無人対応も可とします。
101	要求水準書	11	2	2	(8)	4	(7)		附帯事業	営業時間の当初からの変更は可能でしょうか。	要求水準書の要件を満たす限りにおいて協議の上、可能です。

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
102	要求水準書	12	2	1	(3)				高齢者及び障害者に配慮された施設	「車いすバスケットボールなどのパラスポーツに対応し、障害者用の駐車場を各施設へ隣接した場所へ配置する」とありますが、各施設とはどの施設を示しておりますでしょうか。また、47項に「障害者専用駐車スペースを4台以上設けること」とありますが、上記の各施設に隣接した位置にそれぞれ配置した合計が4台以上ということの理解で宜しいでしょうか。	各施設とは、新体育館及び新市民プールを想定しております。要求水準書、P46、シ(エ)の「障害者専用駐車スペースを4台以上設けること」については、兵庫県福祉のまちづくり条例における車椅子利用者利用駐車施設を指しており、一般利用者を主に想定しています。後段についてはご理解のとおりです。その上で、「各施設に隣接した位置に配置した合計が4台以上となること」ということですが、各施設への設置台数、駐車スペースについては、サービスヤードや公園内の動線に配慮した上でご提案下さい。
103	要求水準書	12	2	1	(3)				競技用プールの充実	25mプールについては、公認を取る事が必須条件ではないのでしょうか？	25mプールの公認取得については、必須ではなく、提案に委ねます。要求水準としては25mプールに対し、『「公認プール施設要領」における国内公認一般AAの認定取得のための練習施設とすること』を求めています。25mプールとしての公認は、50mプールを2分割した場合における25mプール(2面)に対する要求となっています。
104	要求水準書	12	2	1	(3)				競技用プールの充実	日本水連公認の国内主要大会が開催できる規模とありますが、【参考資料7大会実績】に加えて、新たに誘致を考えておられる大会がありましたらご教授ください。	ご指摘の質問内容について、現時点で具体的に想定している訳ではありません。参考として要求水準書資料27【本件施設規模により開催可能性のある大会(市体育協会ヒアリング結果)】をご確認下さい。
105	要求水準書	12	2	1	(4)				中央体育館との連携・・・	連携とあるが、現中央体育館で実施している講座・教室をご教示ください。	ご質問の内容は別紙2として公表します。
106	要求水準書	12	2	1	(6)				障害者用の駐車場	障害者用の駐車場を各施設に隣接した場所に配置することが求められていますが、各施設とは、新体育館と屋内競技用プールを指すとの理解でよろしいでしょうか？また、各施設への障害者用車両のアクセスは、荷捌き車両のルートと兼用でもよろしいでしょうか？	各施設とは、新体育館及び新市民プールを想定しております。車両アクセスについては、利便性を損なわない限り、荷捌き車両のルートと兼用でも問題ありません。
107	要求水準書	12	2	1	(6)				障がい者用駐車場	各施設に隣接した場所へ配置とありますが、管理者用のサービスヤード、バックヤードに設けることは可能と考えてよいでしょうか。	サービスヤードやバックヤード及び駐車場の利便性を損なわない限り、可能です。
108	要求水準書	13	2	1	(7)				プール水	災害時には生活雑水として利用するのとありますが、日常時における水量の確保、水質の維持など具体的に配慮すべき数量はありますか？	日常時における水量の確保、水質の維持など具体的に配慮すべき内容はご提案下さい。

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
109	要求水準書	13	2	1	(8)				JR新駅	JR新駅の駅前広場の舗装材と本計画区域内の舗装材を同一にすることは可能ですか	JR新駅の駅前広場の舗装材については、今後計画していくため、デザイン協議の協議事項となります。
110	要求水準書	13	2	1	(8)				JR新駅	駅前広場のバス停等のシェルターの計画位置を教えてください	駅前広場のバス停等のシェルターの計画位置については、今後検討していくため、デザイン協議の協議事項となります。
111	要求水準書	13	2	1	(8)				JR新駅	駅前広場の植栽計画及び樹種を教えてください	駅前広場の植栽計画及び樹種については、今後検討していくため、デザイン協議の協議事項となります。
112	要求水準書	13	2	2	(1)				建築面積の上限	建築面積の上限として19,800㎡とありますが、自由な発想に基づくプラン検討や多様な自主事業を提案するために、多少でも緩和（+300~800㎡）していただけないでしょうか。	建築面積の上限は19,800㎡とします。
113	要求水準書	13	2	2	(1)				建築面積上限	今回の敷地には、法面・傾斜等があり、平均地盤面の取り方・解釈によっては提案後にわずかに上限範囲内に収まらない可能性があります。事前に貴市建築指導課や確認機関への相談は可能でしょうか？	事前に姫路市建築指導課や確認機関への相談は可能です。
114	要求水準書	13	2	2	(1)				本件施設用地の概要	計画建物の用途は、主「観覧場」、従「体育館・屋内プール・他」としてよいでしょうか。	建築基準法に係る内容については、姫路市建築指導課又は建築確認申請を行う機関にご相談下さい。
115	要求水準書	13	2	2	(3)				地中障害物の状況	地中障害物の撤去が必要となった場合は、必要となる費用と工期については、事業者へ帰責しないという理解でよろしいでしょうか？	事業契約書（案）第43条等の規定に基づく対応となります。
116	要求水準書	13	2	2	(4)				埋蔵文化財の状況	試掘調査の結果は、提案時には事業者の知りうる場所ではないため、試掘の結果、新たな調査等に必要となる費用と工期については、事業者へ帰責しないという理解でよろしいでしょうか？	事業契約書（案）第43条等の規定に基づく対応となります。

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	細目	項目名	質問事項	回答
117	要求水準書	14	2	2	(2)			地盤等の状況	事業者による正式な地盤調査の結果、「資料 6 地質調査結果」から想定することができない地業工事等が必要になった場合、別途費用清算頂けると理解してよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第43条等の規定に基づく対応となります。
118	要求水準書	14	2	2	(3)			地中障害物	地中障害物が出土した場合は事業契約書に基づくこととありますが、地中障害物については事業契約書案11ページ第43条2項にある「地中障害物（中略）が発見された場合は（中略）甲及び乙はその対応につき協議する」が該当し、同条1項・3項にある各種必要な調査の実施及びその不備についての費用負担には該当しないと考えてよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第43条等の規定に基づく対応となります。
119	要求水準書	14	2	2	(4)			埋蔵文化財の状況	「業務遂行中に埋蔵文化財と思われるものを発見したとき」の取扱いについて、本調査が必要となった場合の諸費用および工程遅延に対するリスクについては、現時点での判断材料が乏しく結果として提案内容に大きな差異が生じる可能性があることから、公平性の観点から市の負担と考えると宜しいでしょうか。	事業契約書（案）第43条等の規定に基づく対応となります。
120	要求水準書	14	2	2	(4)			埋蔵文化財の状況	試掘調査の結果、本掘削調査の必要がある場合、その範囲は計画敷地全体にわたり調査を行うものと考えて宜しいでしょうか。	現時点でお示しできる情報はありません。
121	要求水準書	14	2	2	(4)			埋蔵文化財の状況	落札者決定後に提供される試掘結果により、入札時には想定できなかった調査が必要となった場合には、当該調査に要する工期延長リスク及び増加費用については市の負担として頂けないでしょうか。	事業契約書（案）第43条等の規定に基づく対応となります。
122	要求水準書	14	2	2	(5)			既存建物等の取扱い	本件施設用地内の既存施設は市が解体を行うため、解体期間が延期された場合には本事業の施設整備期間も調整いただけるとの理解でよろしいでしょうか。その場合運営・維持管理期間の変更はありますでしょうか。	ご質問の対象の場合、事業契約書（案）第19条を適用し、事業契約書（案）第19条第2項の各号に定める内容について協議を行います。仮に本件施設の開業日が遅れた場合でも、運営・維持管理期間の変更はありません。
123	要求水準書	14	2	2	(6)			既設用水路	「既設用水路に関して、その機能を維持すること」とありますが、既設用水路の詳細や今後の修繕等の必要性等についてご教示ください。	既設用水路の情報は本回答書公表時点において姫路市が公表している情報が全てとなります。用水路の機能維持に必要な範囲で修繕を行ってください。
124	要求水準書	14	2	2	(6)			既設用水路の取扱い及び既存園路の活用条件	既設用水路に関して、その機能を維持することとありますが、工事中の健全性を確保するために必要な既設用水路の土被りや許容耐力の情報を開示ください。	既設用水路の情報は本回答書公表時点において姫路市が公表している情報が全てとなります。既設用水路の機能を維持するために必要な情報は事業者において調査してください。

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
125	要求水準書	14	第2	2	(4)				埋蔵文化財の状況	工事中に埋蔵文化財が発見された場合には、発掘調査費用は市となっていますが、工事遅延に対する増加費用も市の負担との理解で良いでしょうか。	事業契約書（案）第43条等の規定に基づく対応となります。
126	要求水準書	15	2	2	(7)	オ	(4)		雨水排水	実施方針等への質問に対する回答書N0302に従い、雨水排水に関し兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所に確認したところ、『開発行為区域面積が1ha以上であり平均流出係数が増となるので、洪水調整池の設置は必要。開発行為区域面積は従前建物部を含めた事業区域全体とする。』との回答でした。したがって、相当容量の調整池の整備が必要となり、事業計画への影響が大きいため、公平性の観点から整備が必要な調整池の容量を要求水準としてお示し頂けないでしょうか。	整備が必要な調整池の容量は提案する施設計画等に合わせ、ご検討下さい。
127	要求水準書	15	2	2	(8)	7	(7)		本件施設の概要	Vリーグのライセンス交付規則において、ライセンス申請の施設基準に定める「アリーナ施設使用契約書」は、姫路市とホームタウン申請チームとの間で締結する理解で宜しいでしょうか。	現時点では、市と指定管理者のいずれと締結するか未定ですので、協議の上、決定します。
128	要求水準書	15	2	2	(8)	7	(7)		本件施設の概要	Vリーグのライセンス交付規則において、ライセンス申請者が優先的に使用できる練習用施設を確保するが求められておりますが、事業者はどの様に対応したら良いかご指示下さい。	練習用施設の確保については、今後、チームと協議しながら決定していくこととなります。
129	要求水準書	15	第2	2	(7)	イ	(7)		ガス	都市ガス管は敷設されていないとのことですが、事業者の提案があれば市として敷設していただけるのか、事業者がプロパンガス等で対応するのかご指示ください。	都市ガス又はプロパンガスの敷設等を姫路市が行うことはありませんので、事業者で対応して下さい。
130	要求水準書	16	2	2	(8)	7	(7)		メインアリーナ	メインアリーナの席数算定方法について、臨時席は含めずに5000席確保という理解で宜しいでしょうか。また、車いす席や特別観覧室に隣接するVIP席を内数に含めてよいかご指示ください。	5,000席の内訳は、固定観客席を3,000席程度、残りをメインアリーナフロアレベルの移動観客席とし、臨時席や車いす席、VIP席は内数に含めないこととします。
131	要求水準書	16	2	2	(8)	7	(7)		メインアリーナ	「～固定観客席を3,000席程度とし」とあります。「程度」とは±10%は許容範囲であるとの理解でよろしいでしょうか。また、後述についても同様の考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、「程度」とは観客席を対象に±1割以内とします。

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
132	要求水準書	16	2	2	(8)	7	(7)		メインアリーナ	プロスポーツ興行等に対応できる各種設備については、使用頻度や経済合理性の観点からリースにて調達することは可能でしょうか？	各種要求水準を遵守の上、可とします。
133	要求水準書	16	2	2	(8)	7	(7)		メインアリーナの音響等の設備について	プロスポーツ興行や余興等（歌手によるライブ等）に対応できる音響、映像、照明及び電気設備とすること、とありますが、貴市が想定するそれぞれの設備の具体的なスペックについてご教示いただけますでしょうか。	要求水準書資料27及び類似施設の事例を参考にして、ご提案下さい。
134	要求水準書	16	2	2	(8)				弓道場	遠的、近的を同時に行う大会は開催される想定でしょうか。要求水準書には「併用可」との記載がありますが、上記が想定される場合、独立して設置する方がより施設計画上望ましいとのご認識でしょうか。	同時の定義が同日なのか、同時間なのか不明ですが、弓道場が近的・遠的併用の場合について、同日であれば、時間をずらして開催する等が考えられます。同時間であれば、メインアリーナも活用して大会を開催することが考えられます。要求水準書において「併用可」としている理由は、効率的な施設計画を検討可能とするためです。遠的場、近的場の独立・併用の選択については、ご提案下さい。
135	要求水準書	17	2	2	(8)	7	(7)		卓球場諸室	卓球場の倉庫、更衣室は共用が可能な倉庫、更衣室（トレーニングルームなど）と共用することは可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、専用の倉庫、更衣室を設けて下さい。
136	要求水準書	18	2	2	(8)	7	(4)		大会関係諸室	大会関係諸室として、医療室が含まれておりますが、これは救護室という認識でよろしいでしょうか。医務室という表記ですと、医療設備や医療免許を有する人員の配置などが必要とされる施設という認識に捉えられてしまいます。	ご理解のとおりです。
137	要求水準書	18	2	2	(8)	7	(4)		50m ² プール	観客席2500席以上はプールサイド設置階の上階に設けることとありますが、臨時観客席については、プールサイドより少し上がったレベルで観客がプールサイドに進入しずらくかつプールサイドの水が入らない構造であればよいと考えてよろしいですか。	「固定観客席を1,500席以上、臨時席を1,000席程度、合計2,500席以上をプールサイド設置階の上階に設けること。なお、臨時席1,000席のためのスペースは、席を設けない状態において、平坦な空間として整備し、選手のウォーミングアップや休憩スペース等、有効に活用できるよう工夫すること」及び「大会運営に支障とならないこと」を遵守したうえで、ご質問の内容の臨時席を設けることは可とします。
138	要求水準書	18	2	2	(8)	7	(4)		臨時席	臨時席のスペースは、席を設けない状態においては、平坦な空間として整備と記載がありますが、1000席規模の場合、平坦な空間では競技面が見えにくいいため、平坦部上部に段床を臨時で組む想定で宜しいですか。	ご理解のとおりです。なお、1000席規模の設置は主催者が行いますが、臨時席として使用するにあたり、観覧席として法令等により求められる設備は本事業の対象とします。また、臨時席の設營業務は本事業に含みません。

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
139	要求水準書	19	2	2	(8)	7	(ウ)		附属プール	「多目的に利用可能な広場として、3,500㎡程度を整備」とありますが、斜面なども有効に活用できる場合は広場の面積として算入して宜しいでしょうか。	夏季の休憩スペースとしての利用及び、夏季以外の多目的利用が、可能な場合に限り可とします。
140	要求水準書	19	2	2	(8)	7	(ウ)		多目的広場の活用方法	一般的に公園内では様々な禁止行為がありますが、本件施設用地内（特に多目的広場など）で予定されている禁止行為がありましたら教えてください。	行為の制限は、姫路市立公園条例第4条、行為の禁止は、同条例第6条のとおりとします。
141	要求水準書	19	2	2	(8)	1	(ウ)		自主提案施設	資料31において「たばこの販売は可とする」とありますが、酒類についても同様に販売可能という理解でよろしいでしょうか。	コンビニエンスストアにおいて、酒類の販売は可とします。
142	要求水準書	19	2	2	(8)	1			自主提案施設について	飲食店・コンビニについて、当該業務をSPCから構成員が受託し事業リスクを負担したうえで、専門業者に業務を再委託するスキームは可能でしょうか。	飲食店、コンビニエンスストアの実施主体は、あくまで構成員とします。また、飲食店、コンビニエンスストアの実施にあたって施設を転貸借することは不可とします。業務の再委託については、あくまで実施主体の配下として、管理面や運営面の関与を保持し、単に業務のみ実施させるため再委託することは可とします。なお、公園施設管理許可等の申請者については、SPCとしてください。
143	要求水準書	19	2	2	(9)	7	(ウ)		その他諸室	その他諸室として、医療室が含まれておりますが、これは救護室という認識でよろしいでしょうか。医務室という表記ですと、医療設備や医療免許を有する人員の配置などが必要とされる施設という認識に捉えられてしまいます。	ご理解のとおりです。
144	要求水準書	20	2	2	(8)	1	(ウ)		コンビニでのお酒販売	コンビニでのお酒販売は出来ないでしょうか。	コンビニエンスストアにおいて、酒類の販売は可とします。
145	要求水準書	20	2	2	(8)	1	(ウ)		自主提案施設の営業日	必ず設けなければならない飲食店とコンビニの営業日は本施設の開館日と同じでなければならないでしょうか。それとも自由に営業日を設定できますでしょうか。	原則、スポーツ施設の開館日と同じとします。飲食店及びコンビニは、公園施設利用者等の利用も見込まれることから、スポーツ施設休館日の営業も可とします。
146	要求水準書	20	2	2	(8)	1	(ウ)		自主提案施設の営業日	必ず設けなければならない飲食店とコンビニ以外の自主提案施設における営業日は自由に設定できますでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
147	要求水準書	20	2	2	(8)	イ	(ウ)		自主提案施設の営業時間	必ず設けなければならない飲食店とコンビニ以外の自主提案施設における営業時間は自由に設定できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	要求水準書	20	2	2	(8)	イ	(ウ)		自主提案施設の営業時間	必ず設けなければならない飲食店とコンビニの営業時間は午前9時から午後9時までとなっておりますが、飲食店とコンビニ以外に設ける自主提案施設の営業時間は自由に設定できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	要求水準書	20	2	2	(8)	イ	(ウ)		自主提案施設の営業時間	必ず設けなければならない飲食店とコンビニの営業時間は午前9時から午後9時までとなっておりますが、自主提案施設として飲食店を2店舗設ける際に、1店舗目の営業時間を午前9時から午後9時とした場合、2店舗目の営業時間は自由に設定してもよいでしょうか。	可とします。
150	要求水準書	20	2	2	(8)	イ			自主提案施設	「自主提案施設を別棟にした場合は、本件施設とは別に確認申請を要する」とありますが、その場合、自主提案施設は用途上可分と考え、別敷地として分割して申請する必要があるということでしょうか。	要求水準書の当該部分は、「分棟により用途上可分となる場合、敷地分割及び別の建築確認申請を要する」という主旨になります。用途上可分・不可分の取扱いについては、本市建築指導課又は建築確認申請を行う機関にご相談下さい。
151	要求水準書	20	2	2	(8)	イ			自主提案施設における「本件施設と一体のもの」の定義	自主提案施設と本件施設が共通の躯体などでつながっていないで離れている場合でも、建築基準法上、自主提案施設と本件施設が用途上不可分と認められれば、一つの建築確認申請とすることは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書の当該部分は、「分棟により用途上可分となる場合、敷地分割及び別の建築確認申請を要する」という主旨になります。用途上可分・不可分の取扱いについては、姫路市建築指導課又は建築確認申請を行う機関にご相談下さい。
152	要求水準書	20	2	2	(8)	イ			自主提案施設における「本件施設と一体のもの」の定義	自主提案施設と本件施設が共通の躯体でつながっていないで離れている場合でも、建築基準法上、別の建築確認申請を要さなければ、その自主提案施設は「本件施設と一体のもの」として扱われるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書の当該部分は、「分棟により用途上可分となる場合、敷地分割及び別の建築確認申請を要する」という主旨になります。用途上可分・不可分の取扱いについては、姫路市建築指導課又は建築確認申請を行う機関にご相談下さい。
153	要求水準書	20	2	2	(8)	イ			自主提案施設を分棟で整備する場合	自主提案施設を分棟で整備する場合、本件施設とは別に建築確認申請を要するとありますが、「別に建築確認申請を要する」とは、本件施設用地を分割して、本件施設とは別に自主提案施設の為だけの建築確認申請を取るとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書の当該部分は、「分棟により用途上可分となる場合、敷地分割及び別の建築確認申請を要する」という主旨になります。用途上可分・不可分の取扱いについては、姫路市建築指導課又は建築確認申請を行う機関にご相談下さい。
154	要求水準書	20	2	2	(8)	イ			自主提案施設を分棟で整備する場合	「別に建築確認申請を要する」とのことで、本件施設用地を分割して、本件施設とは別に自主提案施設の為だけの建築確認申請を取る場合、その敷地分割の仕方に制限はありますか。もしくは、事業者による自由提案でしょうか。	事業者による自由提案になります。

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
155	要求水準書	20	2	2	(8)	イ			自主提案施設を分棟で整備する場合	自主提案施設を分棟とするために、本件施設用地を分割して別に確認申請を取る場合、その自主提案施設における確認申請上の接道は要求水準書資料10のA部付近の道路（回転展望台前の道路）としてもよろしいでしょうか。	当該付近では青二点鎖線が2メートル以上建築基準法上の道路に接していないため不可となります。但し、建築基準法第43条第2項第2号による許可が取得できる場合には、接道する場合があります。
156	要求水準書	23	2	3	(1)	カ	(7)	a	駐車施設附置について	「姫路市駐車施設附置条例」によると、今回計画は施設の面積に合わせて相当数の駐車施設の附置が求められる。しかしながら要求水準上、「自動車での来訪は、、、通り抜け型の条項空間を整備することで対応すること。」と記載があり、サービスヤード以外の駐車場の設置は不可と読み取れる。計画地に駐車施設を設置できない場合、建物から250m以内に隔地駐車場を設ける必要があるが、「資料16周辺施設の駐車場に関する情報」に記載の駐車場によって、各地駐車場を確保できると考えてよろしいでしょうか。（質疑回答No831にて周辺の駐車施設の増設計画はないと記載）	ご理解のとおりです。
157	要求水準書	24	2	3	(1)	カ	(イ)		光環境	グレアについて対策を講じることとありますが、具体的な対策は検討しますが、定量的な結果をお示しする必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	要求水準書	26	2	3	(2)	7	(7)	b	駅前広場	「駅前広場と利用者と本件施設利用者を植栽等により適切に分離しつつ、一体的な動線を形成できるよう工夫する」とありますが、駅前広場の道路境界線の際に物理的な障害物を置きながら、実際には行き来できるようにする必要があるという解釈でよろしいでしょうか？	「駅前広場を本件施設利用者が利用することにより、駅利用者の利用に支障をきたす恐れがあるため、駅前広場の境界線（要求水準書資料10紫実線）に植栽等の物理的な障害物を設置し、車椅子利用者以外は行き来できないよう対応策を講じる必要がある」という趣旨です。
159	要求水準書	26	2	3	(2)	7	(7)	e	会議室	諸室のうち、新体育館の会議室等汎用性の高い諸室は、各々独立性をもって運営・維持管理ができるようにと記載がありますが、屋内競技用プール会議室には独立性は求められないと考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
160	要求水準書	27	2	3	(2)	7	(ウ)		連絡通路	連絡通路は資料13に示す区間の半分以上に雨を避けるための屋根を設けるとの記載がありますが、建築基準法第2条第1号「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの」に該当する建築物と見做され、これにより生じた建築面積は本計画における建築面積の制限内に納める必要があるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	要求水準書	29	2	3	(2)	イ	(7)	b	センタービジョン	センタービジョンは昇降式が必要でしょうか。またVリーグ時にも使用を想定されていますでしょうか。	設置方式は提案にお任せします。また、Vリーグでの使用を想定しております。

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
162	要求水準書	29	2	3	(2)	I	(7)	b	(1)	センタービジョン（300インチ×4面）を設置できる施設計画と記載いただいておりますが、想定する最大荷重条件をご提示いただけませんか。	最大荷重条件の想定はありません。 設置内容については、提案によるものとします。
163	要求水準書	29	2	3	(2)	I	(7)	b	メインアリーナ臨時席	臨時席数に指定はありますでしょうか。また、文中の「簡易に設置展開できるもの」とは、備品として常備が必要ということでしょうか。	臨時席の席数、臨時席の常備・主催者調達等の別は提案によるものとします。
164	要求水準書	29	2	3	(2)	I	(7)	b	メインアリーナ	「センタービジョン未設置の状態で天井高は16m以上」という条件を満たす範囲は、メインアリーナ競技フロア内(67m×40m)の全面が対象ということでしょうか。	バレー及びバトンの競技エリアについては、16m以上を確保してください、それ以外の競技エリアにつきましては、各競技の公式規定に対応した天井高を確保していただくことを条件に、提案によるものとします。 一般的に天井高不足により実施不可能な競技としては、バレー、バトンが想定されます。その他、アリーナで実施される競技についても、天井高の規定を調査研究し、公式競技に対応した天井高としてください。公式競技については、プロスポーツ又は国体を想定しています。
165	要求水準書	29	2	3	(2)	I	(7)		個別諸室計画	新体育館において、eスポーツの大会会場としても対応することが求められておりますが、何処まで対応したら良いか基準が御座いましたらご指示下さい。大会会場としての設備や機材も含めて対応するかなど。	提案によるものとします。
166	要求水準書	30	2	3	(2)	I	(7)	c	サブアリーナ 固定観覧席	サブアリーナの固定観覧席は4周に分散配置することは可能でしょうか。	提案によるものとします。
167	要求水準書	30	2	3	(2)	I	(7)	c	サブアリーナ	今迄の質問回答において、サブアリーナの天井高さに指定はなく、要求水準書資料23に記載の競技(バスケ、バレー、バドミントン、屋内テニス、フットサル)を踏まえて提案するようにとのことでした。今回の要求水準書では、コートレイアウトやクリアランスに関して「最新の国民スポーツ大会施設基準等を参考とし、公式規定を確保できるように提案すること。」と加筆されました。サブアリーナの天井高さとして国民スポーツ大会施設基準のバドミントンのCH=12mが必要なのでしょうか。それとも国際バレーボール連盟EVENT REGULATIONSのウォーミングアップエリアの天井高さ7mを確保すれば、国民スポーツ大会施設基準でもバドミントン以外の競技を満足するため、問題はないと考えてもよろしいでしょうか。 サブアリーナの要求スペックが公式試合レベルなのか練習場レベルなのかで提案内容が異なりますので、最低限守るべき水準をご指示ください。	サブアリーナのコートレイアウト及びクリアランスについては、要求水準書のとおり、各競技の公式規定を確保した提案してください。 天井高については、サブアリーナの天井高さの指定はありません。要求水準書資料23に記載の各種競技を踏まえ、提案によるものとします。 なお、参考として中央体育館サブアリーナの天井高が一番高いところで12mとなります。

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
168	要求水準書	31	2	3	(2)	I	(7)	g	柔道場	g 柔道場とh 剣道場のそれぞれに「専用の更衣室を設けること」と記載されていますが、柔道専用の更衣室と剣道専用の更衣室を別々に設けるという意味でしょうか。剣道と柔道の更衣室は武道場の更衣室として兼用してもよろしいでしょうか。	剣道と柔道の更衣室について、1か所の更衣室で兼用とすることは認められませんが、2か所以上設けたうえで、兼用とすることは可能です。
169	要求水準書	32	2	3	(2)	I	(7)	i	弓道場	「練習室を設けること」と記載されていますが、射場とは別に練習用の室を設けるという意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
170	要求水準書	36	2	3	(2)	b	(4)	(k)	50mプール	一時的に照明器具を増設することに対応する、の照明器具は事業者が準備するのでしょうか？ 主催者の持込を想定されていますか？	一時的な増設については、主催者の持ち込みを想定しております。照明については、国内公認一般AAに適合する規格を備えてください。（要求水準書P24 3(1)カ機能性（エ）光環境 参照）
171	要求水準書	36	第2	3	(2)	I	(4)	b	50mプール	(1)に記載の臨時席の設置について、事業者はスペースを確保し、臨時席は大会主催者等が大会等での利用形態に合わせて持ち込み設置するとの認識でよろしいかご教示ください。	屋内プールの臨時席1,000席程度については、備品として備えてください。なお、臨時席の設営は大会主催者等がおこないます。（実施方針等への質問及び意見に対する回答No.371参照）
172	要求水準書	37	2	3	(2)	I	(4)	c	25mプール	25mプールの水深が1.2m以上ですが、プールの水深を1.2mより深い水深とした場合、1.2mに調整を行なう必要性はないものと考えて宜しいでしょうか。	1.2mより深い水深を提案した場合、運営内容に応じ調整してください。常に1.2mを維持することを要求するものではありません。
173	要求水準書	37	2	3	(2)	I	(4)	e	ドーピング検査室	P18にお示しの検査室、控室、トイレ以外に日本アンチ・ドーピング機構によるドーピング検査室として具体的に必要な設備があればご教授下さい。	提案によるものとします。
174	要求水準書	37	2	3	(2)	I	(4)	f	会議室	収容人数100席程度（分割時3～40人）計画とありますが、椅子席のみを並べて100席という意図であり、机は不要と理解して宜しいですか。	机と椅子をセットにして、100席分確保して下さい。
175	要求水準書	37	3	3	(2)	I	(4)	f	会議室	プロジェクター等設備は、3室1室のため、1箇所設置という理解でよろしいでしょうか。	3室1室の場合は、3箇所の設置となります。

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
176	要求水準書	38	2	3	(2)	Ⅰ	(4)	i	更衣室・ロッカー室	「d)大規模大会に対応した規模の更衣室・ロッカー室を備えること」との追記がございましたが、要求水準書p.18の更衣室ロッカー室の欄では「更衣室・ロッカー室の想定利用者数(事業者提案による。)」という表記のままとなっています。要求水準書資料27の開催可能性のある大会として「その他大規模大会開催可能」、要求水準書p.12の「日本水泳連盟公認の国内主要大会が開催できる規模」という条件だけでは更衣室利用者数の想定が不正確になりますので、想定人数をご教示ください。	「大規模大会に対応した規模の更衣室・ロッカー室」を、同等規模の施設を参考にし、事業者の提案により、整備して下さい。
177	要求水準書	38	3	2		ウ	h		付属プール	既存の高低差のある現況レベル22.5の位置に管理車両・搬入車両の進入は可能ですか。	お示しの場所が不明ですが、既存園路の活用については、要求水準書資料31P9、2(7)をご確認下さい。
178	要求水準書	38	第2	3	(2)	Ⅰ	(4)	k	トイレ	(c)大会時における入場待ちの観客が利用できるトイレを適切な位置に設けるとありますが、プール施設付近の外部に設けるとの理解でよろしいでしょうか。なお、外構計画にある屋外24時間利用可能トイレとは別の施設との理解で良いでしょうか。また、プール施設以外は不要ということで良いでしょうか。	屋外24時間トイレとは別施設になります。設置箇所につきましては、動線や設置箇所を工夫することで、施設内トイレを活用する提案も可能です。なお、要求水準書にて、新体育館にも同様の要求をしておりますので、ご確認下さい。
179	要求水準書	39	2	3	(2)	Ⅰ	(ウ)		附属プール	通年利用を求められるのは、多目的広場部分(3,500㎡)という理解で大丈夫でしょうか？	ご質問の対象は附属プール用地(8,500㎡程度)となります。
180	要求水準書	42	2	3	(4)	イ	(4)	b	空調設備	温度管理は中央監視室及び事務室において、諸室ごとに一元的に管理できるものとありますが、中央監視室と事務室を近接して設ける場合、中央監視室に機能を集約するものと考えて宜しいでしょうか。	各種要求水準を遵守の上、可とします。
181	要求水準書	42	2	3	(4)	ウ	(7)	c	給水設備	前面道路に敷設される市水本管150Aは、今回計画用に新規引込が可能な前提と考えて宜しいでしょうか。また、資料4に再接続予定の本管の埋設深さ未定とありますが、受水槽レベル検討のため埋設深さ想定は既存同等の1.2mと考えて宜しいでしょうか。	市水本管150Aは、今回計画用に新規引込が可能です。埋設深さ想定は既存同等の1.2mとして下さい。
182	要求水準書	42	2	3	(4)	ウ	(7)	d	給水設備	地下水の利用は必須、資料8に観測井No2の継続活用が可能とありますが、2月26日貴市公表の「地下水質分析結果」だけでは各グループの設備仕様にはバラつきが生じます。公平性を期すためにも詳細の地下水質データを提示願います。	2月26日に市が公表した「地下水質分析結果」の情報がすべてとなります。

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	細目	項目名	質問事項	回答
183	要求水準書	42	2	3	(4)	ウ	(7)	d 給排水設備	前回の質問回答で、井水の水質は入札公告までに示すとのことでしたが、資料に含まれていないようです。ご提示頂けますでしょうか。	ご質問の対象は参考資料2として令和3年2月26日に公表しております。
184	要求水準書	42	2	3	(4)	ウ	(4)	b 排水設備	プール水は各種基準を遵守のうえ水尾川に排水することとありますが、水尾川の放流基準を提示願います。また、排水流量等の制約がありましたら合わせて提示願います。	河川放流における水質基準については以下のとおりとなっております。 pH: 5.8以上8.6以下、BOD: 20mg/l以下 COD: 120mg/l以下、SS: 70mg/l以下 油分: 5mg/l以下 なお、水尾川への放流量については兵庫県中播磨県民センター、姫路土木事務所にご確認ください。
185	要求水準書	44	2	3	(5)	7	(オ)	サービスヤード	新体育館及び屋内競技用プールのサービスヤードを一体整備する場合の記述があります。例えばアリーナ側に大型バス駐車樹8台、中継車1台、乗用車（関係者用）6台を一体整備し、プール側に中継車1台を補完整備することは要求水準に合致しているでしょうか。合計8台と記載があるので、中継車用と大型バスの合計が8台で良いということでしょうか。また、一体整備の場合、転回できるスペースはアリーナ、プール両方に必要ですか。必要な場合、アリーナ側を回転転回、プール側を切返し転回とすることは可能でしょうか。また、資料25より、プラットフォームはアリーナ側サービスヤードにのみ設ければ宜しいでしょうか。	新体育館及び屋内競技用プールのサービスヤードを一体整備する場合は、大型バス駐車樹のみ兼用を可とし、大型バス駐車樹として最低合計8台は遵守して下さい。中継車用駐車樹の兼用は不可とします。一体整備の場合、転回できるスペースの整備位置、整備数をご提案下さい。アリーナ側を回転転回、プール側を切返し転回とすることは可能ですが、両施設の運営上、支障がないものとして下さい。プラットフォームはアリーナ側サービスヤードにのみ要求しており、屋内競技用プール側に設けるかどうかは提案によるものとします。
186	要求水準書	44	2	3	(5)	7	(キ)	サービスヤード	「VIP、プロスポーツチーム関係者、メディア関係者等の駐車スペースを、6台以上、サービスヤード内に確保すること。」とありますが、例えばアリーナ側に一体整備し、プール側に中継車1台のみ設けた場合、アリーナサービスヤードに6台以上確保するということがよろしいでしょうか。	ご質問の場合においてアリーナサービスヤードに関係者等用の駐車スペースを設けることで関係者等用の駐車利便性を損ねない場合において、ご質問の内容は可とします。
187	要求水準書	44	2	3	(5)	4	(オ)	駐輪場の利用料金	施設利用者以外からは利用料金の徴収も可能という理解でよろしいでしょうか。	「JR新駅利用者の利用により本件施設利用者の利用が制限されないよう工夫」する方法として、ご質問の内容も可能です。
188	要求水準書	44	2	3	(5)			外構計画	飲食店、コンビニ等の従業員用の駐車スペースは場内に確保する計画が必要でしょうか？それとも場外有料駐車場を使用する計画でしょうか？	飲食店、コンビニ等の従業員用の駐車場を希望する場合は本件施設用地外にて確保して下さい。
189	要求水準書	44	3	5		4	(4)	駐輪場	駐輪場は分散配置によって200台確保してもよいですか	駐輪場の分散配置は各種要求水準を遵守の上、可とします。

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
190	要求水準書	44	3	5		イ	(イ)	駐輪場	原付自転車駐車場は駐輪場位置に駐車してもよいですか。また、原付自転車と自転車の合計が200だいとしてよいですか	少なくとも200台は自転車専用の駐輪場として整備して下さい。原動機付自転車の、駐輪場の位置や数については、事業者の提案により整備して下さい。	
191	要求水準書	45	2	3	(5)	イ	(ウ)	駐輪場	駐輪場は、本件施設の利用時間外は利用不可とする必要がありますでしょうか。	要求水準書の要件を満たす限りにおいて、利用不可とする必要はありません。	
192	要求水準書	45	2	3	(5)	エ		歩行者用園路	山側に園路を設ける場合、「福祉のまちづくり条例 兵庫県」によりますと、公園内の園路勾配は「基本 5%以下(1/20以下) やむを得ない場合は 8%以下(1/12.5以下)とする。高低差0.75m以内毎に踏幅1.5mの踊り場が必要」とされています。ただし、今回は急斜面地があるため、緩和規定を採用することが可能と考えてよろしいでしょうか。	計画内容により個別に協議が必要と思われるので、姫路市まちづくり指導課にご相談下さい。	
193	要求水準書	45	3	5		オ	(7)	雨水排水計画	雨水排水計画について、計画区域内の流域設定を教えてください	ご質問の内容は下水道整備室で閲覧可能です。	
194	要求水準書	45	3	5		オ	(7)	雨水排水計画	雨水放流の最終会所樹位置を教えてください	雨水放流の最終会所樹位置は提案によるものとします。	
195	要求水準書	45	3	5		オ	(7)	雨水排水計画	計画区域内の雨水放流先は数カ所設置してよろしいですか	計画区域内の雨水放流先の箇所数は提案によるものとします。	
196	要求水準書	45	2	3	(5)	キ		植栽計画	市から事業者への引渡し時に本件施設用地内に存在する既存樹木について、樹種やその位置などについてお教えいただけませんか。	現時点において、お示しできる資料は要求水準書資料31、P20～21のとおりです。	
197	要求水準書	46	2	3	(5)	ケ	(イ)	通り抜け型乗降場	30分以上の駐車禁止とありますが、一時駐車スペースであることの周知、遵守しない利用者への注意喚起等の対策を行うことよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、より有効な方法についての提案を妨げるものではありません。	

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
198	要求水準書	46	2	3	(5)	コ	(7)		サイン計画	周辺・広域案内誘導サインの実施に関するコストは、別途頂戴できるという理解でよろしいでしょうか？	本件施設用地外における最寄りの公共交通機関や周辺道路、幹線道路等からの周辺・広域案内誘導サインについて、調査及び姫路市・関係機関と協議調整を行い、計画案を作成することまでが要求水準となります。
199	要求水準書	46	3	5		コ	(4)		サイン計画	JR新駅の駅前広場のサイン計画を教えてください	JR新駅の駅前広場のサイン計画については、今後計画していくため、デザイン協議の協議事項となります。
200	要求水準書	46	3	5		サ	(7)		施設管理計画	本件施設用地境界にフェンスを設置する際に、門扉を設置する場合は管理者側で適宜施錠をしてもよいですか	各種要求水準を遵守の上、可とします。
201	要求水準書	46	3	5		シ	(7)		分煙施設	分煙施設の分散配置については、1か所でもよろしいですか	各種要求水準の要件を満たす限りにおいて1か所とすることを可とします。
202	要求水準書	46	3	5		シ	(エ)		障害者専用駐車スペース	障害者専用駐車スペースの4台設置について、分散配置でもよろしいですか	分散配置で問題ありません。 各施設への設置台数、駐車スペースについては、サービスヤードや公園内の動線に配慮した上で提案して下さい。
203	要求水準書	47	2	3	(5)	シ	(エ)		障害者専用駐車スペース	要求水準書P12に記載の障害者用駐車場と同じものを指し、各施設に隣接した場所で、計4台以上を設ける必要があるという理解でよろしいでしょうか？	要求水準書、P46、シ（エ）の「障害者専用駐車スペースを4台以上設けること」については、兵庫県福祉のまちづくり条例における車椅子利用者利用駐車施設を指しており、一般利用者を主に想定しています。後段についてはご理解のとおりです。その上で、「各施設に隣接した場所で、計4台以上を設ける」ということですが、各施設への設置台数、駐車スペースについては、サービスヤードや公園内の動線に配慮した上でご提案下さい。
204	要求水準書	48	3	2	(2)	エ			土壌汚染除去の措置	土壌汚染の除去等の措置が必要となり、開業時期が遅れる等の影響がある場合、その責は事業者ではなく、市の帰責という理解でよろしいでしょうか	事業契約書（案）第43条等の規定に基づく対応となります。

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
205	要求水準書	48	3	2	(2)				事前調査着手時期	地質調査等計画地現地での調査業務については、事業契約締結後であればいつでも可能であるとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
206	要求水準書	48	3	2	(3)	キ			設計業務	西日本旅客鉄道株式会社とのデザイン協議により事業者の予期せぬ施設の仕様変更が生じた場合、事業者に帰責性がないものとし、建設に係るサービス購入費の増額にご対応頂きますでしょうか。	事業契約書（案）第19条等の規定に基づく対応となります。
207	要求水準書	48	3	2	(3)	ケ			設計業務	「『大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例』に基づく基本計画書の作成等の必要な手続きについて市と協議しながら行うこと」とありますが、条例の内容を見ると、駐車場や影響調査などは与条件に関するものと思われると思います。具体的に事業者側に求める業務をご教示ください。	交通量調査等については姫路市が実施し、事業者に情報提供を行う予定ですが、基本計画書の作成や追加調査等は事業者側で実施してください。
208	要求水準書	48	3	2	(3)	ケ			大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例	要求水準を遵守の上で作成された基本計画書にて手続きを進めたものの、万が一、意見を付されて要求水準の見直しが必要となった場合、そのリスク（工程延伸、コスト増）負担についての考え方を教示ください。	事業契約書（案）第19条等の規定に基づく対応となります。
209	要求水準書	49	3	2	(4)	7			建設業務	建設業務に含まれるものの確認申請の対象とならない工事（敷地整形作業等）や作業の着手に関し、何か条件や手続き等はございますでしょうか。	法令等の遵守の他、提案内容に応じて必要な手続きをとって下さい。
210	要求水準書	49	3	2	(4)	8			残置物について1	本件敷地用地内において事業実施の支障となる地上工作物等及び合理的に資料及び現地見学会から存在が確認できる地下埋設物等がある場合には撤去と記載されていますが、事業に支障がない工作物及び地下埋設物等（杭を含む）は残置しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	残置は不可とします。
211	要求水準書	49	3	2	(4)	8			残置物について2	合理的に資料及び現地見学会から判断できない地下埋設物等がある場合の撤去に係る費用は、市のご負担と理解してよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第43条等の規定に基づく対応となります。
212	要求水準書	49	3	2	(4)	8			現地見学会での存在確認	現地見学会は、コロナの感染状況等から中止される場合があると記載がありますが、現地見学会が実施されない場合は、資料から確認できないものの撤去費用は、別途いただけるものと考えてよろしいでしょうか？	事業契約書（案）第43条等の規定に基づく対応となります。

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
213	要求水準書	49	3	2	(4)				建設業務	工事車両の搬出入時間及び台数については制限のないものとして考えてよろしいでしょうか。制限がある場合は条件をご提示ください。	工事車両の搬出入時間及び台数に制限はありませんが、令和3年2月26日に公表した参考資料3に示す意見に配慮いただくとともに、要求水準を遵守して下さい。
214	要求水準書	49	3	2	(6)	I			備品調達	競技ルールの変更等により新たな備品を整備する必要がある場合、費用負担は貴市との理解で宜しいでしょうか。	事業契約書（案）第19条等の規定に基づく対応となります。
215	要求水準書	49	3	2	(6)	I			備品調達	調達時点において、各種競技の最新のルールに対応したものを調達することとありますが、それに伴い増額が生じた場合は市にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	調達時点においては、事業者の負担により、各種協議の最新のルールに対応したものを調達するようにしてください。
216	要求水準書	50	3	2	(7)	7	(4)		工事説明会について	周辺対策業務について、工事説明会の開催との項目がございますが、開催の方法・周知方法、周知すべき範囲などご指示ください。	開催の方法・周知方法、周知すべき範囲は提案内容を前提に市と協議の上、決定します。
217	要求水準書	50	3	2	(7)	7	(4)		工事通行道路の制限等	工事車両通行の制限等の施工条件に関する情報をご教示ください。	工事車両の搬出入時間及び台数に制限はありませんが、令和3年2月26日に公表した参考資料3に示す意見に配慮いただくとともに、要求水準を遵守して下さい。
218	要求水準書	50	3	2	(8)	7	(7)		開発許可申請	計画地内の切盛土及び擁壁工事等について開発許可に係る事前申請及び開発許可等は不要と理解してよろしいでしょうか。	姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づき事業計画事前申請書の提出は必要です。開発許可については、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設である建築物の用に供する目的で行う開発行為に関して不要となります。
219	要求水準書	50	第3	2	(7)	7	(4)		近隣対応等	本計画についての近隣説明は終了し、問題は解決済みとの理解でよろしいでしょうか。工事説明会等へは、要望があれば貴市も出席をしていただけるのか、ご教示ください。	地元への説明は都市計画変更時に実施しており、寄せられた意見は令和3年2月26日に公表した参考資料3を参考として下さい。工事説明会には要望があれば状況等に応じて本市も出席致します。
220	要求水準書	51	3	2	(8)	7	(7)		事前協議	関係機関との協議完了後、貴市より60条証明が発行される、との考えでよろしいでしょうか。	本事業においては開発事業に該当しない旨を確認しております。なお、60条証明は、市街化調整区域における建築確認申請時に添付が必要とされているものであり、本事業区域は市街化区域であるため本事業においては必要ありません。

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
221	要求水準書	51	3	2	(9)	7			国庫補助金申請に係る資料作成支援業務	国庫補助金申請用の積算書について、事業者にて作成が必要な積算書のフォーマットをご提示いただけないでしょうか。	現時点で提供できる情報はありません。
222	要求水準書	52	3	2	(10)				所有権移転	所有権移転に伴う本件施設の表示登記や保存登記は市にて行って頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	ご質問の内容に関しては、本市所有の公有財産として、本市において適切に対応いたします。
223	要求水準書	53	3	2	(10)				中間検査	事業者が行う中間検査の回数は事業者が任意に定めることができるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
224	要求水準書	53	4	2	(2)	7			予約システム	システムの運用に関する費用は無料と考えて宜しいか？	ご理解のとおりです。
225	要求水準書	53	4	2	(2)	ウ			予約システム等整備業務	「施設予約システムの稼働には市が指定するプロバイダー」とありますが、どのプロバイダーでしょうか、契約内容の指定はございますか	姫路市が指定するプロバイダとは、固定グローバルIPアドレスを姫路市に提供できる事業者のことであり、特定の事業者を意味するものではありません。また、契約内容につきましては、固定グローバルIPアドレスを取得し、その内容を姫路市に提供できるものであれば、その他の内容について指定はありません。
226	要求水準書	53	4						開業準備業務	本業務に係る費用については、別途、市よりいただけるという認識でよいでしょうか？（式典等）	開業準備業務の実施に係る費用は、サービス購入費として姫路市が事業者へ支払います。
227	要求水準書	54	4	2	(3)	7	(1)		事前広報、利用受付業務	貴市が保有する広報媒体（市の広報誌やポスターの掲示枠など）を利用して情報発信を検討します。その際に利用料が発生するのか、利用制限がありますか。	姫路市の主催や共催イベントなどであれば、関係課を通じて、無料で広報ひめじ（市の広報誌）に掲載できます。自主事業などで市の関与がないイベントについては、広告欄の利用が可能です。媒体によって、利用料や制限が発生することがあります。
228	要求水準書	54	第4	2	(3)	7	(1)		事前広報活動	整備すべき施設パンフレットの仕様及び作成部数の設定はありますでしょうか。	提案によるものとします。

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
229	要求水準書	55	4	2	(3)	イ	(7)		開業前の利用受付	開業準備期間中の各種準備業務や開業前の利用申込受付等を行う準備室（事務所）については、施設竣工前に開始する必要がある場合、事業者の負担で用意する必要がありますでしょうか。または市の施設の一部を使用することが可能でしょうか。可能な場合の使用料の考え方についてお示ください。	施設竣工前の準備室は事業者負担で用意して下さい。ただし、市の施設の一部を使用する場合は協議によります。
230	要求水準書	55	4	2	(3)	イ	(7)		開業前の利用受付	開業準備中の準備室（事務所）の開室曜日・時間については、事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
231	要求水準書	55	4	2	(4)	ウ			市が実施するネーミングライツ事業への協力	「事業者は市の実施するネーミングライツ事業に協力すること。」とありますが、協力の範囲について、どの程度の内容を想定されておられるかご指示下さい。	本件施設の概要資料、図面等、ネーミングライツ募集に係る資料の提供や、ネーミングライツ募集に係る情報リンクの本件施設HPへの掲載、ネーミングライツ事業者決定後の看板、パンフレット、HP等の更新等を予定しています。ネーミングライツに係る費用については、姫路市又は導入企業が負担することとなりますので、PFI事業者の負担はありません。
232	要求水準書	55	4	2	(5)	7			開館式典及び内覧会	開館式典及び内覧会の経費はサービス購入費に積算するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
233	要求水準書	55	4	2	(5)	7			開館式典及び内覧会	開館式典及び内覧会の招待者（数）及び招待団体（数）の想定はございますか また、来場方法（徒歩や車など）の想定はありますか	ご質問内容の現時点での想定はありません。
234	要求水準書	55	4	2	(5)	イ			開館記念イベント	開館記念イベントは開館式典及び内覧会と同日でも可能でしょうか？ また、開館記念イベントは複数日設定する必要はありますか。	開館記念イベントは開館式典及び内覧会と同日でも可能です。 開館記念イベントの開催日数は提案によるものとします。 内覧会の日数についても提案によるものとしますが、姫路市の場合、概ね複数日設けております。
235	要求水準書	56	4	2	(5)	イ			開館記念イベント	開館式典及び内覧会開館記念イベントの経費はサービス購入費に積算するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
236	要求水準書	56	4	2	(6)				プール公認取得申請業務	竣工後ではなく、設計段階から必要ということによいでしょうか？	公認取得にあたっては、設計段階において兵庫県水泳連盟と協議の上、日本水泳連盟からの事前承認が必要となります。

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
237	要求水準書	56	4	2	(6)				プール公認取得申請業務	プール公認の取得は、建物の竣工引渡しまでに取得する必要はなく、事業者の提案による開業準備期間に公認取得が完了していればいいとの理解でよろしいでしょうか。	プール公認の取得については、建物の竣工引渡し時点で、完了することとします。
238	要求水準書	56	5	1	(1)	4	(ウ)		業務責任者	業務従事者から責任者代理として定める人員については、不測の事態や災害時に迅速かつ的確に対応できる体制を整えている限りにおいては選任要件等は無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
239	要求水準書	57	5	1	(3)	7	(7)		開館日	「維持管理上必要な休館日は市と事業者が協議して決定する」とありますが、どれぐらいの頻度を想定しておられるのかご教示下さい。	提案を前提とし、本市と協議のうえ決定します。本市として維持管理上必要な休館日数を要求水準として制限することはありません。
240	要求水準書	57	5	1	(3)	7	(7)		開館日	既存の各施設(中央体育館、総合スポーツ会館、市民プール)で設けている維持管理上必要な休館日について参考までご開示ください。 例) 中央体育館：平均約●●日/年 など	維持管理上、必要な休館日については、定期のものにせず、突発的な事案に対応するために必要な休館日とします。 施設の休館日の実績としては、別紙3に示すとおりです。
241	要求水準書	57	5	1	(3)	4	(7)		利用時間	付属プールについては、9:00から何時まで(夜間営業しない場合)を利用時間と想定されていますか。	本件施設の利用時間は午前9時から午後9時を原則としますが、付属プールの利用時間については、屋外施設の管理上、また季節等により常時利用が困難な場合もあることから、原則によらず、事業者の提案によるものとします。
242	要求水準書	57	5	1	(3)				施設の開館日時	季節・貸館施設ごと・電鉄運行時間等により変動を伴う提案でもよいでしょうか？	本件施設の利用時間は午前9時から午後9時を原則とします。付属プールの利用時間に限っては、屋外施設の管理上、また季節等により常時利用が困難な場合もあることから、原則によらず、事業者の提案によるものとします。
243	要求水準書	57	5	1	(5)		カ		トレーニング指導業務	トレーニングルームにはトレーニング指導士の資格を有する業務従事者を配置することとあります。トレーニング指導における知識や技能についてトレーニング指導士と同等またはそれ以上の資格を有する従事者の配置を考えていますが、その場合でもトレーニング指導士の有資格者は必須となりますか。	トレーニング指導士とは、公益財団法人日本スポーツ施設協会の「公認トレーニング指導士」としますが、同等あるいはそれ以上の資格を有する者でも可とします。ただし、同等あるいはそれ以上の資格かどうかの判断については、市が認める場合とします。
244	要求水準書	57	第5	1	(3)	4	(7)		利用時間	原則は午前9時から午後9時までですが、最大午前は何時まで前倒し、午後は何時まで延長できるのか、ご教示ください。	特に規定はありません。提案内容により、市と事業者が協議して決定することとなります。

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
245	要求水準書	60	5	2	(1)	ウ			施設管理台帳及び利用実績報告書の作成	施設管理台帳とは、竣工後に実施した更新工事・修繕工事等について整備しておくという理解でよろしいでしょうか。	施設管理台帳については、供用開始日や整備費など整備に係る各種情報や竣工後に実施した工事などを記録しておくものとなります。具体的な内容については、契約後、お示しする予定としています。
246	要求水準書	60	5	2	(1)	ウ			施設管理台帳	施設管理台帳には、設備機器も含めて台帳にて管理するものかご教示下さい。	施設管理台帳については、供用開始日や整備費など整備に係る各種情報や竣工後に実施した工事などを記録しておくものとなります。具体的な内容については、契約後、お示しする予定としています。
247	要求水準書	60	第5	2	(1)	カ	(ケ)		災害発生時等の対応	本施設には防災備蓄倉庫の要、不要をご教示ください。	要求水準として本施設に防災備蓄倉庫は不要です。整備の要否は提案によるものとします。
248	要求水準書	62	5	2	(2)	7	(7)	a	利用受付業務	施設利用受付業務は開館時間中実施という理解で良いでしょうか？又は開館時間内で別途設定可能でしょうか。	施設利用受付業務は開館時間中が対象です。
249	要求水準書	62	5	2	(2)	7	(ウ)		備品貸し出し等に関する業務	消耗品に類する『ボール』等は、貸し出しにおいて料金含めて有料化する事を提案できますか？	条例等で規定しない消耗品の貸し出し又は販売については、自主事業として実施することができるため、有料化の提案をすることは可能です。
250	要求水準書	63	5	2	(2)	ウ	(7)		その他の業務	現時点において、「市が指示する業務」を想定されておりましたら例示ください。また、それは要求水準の範囲内で対応可能なものを除き、合理的な範囲内で別途費用の請求が可能という理解でよろしいでしょうか。	現時点において、姫路市が指示する業務の想定はありません。姫路市が指示する業務への対応が要求水準の範囲内で対応可能なものを超えている場合は、ご理解のとおりです。
251	要求水準書	65	第5	2	(8)				自主提案事業	事業を実施する場合の事業期間は、令和23年（2021年）3月末までとする。とありますが、社会情勢の変化等により、自主提案事業の継続が困難になった場合の対応についてのお考えをご教示ください。	事業契約書（案）第19条等の規定に基づく対応となります。
252	要求水準書	66	5	2	(8)	ウ			自主事業の取扱い	自主事業を実施する場合に、当該施設の利用料金を自らに支払うものとして計上することになりますが、指定管理者として事業実施を目的に施設を利用する場合の占用使用料の割増料金についてはどのようにお考えでしょうか。例として、「受講料を徴収する場合は営利目的となり、実費材料費程度を徴収する場合は入場料徴収に該当する」など。	指定管理者として実施する自主事業の、割増料金は必要ありません。

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
253	要求水準書	66	5	2	(8)	ウ			自主事業の取扱い	<p>自主事業としてスポーツ教室を実施を実施する際、「当該施設の利用料金を自らに支払うものとして計上すること」と記載がありますが、これは要求水準書資料18による「施設使用料 占用使用料」の一覧表に定められる料金を自らに支払うという認識でよろしいでしょうか。(例：自主事業教室としてプールを使用する際は、25Mの場合1コース1,000円/1h、50Mの場合1コース2,000円/1h)</p> <p>また、大会・イベント・スポーツ教室などで参加料を授受する場合は、要求水準書 資料18「占有使用料の割増料金」が定める「営利目的で使用する場合の使用料は3倍の額」という規程に該当するという認識となりますでしょうか。</p>	<p>前段については、ご理解のとおりです。</p> <p>後段については、指定管理者として実施する自主事業の、割増料金は必要ありません。</p>
254	要求水準書	66	5	2	(8)	ウ			自主事業の取扱い	<p>要求水準書 資料20において「(1) 自主事業等を実施する場合の使用料に定められる1㎡あたりの使用料」が定められておりますが、これは、自主事業としてスポーツ教室等を実施する際に、市に納付すべき使用料という認識でしょうか。</p> <p>その場合、自主事業としてスポーツ教室を実施する際、自主事業で使用する施設の利用料金を自らに支払う費用のほか、貴市に対しても使用する面積分を納付するといった二つの費用計上になるものと考えられます。</p> <p>自主事業としてスポーツ教室等を実施する際に発生する、自らに支払う利用料及び市に納付すべき使用料について、そのお考えをご教示願います。</p>	<p>要求水準書資料20で示す自主事業を実施するに当たり、納付していただく使用料は本件施設の設置及び管理に関する条例に定めのない範囲又は態様による場合です。</p> <p>本施設は、利用料金制の指定管理者制度により施設運営を行うこととしており、自主事業を実施する場合は、施設使用料を自らに支払うものとして計上することとしています。(市に納付する必要はありません)</p> <p>これは、受託事業(貸館等の本来業務)と自主事業の経費を明確化するためのものであります。</p> <p>自主事業については、民間ノウハウを活用し、施設の設置目的を達成させるとともに、施設運営経費の縮減を図るため、指定管理制度上設計された事業であるため、本市においては、自主事業に係る施設使用料の減免や割増については、適用しないこととしています。</p>
255	要求水準書	66	5	2	(8)	エ			広告宣伝事業	<p>本事業敷地内において、屋外広告事業を実施することは可能でしょうか。可能な場合の使用料はいくらでしょうか。</p>	<p>屋外広告宣伝事業は不可とします。</p>
256	要求水準書	66	5	2	(8)	オ	(7)		自主提案事業の許可	<p>自主事業イベントを誘致するに当たりまして、多目的広場や新体育館に移動動物園やドッグランなど動物系のイベント開催は可能でしょうか。</p>	<p>提案は可能です。</p>
257	要求水準書	66	5	2	(8)	オ	(7)		自主提案事業の許可	<p>自主事業イベントを誘致するに当たりまして、多目的広場や新体育館でアルコールの販売は可能でしょうか。</p>	<p>イベント内容によりしますので、本市と協議のうえ、アルコール販売・提供の可否を決定します。</p>
258	要求水準書	66	5	2	(8)	オ	(7)		自主提案事業の許可	<p>事業者の自主事業として、本件施設用地内の外構や多目的広場で、物販や飲食の提供を行う場合、各種の法律条例に基づく許可を受け、使用料を支払えば、その設置場所や設置期間、提供サービス内容などに制限はないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>都市公園法及び建築基準法等、各種法令による用途制限に該当しない場合において、ご理解のとおりです。</p>

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
259	要求水準書	66	5	2	(8)				自主事業	例えば自主事業の一環として、多目的広場に設置した設備を用い、その設備利用を課金制とした場合、当該設備の設置・維持管理費用をサービス対価で賄うことに問題はないと考えて宜しいでしょうか。	自主事業については、利用者から利用料金を徴収することは問題ありません。（設備の設置、維持管理費用をサービス対価で賄うことは問題ありません）ただし、要求水準書資料20に基づく使用料（自主事業及び附帯事業に係る使用料）が発生します。また、要求水準書資料18にもあるとおり、著しく高額とならないよう配慮し、市民が利用しやすい利用料を設定して下さい。
260	要求水準書	66	5	2	(8)				自主提案事業	自主提案事業として、自主提案施設を整備せずに、外構や多目的広場などの屋外スペースを利用したキッチンカースペースやBBQスペースを設けることは可能でしょうか。	提案可能です。 行為の禁止は、姫路市立公園条例第6条のとおりとします。
261	要求水準書	66	5	2	(8)				附帯事業の再業務委託	実施方針等への意見に対する回答書No.42に「転貸して実施する事業はできません」とありますが、附帯事業について構成員から専門企業に再業務委託することは可能でしょうか。	全ての附帯事業の実施主体は、あくまで構成員とします。また、全ての附帯事業の実施にあたって施設を転貸借することは不可とします。 業務の再委託については、あくまで実施主体の配下として、管理面や運営面の関与を保持し、単に業務のみ実施させるため再委託することは可とします。 なお、公園施設管理許可等の申請者については、SPCとして下さい。
262	要求水準書	66	5	2	(8)				附帯事業の転貸借や再業務委託	実施方針等への意見に対する回答書No.42に「転貸して実施する事業はできません」とありますが、必ず設けなければならない飲食店とコンビニ以外の附帯事業については、専門性が高い事業であるため、構成員から専門企業への転貸借や業務の再委託を認めていただけないでしょうか。	全ての附帯事業の実施主体は、あくまで構成員とします。また、全ての附帯事業の実施にあたって施設を転貸借することは不可とします。 業務の再委託については、あくまで実施主体の配下として、管理面や運営面の関与を保持し、単に業務のみ実施させるため再委託することは可とします。 なお、公園施設管理許可等の申請者については、SPCとして下さい。
263	要求水準書	66	第5	2	(8)	7			費用及び料金の設定	会員制を導入し、入会費用・月会費・年会費を徴収することは可能かご教示ください。	自主事業として提案することが可能です。
264	要求水準書	67	4	2	(8)	オ	(4)		自主提案事業の許可	屋外での宣伝事業を行う場合、(イ)と同じ許可を取れば足りるという理解でよろしいでしょうか。	屋外で広告宣伝事業を実施することは不可とします。
265	要求水準書	67	4	2	(8)	オ	(4)		自主提案事業の許可	デジタルサイネージ等を使用し、一時的（大会時のみ、土日のみ、サイネージで流す動画に公園の案内と広告を織り交ぜて流す等）に宣伝広告事業を行う場合は、必要な許可等は都度貴市と相談の上取得する提案としてよろしいでしょうか。	屋内において一時的にデジタルサイネージを使用し広告宣伝事業を実施する場合は、その都度市と協議して下さい。ただし、施設屋内壁面での実施を条件とします。 なお、屋外において広告宣伝事業を実施することは不可とします。

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
266	要求水準書	67	5	2	(8)	オ			自動販売機	本事業敷地内において、屋外に自動販売機を設置することは可能でしょうか。可能な場合、使用料をいくらでしょうか。	設置は可能です、使用料は要求水準書資料20をご確認下さい。
267	要求水準書	67	5	2	(8)	キ			光熱水費の負担	自主提案事業の実施に係る光熱水費は、算定した金額を貴市へ支払うのですか。	自主提案事業の実施に係る光熱水費は、提案時においては、算定した額を見込んで計上して下さい。 落札後追加変更する場合は、請求時において調整して下さい。
268	要求水準書	67	5	2	(8)	キ			光熱水費の負担	例えば、水泳教室の場合、光熱水費の負担は必要か？ どのように計算するのか？	自主事業となる水泳教室の場合の光熱水費の負担は事業者の負担となります。使用量の計測については、面積割等で算定し、本来業務と自主事業の経費は分けて計上して下さい。
269	要求水準書	68	6	1	(1)	7	(7)		部会	「市と事業者との間で運営・維持管理業務の全般についての協議を目的とする「運営・維持管理業務部会」を開催」とありますが、開催頻度の想定がありましたらご教示下さい。	最低月1回の開催を予定しています。
270	要求水準書	68	6	1	(1)	イ	(4)		業務責任者	「本件施設及び本件施設用地の維持管理に関する豊富な経験を有し、～」とのことですが、要求水準書に定める維持管理業務の経験（いわゆる一般的な施設管理経験）があればよく、施設用途、規模の制約はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
271	要求水準書	69	6	1	(4)	ウ			対象業務	備品等保守管理業務を運営企業が担う場合には、維持管理に係る資格申請は必要になりますでしょうか。	「運営企業」としての参加資格要件を満たした運営企業が備品等保守管理業務を行うことは可とします。維持管理企業としての資格申請は不要です。
272	要求水準書	74	6	2	(4)	イ	(9)		エレベーター設備	エレベーターの定期点検については、独立系（非メーカー系）保守会社によるPOG契約も可という理解でしょうか。	エレベーターの定期点検については、メーカー系の保守会社が取り扱うものとします。 なお、契約形態については提案によるものとします。
273	要求水準書	79	6	2	(10)	イ	(7)	c	廃棄物処理業務	現在の中央体育館、総合スポーツ会館、解体中の屋外50mプールでの、廃棄物処理費の実績を参考にご教示いただけないでしょうか。	ご質問の内容は別紙4として公表します。

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
274	要求水準書	79	6	2	(10)	イ	(7)	c	廃棄物処理業務	事業系一般廃棄物処理業者については貴市の許可業者であり、かつ地域的に対応可能な業者であれば特に指定はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
275	要求水準書	80	6	2	(11)	ウ	(オ)		大会・イベント時の警備体制について	大会やイベント時につきまして「利用者の混乱を避け安全が確保できるよう警備体制を整えること」とあります。事業者は、大会やイベント等の規模に応じて、主催者側に対して、臨時警備員や駐車場案内者の配置などを指導することにより、利用者の安全を確保するという理解でよろしいでしょうか。ご教示くださいませ。	事業者以外の主催者の場合はご理解のとおりです。
276	要求水準書	80	6	2	(11)	ウ	(オ)		大会・イベント時の警備体制について	大会・イベント時について「利用者の混乱を避け安全が確保できるよう警備体制を整えること」とありますが、事業者は、大会・イベントの規模に応じて、主催者側に対して、臨時警備員や駐車場案内者の配置などを指導することにより、利用者の安全を確保するという理解でよろしいでしょうか。	事業者以外の主催者の場合はご理解のとおりです。
277	要求水準書	81	6	2	(12)	7	(7)		業務の対象	本事業は敷地が広大でかつ周辺施設との連携や営業行為も必要となるため、常駐要員の移動手段として自動車及び自転車を使用することを考えています。事業者が使用する自動車及び自転車を計画敷地内の適切な箇所に置くことはお認めいただけますでしょうか。	施設の維持管理運営上、必要な車両等の置き場所については、適切な場所に駐車、駐輪していただいて構いませんので、提案して下さい。
278	要求水準書	81	6	2	(12)	ウ	(イ)	a	駐輪場の案内	不法放置自動車及び自転車の処分費用については、貴市負担という理解でよろしいでしょうか。	事業者の管理区分における駐輪、駐車については、事業者の責任において対応してください。本市での対応は行いません。
279	要求水準書	82	7	1	(1)				事業計画書	契約締結後速やかに提出を求められております事業計画書にて建設業務責任者の記載がもたれておりますが、本計画書記載の人物と遜色ない実績と貴市が認められた場合は、人員の交代は可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
280	要求水準書	82	7	1	(4)				運営・維持管理業務計画書	維持管理業務に関しては、供用開始の1年前には再委託先企業・仕様等を確定することは困難です。供用開始の半年程度前から事業者が素案を示し、全ての項目の確定は供用開始の1か月前程度としていただきたい。	事業者は供用開始1年前に素案を示して下さい。確定は、半年前から1か月前までの間で、市と事業者が協議しながら決定していくこととします。
281	要求水準書	83	7	1	(4)				運営・維持管理に関する計画書	維持管理において、供用開始の1年前までに再委託企業とその業務内容・仕様を決定し、維持管理業務責任者の選定を行うことは定期的に早すぎると考えられるため、提出期限を「供用開始の半年前まで」又は「開業準備業務開始の半年前まで」に変更頂けないでしょうか。	事業者は供用開始1年前に素案を示して下さい。確定は、半年前から1か月前までの間で、市と事業者が協議し、決定していくこととします。

■要求水準書に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
282	要求水準書	83	7	1	(4)				年次業務計画書	「年度初めの6か月前まで 毎年度提出」とありますが、6か月前ですと、内容の変更や記載出来ない項目が多く出てきます（例：業務実施スケジュール、収支計画、修繕・更新計画等）。年度初めの1か月前までに提出することに変更いただけませんか。	年度初めの半年前から1か月前までの間で、市と事業者が協議し、決定していくこととします。
283	要求水準書	84	7	1	(4)				自主提案事業計画書	自主提案事業計画書について、提出時点で事業期間中に実施するイベントの内容やスケジュールを確約することが難しいため、計画書提出後の実施内容の変更も認めて頂けませんか。	自主提案事業は、基本的に計画どおり実施していただくこととなりますが、突発的な事案の発生等により変更することは、可能です。ただし、事業契約書に基づき、協議を行うこととなります。

■要求水準書(資料編)に関する質問

番号	資料名	資料	節	項目名	質問事項	回答
284	要求水準書資料1 本件施設用地位置図	1	-	仮設道路について1	仮設道路について、敷地南側の公園側から工事車両を入れることは可能でしょうか。その場合は公園内道路を通るにあたり制約等ございますでしょうか。	要求水準書資料31、P9、2(7)をご確認下さい。
285	要求水準書資料編	2	1	撤去品、保存品	既存モニュメントなど、移設もしくは保存の対象物がございますでしょうか。	既存モニュメントなど、移設もしくは保存の対象物はありません。
286	要求水準書資料4 上水計画図	4	-	上水工事について	令和5年度に上水盛替工事を行うとのことですが、本事業の工事車両の搬出入については支障がないとの理解でよろしいでしょうか。	上水工事は本事業の工事車両の搬出入の提案を前提として、市側で可能な限り各種調整を行います。各種調整に係る支援等をご提案下さい。
287	上水計画図	4		消防水利について	資料4 上水計画図を確認しましたが、計画地付近の既存消防水利（地下式消火栓等）の位置が不明です。消防水利の新設は必要でしょうか。必要な場合は、既存消防水利の情報をご提示ください。	消防水利の新設については必要ありません。
288	要求水準書資料5 下水計画図	5		下水道について	前面道路に下水道設置の計画とのことですが、設計を進めるにあたり下水道の設置レベルをご教示ください。	今年度実施設計を行うため、ご質問の情報はお示しすることができません。
289	要求水準書資料編	6		地質調査結果	地質調査結果を公表いただいておりますが、公表された情報では液状化の発生について事業者では判断できません。液状化は発生しないという認識でよろしいでしょうか。	液状化判定に必要と考えられる調査は、要求水準書に基づき、提案によって事前調査業務として実施して下さい。

■要求水準書(資料編)に関する質問

番号	資料名	資料	節	項目名	質問事項	回答
290	要求水準書 資料編	7		水尾川の敷 高・HWL	水尾川の計画断面は「資料7 水尾川の工事概要について」にあります が、敷高、HWL等排水計画を進めるに当たっての必要情報を提示してく ださい。	ご質問の情報は別紙10として公表します。 なお、水尾川への排水用開口は別紙10に示すとおり一箇所としております。
291	要求水準書 資料編	10	1	駅前広場から の出入	紫実践で示す範囲は適切に分離しつつ、一体的な動線形成とありますが、 必要に応じて、複数の出入口を設置することは可能と考えてよろし いでしょうか。	ご質問の対象範囲において、出入口を設置する場合は、①常時利用者や事 業者等が出入りできるものではないこと、②車椅子利用者等、紫実線で示す 範囲で出入りすることが利用者にとって望ましい場合に利用されるものである こと、③施錠を行う等、管理上、効率的・効果的であり、①、②の条件を遵守で きること、④本件施設の維持管理、運営における搬出入に係る出入口では ないことの条件を満たす限り可能です。
292	要求水準書 資料編	10		敷地の設定	事業者にて設定した青二点鎖線は、最終的に、公園部等関係先の承認を 得なければならないのでしょうか。その場合に、承認を得るための協議 等は誰が行うのでしょうか。	姫路市公園緑地課が確認、承認を行います。承認を得るための協議は市が 事業者と協力してもらいながら行うこととなります。
293	要求水準書 資料編	10		維持管理業務 対象範囲	本事業における維持管理業務の対象範囲は確定された赤一点鎖線と、事 業者が提案した青二点鎖線で囲まれた範囲内という理解でよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
294	要求水準書 資料編	10		本件施設の ゾーニング	対象敷地を確認申請の敷地とし、計画建物を新築すると考えてよろしい でしょうか。その場合、隣地境界線で斜線制限・日影規制が発生する場 合、南側既存の姫路市立ウインク体育館が既存不適格になる可能性があ ります。こちらの法的解釈をご教授ください。	前段についてはご理解のとおりです。 南側隣地の既存体育館の既存不適格については、法令に従い解釈、取扱うこ ととなります。
295	要求水準書 資料編	10		本件施設の ゾーニング	敷地内に新たに設けるスロープや通路は兵庫県福祉のまちづくり条例に よる公園内の園路の勾配指定(5%勾配)に該当しますでしょうか。 施行規則 第6条に記載のやむを得ない場合と解釈することは可能でしょ うか。	計画内容により個別に協議が必要と思われるので、姫路市まちづくり指導 課にご相談下さい。

■要求水準書(資料編)に関する質問

番号	資料名	資料	節	項目名	質問事項	回答
296	要求水準書資料編	12	3	要求水準の概念図 (中央体育館との動線確保)	市で検討している候補2、備品の出入口に関し、段差なしの行き来の方法として、計画地内にエレベーターを設ける等の行き来を採用してもよろしいでしょうか。	可能ですが、備品の移動に耐えられる大きさとして、設けて下さい。
297	要求水準書資料編	12	3	要求水準の概念図 (中央体育館との動線確保)	市で検討されている人物出入り口候補4は、中央体育館の何階での接続を想定されていますでしょうか。	中央体育館1階での接続を想定しています。
298	要求水準書資料編	13		連絡通路	広報物を設置することは可能でしょうか？	個別の計画によりますので、必要に応じて関係課にご確認下さい。
299	要求水準書資料編	13		A部、B部のレベル	左記については段差なく接続するとありますが、A部、B部について夫々のレベルをご教示ください。またB部からの手柄山中央公園連絡通路整備工事部分(資料22)のレベルもご教示ください。	A部については、(要求水準書資料14)P2に示す駅前広場GLから高さ約7mを想定しています。 B部から手柄山中央公園連絡通路整備工事部分に至る中央体育館西側園路のレベルは、令和3年度に姫路市が実施設計を行い、事業者の設計期間中に情報提供を行います。
300	要求水準書資料14 JR新駅工事時に伴う想定ヤード図	14	3	JR新駅工事時に伴う想定ヤード図の質疑2	10mと寸法のみ記入しており、工事範囲の色のついていな箇所がありますが、この部分は本事業で利用できる工事ヤードという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
301	要求水準書資料14 JR新駅工事時に伴う想定ヤード図	14	3	工事ヤード	「緑」の部分は、令和4～令和7年度の新駅工事ヤード利用までの間は、工事用地として無償利用可能と理解してよろしいでしょうか。	「緑」の部分のうち駅前広場の区域については、令和7年度から駅前広場の工事ヤードとして使用します。 令和4年度から令和6年度の利用については市と協議することとします。

■要求水準書(資料編)に関する質問

番号	資料名	資料	節			項目名	質問事項	回答
302	要求水準書資料編	14				JR新駅工事に伴う想定工事ヤード図	図面記載のJR新駅ヤードと本事業の計画地が重複しています。JR新駅ヤードとして利用される工事期間の完了日が記載されておらず、該当エリアは本事業の建設工事に着手可能な時期が不明です。具体的な工事期間をご提示ください。現状未定の場合は想定される工事期間をご指示ください。ご指示いただけない場合はJR新駅の工事ヤードは考慮しないものとして考えてよろしいでしょうか。	新駅は令和8年春開業予定としており、工事期間中は工事ヤードとして使用するが、重複用地については事業の進捗により不要となり次第、解放するよう協議調整します。
303	要求水準書資料編	16				周辺施設の駐車場	本施設専用の駐車場は少ないため、周辺の駐車場と連携（アリーナ利用なら割引等）する事は可能でしょうか？	連携の提案は可能です。提案があれば調整をしたうえで、市が割引等を最終的に判断します。
304	要求水準書資料編	17	1	1	48-49	フットサルサッカー用ゴール、ネット	3組必要とありますが、メインアリーナで同時に3試合行う場合のコートサイズの条件をご教示願います。	3組同時利用は、公式の試合でなく、練習等レクリエーションでの同時使用を想定しております。要求水準書資料17は参考資料となりますので、コートサイズやレイアウト、備品数量等については、ご提案下さい。
305	要求水準書資料編	17	1	1	56-57	ハンドボール用ゴール、ネット	2組必要とありますが、メインアリーナで同時に2試合行う場合のコートサイズの条件をご教示願います。	2組同時利用は、公式の試合でなく、練習等レクリエーションでの同時使用を想定しております。要求水準書資料17は参考資料となりますので、コートサイズやレイアウト、備品数量等については、ご提案下さい。
306	要求水準書資料編	17	1.7	13		50mプール競技用計時システム関係	「13競技用計時システム」は競泳用の自動審判計時システム（セイコー製）を示しており、アーティスティックシステムと水球システムについては含めないとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書資料17は参考となります。「13競技用計時システム」にアーティスティックシステムと水球システムを含めるかはご提案ください。
307	要求水準書資料17参考備品リスト	17	1.7	13		50mプール競技用計時システム関係	「13競技用計時システム」とは、競泳用自動審判計時システムのみを表していると解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書資料17は参考となります。「13競技用計時システム」については、競泳用自動審判計時システムの機能を有することはもちろんのこと、それ以外の競技に対応させるかはご提案下さい。

■要求水準書(資料編)に関する質問

番号	資料名	資料	節		項目名	質問事項	回答
308	要求水準書 資料17 参考備品リスト	17	1.8	6	25mプール スタート台	25mプール 整理No.6 スタート台8台とありますが、いわゆる備品ではなく、建築物の一部として対象備品からは除外してよろしいでしょうか。 (50mプールには記載がありません)	建築物として備えている場合については、備品としては必要ございません。備品として備えるか、建築物の一部に含めるについては、ご提案下さい。
309	要求水準書 資料編	17				1.7. 50mプール No.18ワイヤレスランプとは、ワイヤレスアンプのことでしょうか。	ご指摘のとおりです。
310	要求水準書 資料編	17				参考備品リストに記載以外の備品について事業者提案とした場合でもサービス購入費の対象となるかご教示ください。	事業者提案の備品は自主提案事業のための備品を除き、サービス購入料の対象です。
311	要求水準書 資料編	17				実施方針等への質問に対する回答書にて、「参考備品リストは参考であるため、備品、メーカー、仕様、数量等をご提案下さい。」と回答いただいております。 競技用計時システム・競技用リザルトシステム・機器接続用コネクタボックスについて、競泳・水球・アーティスティックスイミングのすべてにおいて必要でしょうか。競技用システムの内容によってコストに大きな差が生じるため、競技用システムの詳細についてお示し、いただきたくお願い申し上げます。	要求水準書資料17は参考になります。 競技用計時システム・競技用リザルトシステム・機器接続用コネクタボックスについては、競泳用とすることはもちろんのこと、それ以外の競技に対応させるかはご提案下さい。 なお、競技を開催するために必要な周辺設備において、要求水準書に規定する各種公認取得に必要な設備、備品については事業者が調達、設置、管理を行い、その他周辺設備は主催者が調達、設置、撤収を行います。
312	要求水準書 資料編	18	2		占用使用料	利用料金設定は1時間単位ですが、実際の占用利用枠の設定としては2時間単位とするなど、自由な提案は可能ですか。	占用利用枠については、1時間単位として下さい。
313	要求水準書 資料編	18	6		使用料の減免 及び免除	附帯施設、冷暖房使用料、備品使用料についても施設使用料と同様に減免及び免除の対象とお考えでしょうか。	要求水準書資料18で示している使用料減免の対象としては、占用使用料、個人使用料、附帯施設使用料、附帯設備使用料及び備品使用料となります。なお、冷暖房使用料及び夜間照明設備使用料(提案により屋外で夜間照明を設置する場合のみ)については、要求水準書資料18で示している場合には、原則減免は適用されません。

■要求水準書(資料編)に関する質問

番号	資料名	資料	節	項目名	質問事項	回答
314	要求水準書 資料編	18	7	占有使用料の 割増料金	割増料金が適用されるのは占有使用料のみであり、個人使用料について土曜日、日曜日、祝日における割増や、市外居住者に対する割増は行わないものとお考えでしょうか。また附帯施設、冷暖房使用料、備品使用料については割増の対象外ということによろしいですか。	割増料金は、占有使用料のみ適用され、個人使用料や附帯施設使用料、冷暖房使用料、備品使用料については、割増の対象外となります。
315	利用料金の 考え方	18		施設使用料 占有使用料	「1時間当たりの上限の範囲内で、利用料金を提案すること。」と記載されていますが、1時間単位で貸出すという意味では無く、貸出時間区分を設定した上で時間単価の上限の範囲内で提案との理解でよろしかったでしょうか。	利用料金単価と占有利用枠については同一とし、1時間単位として下さい。
316	利用料金の 考え方	18		占有使用料の 割増料金	5営利目的で使用する場合は、営利目的の定義はありますでしょうか？例えば営利団体が使用する場合は、使用目的の事業収支が黒字なる場合など。	利用者等から徴収する料金等により事業者等が利益を得ることを目的とする場合をいいます。具体的な判断は本市との協議により本市が判断します。
317	利用料金の 考え方	18		使用料の減免 及び免除	メインアリーナ・サブアリーナ・多目的スタジオ・25mプール・50mプール各々が市が使用する場合は年間何日程度でしょうか？	総合スポーツ会館及び中央体育館における大会実績を示した要求水準書資料19を参考として下さい。なお、旧市民プール屋外50mプールでの平成30年度大会実績は、7月から8月の2か月間で、7日間開催されています。(水泳協会主催) なお、本市では、屋内50mプール、多目的スタジオについては、現在設置されていませんので、他都市の状況を参考にして下さい。
318	要求水準書 資料編	18		施設使用料 個人使用料	附属プールは従来の市民プールの入場料を上回らないことを基本とする、とあります。自主事業で整備する設備を利用する料金を加味した「セット料金」の場合は、従来の入場料を上回っても構わないでしょうか。	可とします。
319	要求水準書 資料編	18		施設使用料 個人使用料	1時間当たりの上限額の範囲内で、事業者が提案することになっておりますが、1回当たりでの提案は可能でしょうか。	個人使用料については、1時間単位の提案として下さい。1回あたりの提案は不可とします。

■要求水準書(資料編)に関する質問

番号	資料名	資料	節	項目名	質問事項	回答
320	要求水準書 資料編	18			要求水準書 資料 18「利用料金等の考え方」にて各使用料の考え方と上限をおしめしいただいております。また、様式集 様式26-2-2「利用料金(使用料)に関する提案」の作成要領及び留意事項では、回数券の提案は可とするとお示しいただいております。 利用者の利便性向上のために、定期券やセット券などの使用料を提案することは可能かご教示ください。	要求水準書資料18は、利用料金の上限額を示しており、この範囲であれば、定期券やセット券などの使用料を自主事業として提案することは可能です。
321	利用料金の 考え方	18		個人使用料	付属プール内の設備(仮にスライダー)に対して、別途使用料を設定する事は可能でしょうか？	常設のスライダー等レジャープール施設として位置づけされる物件については、各種プール施設と同じ扱い(入場料で使用可能)として下さい。 1シーズンごとに設置されるような仮設の物件については、自主提案施設として位置づけ、別途使用料を設定することは可能です。なお、自主提案施設の設置については、要求水準書資料20に示す使用料を市へ納付する必要があります。
322	利用料金の 考え方	18		個人使用料	トレーニングルームの利用は、小人も利用できる想定でしょうか？ 利用については、提案でしょうか？	小人の利用を想定した整備内容とする場合は、小人の利用を可能としますが、その場合は、十分、安全面に配慮した提案として下さい。
323	利用料金の 考え方	18		個人使用料	1時間当たりの上限額の範囲内で、利用料金を提案すること、とありますが、本上限を遵守した上で、2時間枠や3時間枠での料金設定をして良い、という理解で宜しいでしょうか？	占用利用枠については、1時間単位として下さい。
324	利用料金の 考え方	18		附帯施設	一般者向けの更衣室、の一般利用者とはどのような利用者を指すのでしょうか？ 団体、個人に関わらず、有料施設を使う人、という意味でしょうか？	一般利用者とは、大会やスポーツ興行、イベント等での利用以外の利用者を指します。
325	総合スポーツ会館及び中央体育館の大会利用実績	19			本表に区分を明示頂き予約優先順位は理解できますが、各々の減免率を明示頂きたい。売上の全体構造が不明の為、お願いします。	ご質問の内容は別紙5として公表します。 ※新型コロナウイルス感染症の影響のなかった、平成30年度の実績にて回答します。

■要求水準書(資料編)に関する質問

番号	資料名	資料	節		項目名	質問事項	回答
326	利用料金の考え方	19			附帯施設	一般者向けの更衣室、の一般利用者とはどのような利用者を指すのでしょうか？ 団体、個人に関わらず、有料施設を使う人、という意味でしょうか？	一般利用者とは、大会やスポーツ興行、イベント等での利用以外の利用者を指します。
327	要求水準書資料編	19			本件施設予約受付の方法	要求水準書資料19の※5に「事業者は自主事業として、優先順位1に類する大規模な大会誘致及びイベント等の実施、・・・ただし、優先順位1に該当するかどうかは、本事業の事業契約締結後に実施する事前協議によって市と事業者が協議の上決定する」とありますが、優先順位1に該当するかどうかの基準について、ご教授頂けないでしょうか。	優先順位1については、本市スポーツの振興又は本市の発展に特に寄与すると認められる行事を指し、該当するか否かについては、大会趣旨や大会規模、参加者数等を総合的に判断することとなります。同カテゴリーでの中央体育館での実績としては、日本スポーツマスターズやVリーグ、Bリーグ、大相撲姫路場所などが該当します。
328	要求水準書資料編	20	1	(2)	屋内広告事業に伴う使用料	デジタルサイネージ等を用いた広告事業を行った場合、10㎡未満の使用料に該当しますでしょうか。	壁面への液晶、壁掛け式液晶については、表示面積に応じて算定します。なお、広告事業は施設屋内の壁面のみに限ります。
329	要求水準書資料編	20	1	(2)	屋内広告事業に伴う使用料	表示面積は、1ヶ所での表示面積でしょうか、それとも広告表示する面積の累計での使用料かご教示下さい。	1カ所あたりで使用料を算出します。
330	要求水準書資料編	20	1	(2)	屋内広告事業の使用料	玄関先等の半屋外空間に、デジタルサイネージ等を設置し、施設の案内とともに、広告事業を行った場合は、使用料や使用許可は、どのように考えればよろしいでしょうか？	本事業における広告宣伝事業は施設屋内の壁面のみに限ります。よって、半屋外空間において広告宣伝事業を実施することは不可とします。
331	自主事業及び付帯事業に係る使用料について	20	1	(1)	自主事業を実施する場合の使用料(市公園条例に基づく使用料)	姫路市立公園条例別紙(第16条、第43条関係)(2)第4条第1項から第4号までに掲げる行為をする場合の使用料・興行に関しまして、多目的広場や提案するイベント広場において実施する自主事業イベントは興行という位置付になるのでしょうか？参加費無料イベントはどうでしょうか。	ご質問にある自主事業イベントは、有料の場合、興行扱いとなります。無料の場合においても、占有する場合は、姫路市立公園条例に基づく使用料を必要とします。

■要求水準書(資料編)に関する質問

番号	資料名	資料	節		項目名	質問事項	回答
332	自主事業及び付帯事業に係る使用料について	20	1	(1)	自主事業を実施する場合の使用料(市公園条例に基づく使用料)	自主事業提案施設を年間の一定期間テントなど仮設物で設置した場合は分棟で整備した扱いと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
333	自主事業及び付帯事業に係る使用料について	20	1	(1)	自主事業を実施する場合の使用料(市公園条例に基づく使用料)	自主事業提案で飲食のテイクアウト販売を実施した場合、利用者の飲食及び休憩スペースとして設置したテーブルも使用料の対象となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
334	自主事業及び付帯事業に係る使用料について	20	1	(1)	自主事業を実施する場合の使用料(市公園条例に基づく使用料)	自動販売機の設置台数の制限があればお示しください。	自動販売機の設置台数に制限はありませんが、公園の景観を害し、又は管理に支障がないこと等が必要です。
335	要求水準書資料編	20	1	(1)	自主事業等を実施する場合の使用料	自主事業のうち、屋内競技用プールやアリーナ等を利用した「事業者が主催する大会・イベント、スポーツ教室など」については施設使用料の納付は不要との認識でよろしいでしょうか。	要求水準書資料18に示す使用料を自らに支払うものとして計上してください。
336	要求水準書資料編	20	1	(1)	自主事業等を実施する場合の使用料	当該表中に「・自主事業を実施する場合(興行・物販等)」とありますが、(興行・物販等)には自主事業のうち、事業者が主催する大会・イベント、スポーツ教室なども含まれるということでしょうか。	例示として、多目的広場を占有して、スポーツ教室受講料等の利用料を利用者から徴収する自主事業を行う場合には、興行・物販等に含まれ、市へ手続き及び使用料が必要となります。利用料を別途徴収せず、入場料のみで利用できる、本来の利用方法として利用する場合は、市への手続き等は必要ありません。
337	要求水準書資料編	20	1	(1)	自主事業等を実施する場合の使用料	当該表中に「・自主事業を実施する場合(興行・物販等)の、1㎡あたり使用料(円)が「市公園条例の規定に基づく」とありますが、当該条例16条の規定に基づくとの理解でよろしいでしょうか。	姫路市立公園条例第16条及び別表の規定に基づきます。

■要求水準書(資料編)に関する質問

番号	資料名	資料	節		項目名	質問事項	回答
338	要求水準書資料編	20	1	(1)	自主事業等を実施する場合の使用料	1年で契約する場合の使用料は1月で契約する場合より2カ月分使用料が減額されるということよろしいでしょうか。	減額という考え方ではありませんが、要求水準書資料20で示した使用料となります。
339	要求水準書資料編	20	1	(1)	自主事業の使用料	広場等の屋外スペースやロビー等の共用部において、イベントや物販、飲食サービスの提供などを行う場合は、使用料はどのように考えればよろしいでしょうか？ また、使用許可は、要求水準書P67オ（ア）の記載に則ればよろしいでしょうか？	広場等の屋外スペースやロビー等の共用部においても、イベントや物販、飲食サービスなどの自主事業を実施する場合の使用料については、要求水準書資料20に示す使用料が必要となります。使用許可については、ご理解のとおりです。
340	要求水準書資料編	20	1	(1)	自主事業の使用料	分棟で附帯事業事業を実施する場合は、土地1㎡あたりの使用料、一体のものとして整備する場合は、床面積あたりの使用料が記載されていると考えてよろしいでしょうか？	分棟で実施する場合は、土地1㎡あたりの使用料、一体のものとして整備する場合は、床面積1㎡あたりの使用料とします。
341	要求水準書資料編	20	1		自主事業等を実施する場合の使用料（市公園条例に基づく使用料）	「本件施設の設置及び管理に関する条例に定めのない範囲」で自主事業等を行う場合は、屋内屋外問わずすべて市公園条例に基づく使用料を納付すればよいですか。	ご理解のとおりです。
342	要求水準書資料編	20	1		自主事業等を実施する場合の使用料（市公園条例に基づく使用料）	興行利用時等に主催者が物販や飲食提供をする場合、施設管理者の自主事業として許可申請と使用料の納付を行うのでしょうか。または主催者側と貴市との手続きにより行われるのでしょうか。前者の場合、指定管理者が貴市に使用料を支払い、主催者から出店料を徴収し収益を得ることは事業として認められますか。	市が主催者に対して、許可をすることとなり、この場合についても、主催者から要求水準書資料20に基づく使用料を市が徴収することとなります。許可の際には、施設管理者へ問い合わせ等を行い、許可後は、その旨、施設管理者へ連絡することとなります。施設管理者は、当日、主催者が許可どおりの内容としているかどうかの確認をしていただくこととなります。
343	要求水準書資料編	20	1		自主事業等を実施する場合の使用料（市公園条例に基づく使用料）	イベントや興行時、夏季の附属プール営業時等、臨時的に物販や飲食提供を行う場合、アルコール飲料の提供や販売は可能でしょうか。	イベント内容によりますので、本市と協議のうえ、アルコール販売・提供の可否を決定します。

■要求水準書(資料編)に関する質問

番号	資料名	資料	節	項目名	質問事項	回答
344	要求水準書資料編	20	1	自主事業等を実施する場合の使用料(市公園条例に基づく使用料)	多目的広場でのイベントや教室を行う場合、使用料は必要でしょうか。	多目的広場については、年間を通じて夏季以外でも有効活用を図る施設として位置付けているため、利用者が入場料をもって利用することのできる施設とする場合は、使用料を必要しないものとします。入場料とは別途、料金を徴収する自主事業として使用する場合は、要求水準書資料20に示す使用料を徴収します。
345	要求水準書資料編	20	1	自主事業及び附帯事業に係る使用料について	使用料の支払いは、翌年度分を前年度末に支払うということでしょうか。支払時期の詳細をご教示願います。	使用日までに許可を受けて使用料を納付して下さい。
346	要求水準書資料編	20	1	使用料	記載の使用料は、税込金額と考えてよろしいでしょうか？	要求水準書資料20に記載の使用料は消費税及び地方消費税を含みます。
347	要求水準書資料編	20	1	使用料	使用料が、条例改正などで変動する場合、それに応じて、事業者側の収支も変動してくるので、サービス対価の見直しを含めた協議に応じて頂きますよう、お願いいたします。	使用料が、条例改正などで変動する場合はご理解のとおり、サービス購入料見直しに係る協議を行います。
348	自主事業及び附帯事業に係る使用料について	20	1	使用料	付属プール内に飲食を提供するコーナーを設けた際、そのスペースに応じて使用料が発生すると理解して宜しいですか？	入場料以外の有料サービスである場合は、自主事業として位置づけされるため、使用料が必要となります。
349	要求水準書資料編	20	1	自主事業等を実施する場合の使用料(市公園条例に基づく使用料)	本件施設内や本件施設用地内の外構や屋外プール(多目的広場含む)における、飲酒は可能でしょうか。	可とします。

■要求水準書(資料編)に関する質問

番号	資料名	資料	節	項目名	質問事項	回答
350	要求水準書資料編	20	1	自主事業等を実施する場合の使用料(市公園条例に基づく使用料)	本件施設用地内の外構や屋外プール(多目的広場含む)における酒類の販売は可能でしょうか。	屋内外の興行・イベント等における酒類の販売や飲酒は本市との協議により、可否を決定します。
351	要求水準書個別対話結果	20		解体工事に伴う植栽の撤去範囲	4/6受領の実施方針等に関する個別対話結果(17)で解体工事に伴う植栽の撤去範囲についての回答をいただきましたが、山際の植栽について撤去する樹木と残す樹木の区分をご指示ください。	現時点においてお示しできる資料は要求水準書資料31のとおりです。
352	要求水準書資料編	21	①	境界	「植栽帯等で区切ること」とのことですが、仕上げ(材質、色)や車止め等で境界を明確にするだけでなく、空間を区切る必要があるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
353	要求水準書資料編	22		手柄山周辺工事一覧No.2~6	記載された工期を見ますと本件契約締結時期には工事完了していると思われる。これらの工事は、追加工事や工期延伸により、本件事業期間と重複する可能性があるのでしょうか。	No.2~6について、現時点では、追加工事や工期延伸の予定はありません。
354	要求水準書資料編	23		コートレイアウト図	Vリーグ試合時の座席想定レイアウトの開示は可能でしょうか。	座席想定レイアウトはありません。
355	要求水準書資料編	25	1	緊急物資の搬入・搬出動線イメージ	緊急物資搬送時は前面道路沿いの車両停止部分も緊急車両動線の車線と考えるとよろしいですか	緊急物資搬送の車線について、搬入時はA部、搬出時はB部を使用することは可能ですが、A部からB部までの間の通り抜け型乗降場を使用することは不可となります。

■要求水準書(資料編)に関する質問

番号	資料名	資料	節	項目名	質問事項	回答
356	要求水準書資料編	25	1	緊急物資の搬入・搬出動線イメージ	緊急物資車両の出口は、A部とB部の間に設けることは可能ですか。(常時は出入りできないようにバリカーなどを設ける前提)	緊急物資車両の出口はB部としてください。
357	要求水準書資料編	26	2	セキュリティの考え方	「薄緑色実線部は本件施設用地境界の明示・安全及び防犯対策を目的としてフェンス等を設けること」と記載されていますが、敷地境界線に沿ってフェンスを設けるという意味ではなく、境界明示としては境界明示錐を設置し、安全対策としては段差部に手摺を設け、防犯対策としては附属プールの有料ゾーンに柵を設ける等、それぞれの目的に沿った方法で対策することよろしいでしょうか。	ご提案の内容は安全及び防犯対策として有効である場合に限り可能です。
358	要求水準書資料編	26		セキュリティの考え方	実施方針等への質問に対する回答書451で、例えば地上階に降ろした場合でも資料10A部に向かう過程で、新駅レベルのコンコースで24時間開放エリアが発生いたします。JR新駅から資料10A部までつなぐエリアを最小限に絞りつつ、通り抜け動線は事業者提案として宜しいですか。	各種要求水準を遵守の上、可とします。
359	広告事業について	30	1	広告の掲載場所及び方法について	広告物の内容は看板類などの平面媒体だけでなく、音声や動画、立体的な広告媒体なども可能と考えてよろしいでしょうか。	広告宣伝事業は施設屋内の壁面のみでの実施に限ります。
360	要求水準書資料編	31	(15)	附属プールの通年利用	附属プール用地において、設置目的に即した活用方法であれば、年間を通じた活用に必要な備品・設備はサービス購入料の対象内とありますが、例えばグランピング用のテントや備品等は、サービス対価の対象内でしょうか？	グランピング用のテントや備品等を、サービス購入料の対象内とするかは、提案内容によります。
361	要求水準書資料編	31	(15)	附属プールの通年利用	附属プール用地の多目的広場において、夏場のプール運営時期に、集客のイベントや仮施設による飲食サービスを行った場合は、これらに必要な設備、備品はサービス購入料の対象内でしょうか？また、使用許可や使用料は不要と考えてよろしいでしょうか？	入場料以外の料金を徴収する場合は、自主事業として位置づけされるので、サービス購入料の対象外となります。また、使用許可及び使用料は必要となります。入場料で使用する事ができるサービスについては、サービス購入料の対象内となり、使用許可や使用料は必要ありません。

■要求水準書(資料編)に関する質問

番号	資料名	資料	節		項目名	質問事項	回答
362	要求水準書資料編	31	(15)		附属プールの通年利用	附属プール用地において、設置目的に即した活用方法であれば、年間を通じた活用に必要な備品・設備はサービス購入料の対象内とありますが、その場合は、目的内の使い方であり、使用許可、使用料はともに不要という認識でよろしいでしょうか？ また、光熱水費もサービス購入料Dの内数と考えてよろしいでしょうか？	設置目的に即した活用方法であると市が認めた場合に限り、ご理解のとおりです。
363	要求水準書資料編	31	(14)		コンビニエンスストアの定義について	アルコール類の販売も可能という理解でよろしいでしょうか。	コンビニエンスストアにおいて、アルコール類の販売は可とします。
364	要求水準書資料編	31	2	(2)	新体育館及び屋内競技用プールの一体整備について	「共用部、事業者専有諸室、その他諸室」は新体育館と屋内競技用プールとで兼用することを可とありますが、実施方針等への質問に対する回答書482、484、497より、キッズコーナー、託児所、授乳室、入場待ちトイレは新体育館と屋内競技用プールで兼用することが可能と考えて宜しいでしょうか。	実施方針等への質問に対する回答書482、484、497を前提として、ご理解のとおりです。
365	要求水準書資料編	31	14		コンビニエンスストアの定義について	コンビニエンスストアでのアルコール類の販売は可能でしょうか	コンビニエンスストアにおいて、アルコール類の販売は可とします。
366	要求水準書資料編	31	2	(9)	広域防災拠点動線	広域防災拠点としての緊急救援物資輸送車動線は資料編10ページの駅前広場出入口から35mの範囲を通行してもよろしいでしょうか。	緊急救援物資輸送車は要求水準書資料10の駅前広場出入口から35mの範囲を通行可能です。
367	要求水準書資料編	31			コンビニエンスストアの定義について	一般的なコンビニエンスストアが提供する商品を包括するものであれば、運営企業が自ら販売（運営）を行う事も可能でしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書(資料編)に関する質問

番号	資料名	資料	節	項目名	質問事項	回答
368	要求水準書 資料編	15 31	(10)	サービスヤードの考え方	資料31に記載の管理車両には搬出入車両の他、要綱p23に記載の大会時の関係車両、中継車などの大型車、送迎バス、緊急救援物資輸送車が含まれるものと考え、資料31図示のルールを遵守すれば、C部を車両走行可と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
369	要求水準書 資料編	15 31	(10)	サービスヤードの考え方	施設設備機器のメンテナンスや、中央体育館との器具庫境の出し入れを考えると、C部以外のエリア、陸上競技場境(新体育館との間、連絡通路下)に管理車両が進出、停車することが必要と考えています。当該エリアへの進出は可能と考えてよろしいでしょうか？	C部以外のエリア、陸上競技場境(新体育館との間、連絡通路下)に管理車両が進出、停車することは可能です。ただし、安全性に配慮した提案として下さい。
370	要求水準書 資料編	19別紙		大会等使用実績	各年度の居室毎の施設使用料実績の合計額をお示ください。	ご質問の内容は別紙6として公表します。
371	要求水準書 資料編	19別紙		大会等使用実績	各行事毎の施設使用料実績をお示ください。	ご質問の内容は別紙7として公表します。 ※新型コロナウイルス感染症の影響のなかった、平成30年度の実績にて回答します。
372	要求水準書 資料編	19別紙		大会等使用実績	「ヴィクトリーナ 興行利用」の施設使用料実績、及び減免率をお示ください。	ご質問の内容は別紙8として公表します。
373	要求水準書 資料編	2 ・10		図面データの ずれ	左記データについて、資料2に含まれる「02解体後配置図_210226.jww」と資料10「210430_02_10_shiryo10_zoning.dwg」について、前回質疑回答No745にて後日発行とのご回答を頂きましたが未だにずれがありますようです。 資料2は測量図ですので、「02解体後配置図_210226.jww」を正として資料10をそれに合わせる形で進めさせて頂いてよろしいでしょうか。	「210430_02_10_shiryo10_zoning.dwg」を正として下さい。

■落札者決定基準に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
374	落札者決定基準	1	2					必須項目提案書の扱い	様式14~21-2で作成し提出する必須項目提案書は、P1のフローの基礎審査で審査されるのでしょうか？	ご理解のとおりです。
375	落札者決定基準	2	3	4	(1)			性能審査	性能評価は、様式23-1以降の加点項目提案書に基づいて審査されるという理解でよろしいのでしょうか？	ご理解のとおりです。
376	落札者決定基準	2	3	4				性能審査	必須項目提案書の評価基準をお示しいただけますでしょうか。	必須項目提案書は基礎審査に用います。基礎審査の評価基準は、落札者決定基準P2、第3章3のとおりであり、様式14から様式21-2をもとに、総合的に評価をします。
377	落札者決定基準	3	3	4	(2)			加点基準	建設業務における市内企業への発注割合について、加点の計算式が記載されていますが、維持管理業務の一部を市内業者に再委託する場合は加点対象にならないのでしょうか。加点対象となる場合、その計算式をお示しく下さい。	加点対象は建設業務のみとし、維持管理業務については加点対象にはなりません。
378	落札者決定基準	3	3	4	(2)			加点基準	「その割合に応じて違約金の対象とする」とありますが、具体的な計算方法をご教示願います。	事業契約書(案)第123条をご確認下さい。
379	落札者決定基準	3	3	4	(2)			地域経済への貢献 違約金	提案時に工事発注を予定していた市内企業が倒産する等やむを得ない事情が発生し、代替企業を探す努力を行ったもの見つからなかった場合等、提案書記載の発注割合を達成できなかった場合は、違約金の対象にはならないとの理解でよろしいのでしょうか。	事業契約書(案)に基づき協議を行いますが、基本的な考え方は事業契約書(案)第123条のとおりです。
380	落札者決定基準	3	3	4	(2)			加点基準	「④ 地域経済への貢献及び地域社会への貢献」/「地域経済への貢献(20点)」の評価項目については、建設業務の市内企業への発注金額の割合に基づき評価を行うとされています。市内企業の定義として、入札説明書p.13には「市内企業(本店等が姫路市内にある者をいう。)」とありますが、本店等には営業機能を有する支店及び営業所等も含まれますでしょうか。また、二次業者・三次業者も加点対象に含まれますでしょうか。	市内企業の定義を「法人にあっては本店等(法人にあっては主たる営業機能を有する本店、個人にあっては主たる事業所をいう。以下同じ。)が姫路市内にある者、個人にあっては住所及び本店等が姫路市内にある者」と訂正します。本店等に支店・営業所は含みません。市内企業発注割合算出対象は1次下請のみに制限することはありません。ただし、様式23-6及び様式23-6別紙の注釈に留意し、様式23-6を作成して下さい。

■落札者決定基準に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
381	落札者決定基準	3	3	4	(2)			加点基準	「④ 地域経済への貢献及び地域社会への貢献」/「地域経済への貢献(20点)」の評価項目については、建設業務の市内企業への発注金額の割合に基づき評価を行うとされていますが、建設業務以外での市内企業への発注金額については「④ 地域経済への貢献及び地域社会への貢献」/「地域社会への貢献(20点)」にて評価されるのでしょうか。	建設業務以外での市内企業への発注金額については「地域社会への貢献(20点)」において、総合的に評価します。
382	落札者決定基準	3	3	4	(3)			性能審査加点項目	様式16~21(必須項目提案書)については、性能審査加点項目の評価基準における評価の視点に記載がないことから評価には影響がない(点数にならない)という理解でよろしいでしょうか。	必須項目提案書は基礎審査に用います。基礎審査の評価基準は、落札者決定基準P2、第3章3のとおりであり、様式14から様式21-2をもとに、総合的に評価をします。
383	落札者決定基準	3	3	4	(3)			性能審査加点項目	加点項目提案書と必須項目提案書の取り扱いの違いについてご教示ください。	加点項目提案書は性能審査の対象となります。必須項目提案書は基礎審査に用います。
384	落札者決定基準	3	3	4	(3)			性能審査について	性能審査(700点満点)については、様式集様式22以降の加点項目提案書のみが評価対象となる認識でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
385	落札者決定基準	3	3	4	(3)				各性能審査加点項目項目がどの提案書様式を対象として評価されるのか対照表を明示頂けませんでしょうか。	落札者決定基準における評価の視点と様式集内の注釈をご確認下さい。
386	落札者決定基準	4	3	4	(3)	7	④	地域経済への貢献及び地域経済への貢献	「市内企業の活用」や「市内企業からの調達」との記載がありますが、この「市内企業」とは、登記上の本店が姫路市内にある企業を指すとの理解でよろしいでしょうか。	市内企業の定義を「法人にあっては本店等(法人にあっては主たる営業機能を有する本店、個人にあっては主たる事業所をいう。以下同じ。)が姫路市内にある者、個人にあっては住所及び本店等が姫路市内にある者」と訂正します。本店等に支店・営業所は含みません。
387	落札者決定基準	4	3	4	3	7	④	地域社会への貢献	「地域経済への貢献」では、建設業務に限り且つ本店が市内企業とする条件を様式集23-6に記載されていますが、「地域社会への貢献」においての市内企業の定義は、前段同様に本店が市内企業との条件でしょうか。	市内企業の定義を「法人にあっては本店等(法人にあっては主たる営業機能を有する本店、個人にあっては主たる事業所をいう。以下同じ。)が姫路市内にある者、個人にあっては住所及び本店等が姫路市内にある者」と訂正します。本店等に支店・営業所は含みません。
388	落札者決定基準	8	3	4	(3)	I	⑤	維持管理業務の評価の視点	清掃業務の評価の視点において「現況に応じた適切な提案となっているか」という記載がありますが、施設建設前の現時点において、「現況」とはどの施設のどのような状況を指すのでしょうか。	施設完成時の状況を指します。

■落札者決定基準に関する質問

番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
389	落札者決定基準							基礎審査について	基礎審査については、様式16～21-2-2までの必須項目提案書により、審査されるとの認識でよろしかったでしょうか。相違がございましたら、具体的に何を持って審査されるのかご教示頂きたく存じます。	必須項目提案書は基礎審査に用います。基礎審査の評価基準は、落札者決定基準P2、第3章3のとおりであり、様式14から様式21-2をもとに、総合的に評価をします。

■様式集に関する質問

番号	資料名	様式	項目	項				項目名	質問事項	回答
390	様式集	2						入札参加資格申請に関する提出書類	参加資格申請書類を提出にあたり、書類を綴じた冊子の表紙や背表紙には、事業名やグループ名、提出日等の記載は特段不要でしょうか。	記載は不要です。
391	様式集	2						入札参加資格申請に関する提出書類	正本一部、副本二部を提出するにあたり、様式2の表紙に、正・副の記載は必要ありませんでしょうか？	様式2に正本、副本の別を記載して下さい。
392	様式集	2						参加資格申請(表紙)	この表紙にはグループ名の記載は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
393	様式集	3						受任者情報	受任者として提出する場合は、様式5-2に記載した受任者の情報を記載し、受任者印を押印することでよいでしょうか	ご理解のとおりです。
394	様式集	3						グループ名	入札参加資格申請に関する提出書類に記載するグループ名について、事業者が任意に記入するものでよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
395	様式集	3						入札参加表明書	記名欄について、受任者名にて提出する場合は、以下の認識で宜しいでしょうか。 ・「所在地」：受任者が勤務する所在地 ・「商号」：受任者の勤務先(代表企業)社名及び部署名 ・「受任者職氏名」：受任者の役職及び氏名 ・「印」：受任者の認印 また、様式5-2以降の受任者記名欄についても同じ記載方法で宜しいでしょうか。	「印」については、様式5-2の受任者印を押印してください。そのほかについてはご理解のとおりです。
396	様式集	6						一級建築士事務所の登録	設計と工事監理において、同じ企業が業務を担う場合、一級建築士事務所の登録を証する資料は、様式6-3もしくは6-5のどちらかに一部あれば、よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
397	様式集	10						現地見学会及び個別対話参加申込書	参加者については、特に企業名を記載しなくてもよろしいでしょうか？ また、構成員以外の企業から参加者を出すことは可能でしょうか？	参加者氏名のみ記載して下さい。また構成員以外の企業から参加者を出すことは不可とします。

■様式集に関する質問

番号	資料名	様式	項目	項				項目名	質問事項	回答
398	様式集	14						必須項目提案書・加点項目提案書	副本には構成員の企業名を特定できる表記、ロゴ等の表示は一切しないこととございますが、正本には構成員の企業名等を表記したものを作成し、正副で2種類の提案書を作成することが求められているのでしょうか？それとも、正本も副本と同じ表記でよろしいのでしょうか？	原則、正副共に同様の記載方法とします。ただし様式17-3は、副本については、匿名表記とし、正本のみ企業名等を記載して下さい。また様式17-5については、正副ともに金融機関等の名称を記載して下さい。
399	様式集	16						総頁	総頁に表紙は含まれますか？また、記入時に総頁の文字の後に総頁数を記入することでよろしいでしょうか	総頁に表紙は含めて下さい。また記入時は総頁の「総」を作成した総頁数に置き換えて記載して下さい。
400	様式集	16						必須項目提案書	必須項目提案書は落札者決定にどのように影響するのでしょうか。落札者決定基準における「性能審査加点項目の評価基準」においては配点がないように読めたため確認です。	必須項目提案書は基礎審査に用います。基礎審査の評価基準は、落札者決定基準P2、第3章3のとおりであり、様式14から様式21-2をもとに、総合的に評価をします。
401	様式集	21						維持管理費見積書	「長期修繕計画作成業務」は長期修繕計画作成の業務費（人件費、調査費等）を計上するとの理解で宜しかったでしょうか。実際に想定される経費については、「様式21-2-2 修繕・更新計画書」に計上すれば宜しいでしょうか。	長期修繕計画作成の業務費（人件費、調査費等）は様式21-2-1に計上して下さい。実際に修繕等に必要な経費の計画は様式21-2-2に記載して下さい。
402	様式集	22						加点項目提案書	加点項目提案書に記載する事業者の提案内容は、落札者決定基準における「性能審査加点項目の評価基準」に記載のある配点が割り振られ評価されるものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
403	様式集	23						収支計画	損益計算書の営業費用の項目に「利用料金収入」が記載されています。こちらに入力する数値は「マイナス」表記で宜しいでしょうか。利用料金収入なので「プラス」表記でしょうか。	利用料金収入はマイナスの表記とし、サービス購入料C算定根拠として下さい。
404	様式集	26	2					利用料金（使用料）に関する提案	個人利用について、例としてトレーニングルームとプールなど、複数施設のセット料金を定めることは可能ですか。また一定期間内に何度でも利用することができる定期券の設定を行うことは可能ですか。	トレーニングルームとプールなど、複数施設のセット料金を定めることは、様式26-2-2の提案額を前提に可能です。ご質問の定期券の設定も同様可能です。
405	様式集	26	2					利用料金（使用料）に関する提案	一般利用者向けの更衣室について、日々の使用件数について正確に集計を行うことが必要ということですか。更衣室やシャワーについて、多くのスポーツ施設では施設を利用した場合無料で使用できることが多いと思いますが、他の利用料金と合わせてセット販売とし実質無料であっても、利用者個々の使用の有無を把握しなければならないということでしょうか。その場合占有利用の団体においても同様ですか。	いずれの場合におきましても、当該更衣室を使用した場合においては、利用実態及び利用料金の内訳を把握するため、日々の使用件数及び利用料金を集計できるような仕組みを提案して下さい。なお、セット販売する場合については、更衣室料金を徴収しており、使用しているものとみなすことができるため、使用実態の有無に関わらず、カウントしても差し支えないものと思われれますが、詳細な運用方法については、個々の提案に基づき、事業者と市が協議して決定していくこととします。

■様式集に関する質問

番号	資料名	様式	項目	項				項目名	質問事項	回答
406	様式集	6-2-2						入札参加資格要件に関する誓約書②	様式6-2-2については全構成員の提出が必要であり、それ以外の様式6-1に添付すべき書類については当該企業のみが作成し添付するという認識でよろしいでしょうか。	様式6-2-2は代表企業又は受任者が提出して下さい。様式6-1については、代表企業又は受任者が作成し、添付すべき書類については、当該事項を証する書類を添付して下さい。
407	様式集	18-4-2						サービス購入料A-1計算表	新体育館の財源Bについて、注意事項に「※1は、令和8年度のみG-2,100,000千円とする」とあります。また、新体育館の財源C対象額は「G-※1」との計算式です。これらにより、財源CはGすなわち「令和8年度の出来高見込額（税込）」と同額であるとの理解でよろしいでしょうか。	令和8年度の新体育館の財源Cについては、固定値945,000千円を含んだ額となります。ただし、令和8年度の新体育館の出来高見込額が2,100,000千円を下回る場合は、財源C対象額が出来高見込額から財源Aを差し引いた額となりますので、945,000千円を下回ることになります。
408	様式集	18-4-2						サービス購入料A-1計算表	屋内競技用プールの財源Bについて「※2」と記載がありますが注意事項にこの説明が記載されていないようにお見受けしますのでご説明を追記していただけますでしょうか。	財源B（小計Q）の各年度合計額は税込：10,000,000千円とし、各年度の※1及び※2の費目において、提案により金額を調整して下さい。
409	様式集	18-4-2						サービス購入料A-1計算表	注意事項に「・財源B（小計Q）の各年度合計額は税込：10,000,000千円とし、各年度の※1及び※2において調整すること」とありますが、各年度毎に算出した財源Bの合計額が税込みで100億円を上回る場合には年度ごとの合計額を案分して調整するとの理解でよろしいでしょうか。	各年度毎に算出した財源Bの合計額が税込みで100億円を上回る場合には年度ごとの合計額を案分して、※1、※2の額を財源Qが税込み：10,000,000千円となるよう調整して下さい。ただし、出来高検査は各年度の設計積算書における出来高数量に基づき行うことに留意し、様式を作成して下さい。
410	様式集	18-4-2						サービス購入料A-1計算表	注意事項に「・Sの各年度の合計金額は割賦元本対象額となる」とあります。各年度毎に算出した消費税相当額と、サービス購入料A-1合計額に対する消費税額の差額が生じるものと思料します。その差額は最終年度などでまとめて調整するとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問にある差額は最終年度（令和8年度）において調整して下さい。ただし調整額がわかるよう、計算式を残して下さい。
411	様式集	18-4-2						サービス購入料A-1計算表	財源Aの計算は、万の位を切り下げればよろしいでしょうか。	様式18-4-2の財源に係る計算は、財源Cを除いて全て千円未満を切り下げとして下さい。
412	様式集	18-4-2						サービス購入料A-1計算表	令和8年度分の新体育館の出来高見込み額が、2,100,000千円を下回る場合は、令和8年度分の新体育館の出来高見込み額を財源Aの対象額とすればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、令和8年度の新体育館の出来高見込額が2,100,000千円を下回る場合は、財源A対象額となる2,100,000千円の残額を令和7年度に計上して下さい。
413	様式集	18-4-2						サービス購入料A-1計算表	・財源B（小計Q）の各年度合計額は税込：10,000,000千円とし、各年度の※1及び※2において調整することとございますが、単年度の（小計Q）ではなく各年度の（小計Q）の合計額を10,000,000千円とするという理解でよろしいでしょうか。	小計Qとは令和4年度～令和8年度の財源Bの合計であり、税込：10,000,000千円が条件となります。

■様式集に関する質問

番号	資料名	様式	項目	項				項目名	質問事項	回答
414	様式集	18-4-2						サービス購入料A-1計算表	・財源B（小計Q）の各年度合計額は税込：10,000,000千円とし、各年度の※1及び※2において調整することとございますが、※1と※2の割り振りは事業者の任意にてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、出来高検査は各年度の設計積算書における出来高数量に基づき行うことに留意し、様式を作成して下さい。
415	様式集	18-4-2						サービス購入料A-1計算表	・各年度のサービス購入料A-1（税込）＝P+Q+R+Sとすることとございますが、P+Q+Rの誤りでしょうか。	P+Q+Rの誤りです。様式集（修正版）を公表します。
416	様式集	18-4-2						出来高想定割合	各年度の出来高想定割合は、各年毎の出来高割合を記載し、累計割合は記載不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、委託に係る業務は人工数量にて出来高検査を、請負に係る業務は各年度の設計積算書における出来高数量に基づき行うことに留意し、様式を作成して下さい。
417	様式集	18-4-2						各年度サービス購入料（税込）	エクセルD列32行目には「P+Q+R」と指示の記載がありますが、注意事項10番目に「・各年度のサービス購入料A-1（税込）＝P+Q+R+Sとすること」とあります。どちらが正でしょうか。	P+Q+Rの誤りです。様式集（修正版）を公表します。
418	様式集	18-4-2						注意事項	「財源B（小計Q）の各年度合計額は税込：10,000,000千円とし」とありますが「合計」は「上限」の間違いでしょうか。また、「各年度の※1及び※2において調整すること」とは、10,000,000千円を超える場合、超えた金額を上限10,000,000千円まで減額するというのでしょうか。	前段は「財源B（小計Q）の合計額は税込：10,000,000千円とし、…」に修正します。後段はご理解のとおりです。財源Bの合計額が税込みで10,000,000千円を上回る場合には年度ごとの合計額を案分して、※1、※2の額を財源Qが税込み：10,000,000千円となるよう調整して下さい。ただし、出来高検査は各年度の設計積算書における出来高数量に基づき行うことに留意し、様式を作成して下さい。
419	様式集	18-4-2						記入例・注意事項	「・各年度のサービス購入料A-1（税込）＝P+Q+R+Sとすること」とありますが、「・各年度のサービス購入料A-1（税込）＝P+Q+Rとすること」の誤りではないでしょうか。	P+Q+Rの誤りです。様式集（修正版）を公表します。
420	様式集	18-4-2						財源A、財源B、財源C	各項目において、財源A、財源B、財源Cが分かれています。それぞれの財源の趣旨及びそれぞれの財源の割合をどのように決めているのか基本的な考えをご教示ください。	財源A、B、Cについては、詳細をお答えすることはできませんが、現時点で市が想定する財源としております。
421	様式集	18-4-2						サービス購入料A-1（税抜）	「各年度のサービス購入料A-1（税抜）の額は、各種様式と整合させること」とありますが、本様式は、税込での記載となっており、本様式に税抜額を記載する欄がございませんが、税抜額を記載する箇所をご教示ください。また、各種様式と整合させることとありますが、整合させるべき様式をご教示ください。	税抜き額を記載する欄はありません。各年度のサービス購入料A-1（税抜）の合計額は様式17-1のサービス対価A-1（税抜）と整合させて下さい。その他整合させるべき様式とは様式17-1をはじめとするサービス購入料を記載する全ての様式です。

■様式集に関する質問

番号	資料名	様式	項目	項				項目名	質問事項	回答
422	様式集	18-4-2						サービス購入料A-1計算表	ご指示の通りに計算しますと、財源A+B+C+民間資金の合計が初期投資費を超過します。 建設費 新体育館部分が影響しているのではないかと考えますが、ご教示頂きたく存じます。	令和8年度において財源Aが出来高見込額（税込）を超過している場合は、令和7年度において財源Aを活用して下さい。その場合、様式18-4-2に記載のある令和8年度の計算条件を令和7年度に適用して下さい。
423	様式集	18-4-3						什器備品費見積書	A3判（A4判に折込み）とありますが、様式集(Word)p.7「第3章 提出書類一覧」では「書式サイズA4」とあります。書式サイズはA3判と考えてよろしいでしょうか。	書式サイズはA3が正しいため、A4は誤りです。A3で作成し、A4折込として下さい。
424	様式集	18-4-3							様式18-4-3 什器備品費見積書に寸法・能力・容量等を記載する欄がありますが、どのような記載を想定されてるかご教示ください。	提案する什器備品の主な性能・特徴（材質等、カタログ等の記載情報でも可）を記載して下さい。
425	様式集	17-1						(1)市の支払総額	「サービス購入料A-3」の割賦金利の欄には、四捨五入の上小数点第3位までの金利を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
426	様式集	17-1						事業計画に関する提案	合計金額（税込）の計算に際し、消費税額は、各サービス購入料の合計額に対して消費税率を乗じて計算するのではなく、各サービス購入料の支払回数ごとに計算するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
427	様式集	18-1						附帯施設	延床面積欄に附帯施設がありますが、具体的にどの施設の面積を記入いたしますか。	要求水準に規定する本件施設以外に事業者の提案により整備する施設、及び本件施設に附帯する施設として事業者の提案により別棟とする施設を記載して下さい。
428	様式集	18-1						附属プール用地	附属プール用地水平投影面積と附属プール敷地面積の定義（違い）は何ですか。また、附属プール用地水平投影面積が8,500㎡以上と理解して宜しいですか。	附属プール用地水平投影面積は外構も含む附属プール用地の水平投影面積を記載して下さい。 附属プール敷地面積は常設プールの面積として下さい。 「附属プール敷地面積」は要求水準書に示す「常設プール」の面積として下さい。 様式集の修正版を公表します。
429	様式集	18-1						附属プール用地	附属プール用地水平投影面積、多目的広場面積の記入欄がありますが、数値記入のみだと根拠が不明瞭なため、図面集整理No6附属プール用地平面図に算定面積範囲を示した方が宜しいですか。	ご質問の方法でも可とします。

■様式集に関する質問

番号	資料名	様式	項目	項				項目名	質問事項	回答
430	様式集	21-2-1						維持管理費見積書	金額は千円単位で記載するという理解でよろしいでしょうか。	金額は千円単位としてください。
431	様式集	21-2-1						維持管理費見積書	SPCからの支払時期ではなく、業務実施時期に対応させて金額を記入するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、発生主義で記載して下さい。
432	様式集	21-2-2						維持管理費見積書（修繕・更新計画書）	金額は千円単位で記載するという理解でよろしいでしょうか。	金額は千円単位としてください。
433	様式集	21-2-2						維持管理費見積書（修繕・更新計画書）	SPCからの支払時期ではなく、業務実施時期に対応させて金額を記入するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。発生主義で記載して下さい。
434	様式集	20-2						運営費見積書	維持管理・運営期間中のSPC諸経費については、様式20-2のケその他に記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。可能な限り詳細に記載して下さい。
435	様式集	20-2						運営費見積書	SPCからの支払時期ではなく、業務実施時期に対応させて金額を記入するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。発生主義で記載して下さい。
436	様式集	20-2						運営費見積書	金額は千円単位で記載するという理解でよろしいでしょうか。	金額は千円単位としてください。
437	様式集	26-2						運営スケジュール及び利用料金	様式26-2-2及び様式26-2-3には利用料金のみを記載し、スケジュールについては様式26-2-1のみで提案するという理解でよろしいでしょうか。	様式26-2-2には提案する個人利用料、占用使用料を記載して下さい。様式26-2-3には割合倍率を記載して下さい。様式26-2-1には様式26-2-2、26-2-3の提案の根拠となる考え方及び運営スケジュールの提案を記載して下さい。

■様式集に関する質問

番号	資料名	様式	項目	項				項目名	質問事項	回答
438	様式集	17-3	1	(3)				実施体制	バックアップサービスについて、企業名を明記することでよろしいでしょうか	正本の場合は企業名を記載してください。副本の場合は企業名を伏せて下さい。
439	様式集	17-3						(3) 事業実施体制	「再委託先等、SPCから間接的に業務を受託する法人についても、提案時に決定している範囲内で可能な限り明示」とありますが、監査法人・弁護士・ランドスケープデザインなどのアドバイザーについても企業名を記載してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし正本の場合は企業名を記載して下さい。副本の場合は企業名を伏せて下さい。
440	様式集	23-3						(3) リスクの対応について	リスクの分析や提案する保険について第三者が評価した資料等を貼付することは可能でしょうか。	リスクの分析や提案する保険について第三者が評価した資料等を貼付することは可能です。ただし、副本であっても客観性が確保できる内容として下さい。
441	様式集	24-3						施設デザイン	「本件施設用地の特性を活かした配置計画となっているか。」は落札者決定基準に記載がありませんが、この項目も落札者決定基準の「評価の視点」に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の箇所は誤記のため、様式24-3の評価の対象ではありません。様式集（修正版）を公表します。
442	様式集	24-3						(3) 施設デザイン	①本件施設「・本件施設用地の特性を生かした配置計画となっているか。」は(2)全体配置計画の①項目にもあり、ダブリのように思われます。どちらの配点にも含まれるものなのか、ご教授ください。	ご指摘の箇所は誤記のため、様式24-3の評価の対象ではありません。様式集（修正版）を公表します。
443	様式集	4-1						入札参加資格申請に関する提出書類	建設企業が特別共同企業体を組成する場合、一般的な入札参加申請で求められる特別共同企業体組成届は必要でしょうか。	共同企業体は構成員にはなれません。ただし、落札決定後、構成員のみで組成される共同企業体で、SPCからの業務を受託することを妨げるものではありません。よって、共同企業体の結成届の提出は不要です。
444	様式集	4-1						構成員の情報	構成員の情報は本社ではなく本店の情報を記載することでよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
445	様式集	4-1						構成員一覧表	注釈に「構成員の情報欄は本店について記載」するよう指示がございますが、様式集の冒頭では本社の所在地等を記載するよう指示がございます。様式4-1の本店を本社と読み替えてもよろしいでしょうか。	様式集P1の「本社」は「本店」と訂正します。様式集（修正版）を公表します。

■様式集に関する質問

番号	資料名	様式	項目	項				項目名	質問事項	回答
446	様式集	4-1						構成員一覧表	建設企業が建設業務以外の業務を行う場合、区分②には「建設業務」とのみ記載し、「その他企業」との記載は不要という理解でよろしいでしょうか。	区分②には、該当する名称を全て記載して下さい。2つ目の※のうち、「設計業務」は「設計企業」に訂正します。
447	様式集	4-1						構成員の情報	本店について記載とありますが、支店名で参加表明することは不可ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
448	様式集	4-2						代表企業連絡先	代表企業連絡先の所在地は担当者が所属する営業所の所在地を記載することよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
449	様式集	4-2						代表企業連絡先	各項目に記載するのは委任者、受任者以外の連絡がつく担当者との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。代表企業における担当者の連絡先を記載して下さい。
450	様式集	5-1						委任状	各社の代表者名は姫路市入札参加資格者名簿に登録されている代理人は不可であり、会社の代表権を持つ名義での記名捺印が必要であるとの理解でよろしいでしょうか。(例：支店長印× 社長印○)	ご理解のとおりです。
451	様式集	5-1						委任状	付番は、参加資格申請書類提出までに、入札グループ内の構成企業等が変わる可能性もあるため、印字ではなく手書きでも問題ないか。	手書きでも可とします。
452	様式集	5-1						委任状	様式内に「～グループの構成員である私は、【●●●】を代表企業と定め、下記の権限を委任します。」とありますが、【●●●】の箇所の記載について以下の内容ご教示ください。 ①記載は会社名のみでよろしいでしょうか。(代表者名等は記載しない。) ②様式5-2により復代理人を定めている場合は受任者の会社名を記載することよろしいでしょうか。	①について、ご理解のとおりです。 ②について復代理人を定めている場合であっても、代表企業の情報として下さい。
453	様式集	5-1						委任状	代表企業は本様式を提出する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■様式集に関する質問

番号	資料名	様式	項目	項				項目名	質問事項	回答
454	様式集	5-2						委任状	当社は東京本社、大阪に支店を置いており、登記上の企業名は本社社名のみですが、支店名にて参加資格申請を行いたく考えております。この場合、様式5-2の上の欄の商号を「●●株式会社」、受任者の欄の商号を「●●株式会社大阪支店」として提出することで、他の様式は「●●株式会社大阪支店」と記入してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
455	様式集	5-2						委任状（復代理人）	復代理人は貴市に提出している指名願受任者に限られますでしょうか。	復代理人はご質問の者に限りません。
456	様式集	5-2						委任状（復代理人）	本様式については代表企業以外の企業が入札参加表明等の手続きを行う際に必要になるとの認識でよろしいでしょうか。	本様式については代表企業以外の者及び代表企業であっても本店ではなく支店の者が、様式5-2に記載のある委任事項を行う場合に必要の様式となります。
457	入札参加資格申請書兼誓約書	6-1	表					様式6-6の履行実績を証する書類	建築物に係る日常保守点検業務の履行実績を証する書類を求められておりますが、コンプライアンス上、他施設における日常点検報告書等の提出は制約があるため、a又はbのそれぞれの要件について、契約書等で証明可能な「建築物保守点検業務」としていただけないでしょうか。	参加資格については、現行のとおりとします。日常点検報告書の提出は不要です。様式6-6記載の内容が全て確認できるものを履行実績を証する書類として提出してください。契約書・仕様書等での証明が難しい場合は、受注者が発行した、当該業務を履行したことを証する履行証明書等でも可とします。
458	様式集	6-1	表					履行実績	入札参加者の入札参加資格要件〔入札説明書第3章3(3)エ〕について、様式6-6の履行実績を証する書類として「契約書、仕様書等の実績を証明できる書類の写し」の提出が求められておりますが、これらの書類のうち契約書・仕様書等については、守秘義務契約により提示できないものがありますので、発注者がホームページ等で公表している資料を提出することで、実績を証明することは可能でしょうか。	様式6-6記載の内容が全て確認できるものを履行実績を証する書類として提出してください。
459	様式集	6-1						様式6-11に添付すべき書類	1企業にて「維持管理業務（全体）」「運營業務（一部）」を兼務する場合、添付書類はそれぞれ同じ書類を準備する必要がありますでしょうか。重複する書類は1部を準備すれば宜しいのでしょうか。	ご質問の場合にある重複する場合においては、1部だけの添付でかまいません。
460	様式集	6-1						添付すべき書類一覧以外の書類	履歴事項全部証明書および印鑑証明書、納税証明書について、入札参加資格申請に関する提出書類の末尾に添付することでよろしいでしょうか	履歴事項全部証明書および印鑑証明書、納税証明書は様式6-1の後に添付して下さい。
461	様式集	6-1						様式6-11に添付すべき書類	企業によって複数の業務を兼任する場合（例：1企業が運営企業と維持管理企業を兼任する場合）、重複する添付書類（履歴事項全部証明書、印鑑証明書、履行実績を証する書類等）は1通で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■様式集に関する質問

番号	資料名	様式	項目	項				項目名	質問事項	回答
462	入札参加資格申請書兼誓約書	6-1						納税証明書	提出する納税証明書は、国税及び市税のみで、県税は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
463	様式集	6-1						申請書兼誓約書	様式6-1書類に印鑑は不要でしょうか。	ご理解のとおりです。
464	様式集	6-1						申請書兼誓約書	添付書類で建設会社は建設業の許可証（写）・経営審査事項結果通知（写）は必要でしょうか。	建設業の許可証（写）・経営審査事項結果通知（写）の添付は不要です。
465		6-1						証明書	履歴事項全部証明書～印鑑証明書について、原本が必要でしょうか？	正本の納税証明書については、公告日以後に発行されたものの原本を添付してください。その他の書類については、写しでかまいません。
466	様式集	6-1						参加資格要件を証する書類の添付について	表：様式6-1に添付すべき書類一覧において、参加資格要件を証する書類の添付がありますが、入札説明書の参加資格要件に記載がある以下の要件【入札説明書10頁（3）記載のア（イ）（ウ）、イ（ア）（イ）（ウ）（エ）、ウ（イ）（ウ）】については、添付すべき書類一覧に記載がございません。上記を証する書類は添付不要という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
467	様式集	6-1						参加資格要件	本事業においては大規模な土木設計が発生します。擁壁や一時造成を行う土木の設計企業については「表：様式6-1に添付すべき書類一覧」に記載されているa, bによる条件は不要と考えてよろしいでしょうか？	擁壁や一時造成を行う土木の設計も設計業務に該当しますので、当該設計を実施する企業は設計企業に該当します。様式6-3のa又はbの条件の要否は、設計業務を1者で実施する場合は必要ですが、複数の企業で共同して実施する場合は、入札説明書P11、3（3）アの規定のとおり、1者のみが必要となります。
468	様式集	6-1						姫路市税の納税証明書	姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）は市税納付対象外の構成員は提出不要の理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
469	様式集	6-3						実績	1つの設計実績でa, b両方の実績を満たす場合でも、a, bどちらか一方を選択し■を付け記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■様式集に関する質問

番号	資料名	様式	項目	項				項目名	質問事項	回答
470	様式集	6-3						設計企業に係る調書	履行実績を証する書類としては、契約書（写）と竣工図（写）の該当箇所にマーカーで印をつけたものでよろしいでしょうか。	ご質問にある証明方法でも可とします。
471	様式集	6-3						履行実績を称する書類	主たる体育室の競技床面積1,000㎡以上であることを示す書類としては、当該範囲を示すとともに図上求積値を記入した平面図を提出すれば宜しいでしょうか。	ご質問にある証明方法でも可とします。
472	様式集	6-4						建設企業に係る調書 添付書類	建設業許可、経営審査事項等の写しの添付は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
473	様式集	6-4						実績	1つの施工実績でa. b両方の実績を満たす場合でも、a. bどちらか一方を選択し■を付け記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
474	様式集	6-4						実績	履歴実績を証明する書類にコリンズ登録内容確認書を使用する事は可能でしょうか。	ご質問にある証明方法でも可とします。
475	様式集	6-4						建設企業に係る調書	履行実績を証する書類としては、CORINSもしくは、契約書（写）と竣工図（写）の該当箇所にマーカーで印をつけたものでよろしいでしょうか。	ご質問にある証明方法でも可とします。
476	様式集	6-5						工事監理企業に係る調書	履行実績を証する書類としては、契約書（写）と竣工図（写）の該当箇所にマーカーで印をつけたものでよろしいでしょうか。	ご質問にある証明方法でも可とします。
477	様式集	23-6	別紙					地域経済への貢献	市内事業者への発注金額割合の考え方の表においてSPCから直接発注を受ける「A社（構成員・市内）」は施工分離型のJV乙型を意味するのでしょうか？	「構成員・市内」とは、「構成員である市内事業者」を表すものであり、JVに限定しておりません。

■様式集に関する質問

番号	資料名	様式	項目	項				項目名	質問事項	回答
478	様式集	23-6						(6) 地域経済への貢献	市内企業発注額について「下請企業の他、構成員からの直接発注額も含む」とありますが、様式23-6別紙のイメージ図に基づき、2次下請負以降の金額は含めないとの理解でよろしいでしょうか。	提案は市内企業発注割合のみ提案し、根拠の提出は不要です。市内企業発注割合算出対象は1次下請のみに制限することはありません。ただし、様式23-6及び様式23-6別紙の注釈に留意し、様式23-6を作成してください。
479	様式集	23-6						地域経済への貢献	別紙については提出不要とありますが、本様式については市内企業発注割合と別紙の考え方に基づいた計算根拠を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	様式23-6別紙の考え方に基づいた計算根拠の記載は不要です。
480	様式集	23-6						地域経済への貢献	「地域経済への貢献について、評価の視点「市内企業の活用について、本事業及び本市にとって定量的に優れた提案となっているか。」に基づき、建設業務のみを対象として、市内企業発注割合を記述して下さい。」と記載されていますが、定量的な提案以外の提案についても評価されると考えて宜しいでしょうか。また、その際はどのように加算評価されるのでしょうか。	様式23-6は市内企業発注割合のみが評価の対象となります。
481	様式集	23-6						地域経済への貢献	「事業者が提案時の市内事業者への発注金額の割合を達成できなかった場合はその割合に応じて違約金の対象とする。」と記載されていますが、違約金はどのような数式で求められるのか。	事業契約書（案）第123条をご確認ください。
482	様式集	23-6						地域経済への貢献	「市内企業とは姫路市内に本店を有する者」と記載されていますが、生産地または製造地が姫路市内である商品または製品の購入先もこれに含まれると解釈しても宜しいでしょうか。	ご質問の内容は「市内企業」に該当しません。
483	様式集	23-6						地域経済への貢献	市内企業発注割合について、提案書への記載が求められているのは積み上げ結果としての「市内企業発注割合」のみでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
484	様式集	23-6						地域経済への貢献	市内企業への発注割合がカウントされるのは、元請けおよび一次下請けを対象として積み上げを行い、1次下請以降に発注があった場合は考慮の対象外でよろしいでしょうか。	市内企業発注割合算出対象は1次下請のみに制限することはありません。ただし、様式23-6及び様式23-6別紙の注釈に留意し、様式23-6を作成してください。
485	様式集	23-6						地域経済への貢献	市内企業発注割合の考え方として、例えば市内企業と市外企業が建設JV（JV比率50：50）を組成し、JVとして請負金額総額10万円の内2万円を市内企業に、3万円を市外企業に発注した場合、市内事業者への発注金額は4.5万円【(10-5)×0.5+2】となるという認識でよろしいでしょうか。	様式23-6別紙のA社がご質問のJVの場合、JVのうち市内企業の施工額を様式23-6別紙における(D)として下さい。ご質問の条件の場合は、請負金額総額10万円のうち5万円をJV内で50：50で割り振るのであれば、市内企業施工額（様式23-6別紙における(D)）はJV内の市内業者施工額2.5万円に市内事業者に対する発注金額2万円を加えた4.5万円となります。

■様式集に関する質問

番号	資料名	様式	項目	項				項目名	質問事項	回答
486	様式集	23-6						地域経済への貢献	事業者が提案時の市内事業者への発注金額の割合を達成できなかった場合はその割合に応じて違約金の対象とする旨記載がございますが、事業契約書案97条の違約金条項の中に該当項目がないかとお見受けいたします。ご提案時の割合と実際の発注割合との比較で不足した割合と建設工事総額にて違約金が発生するという認識でよろしいでしょうか。 例えば、不足割合 2%、建設工事費100万円の場合違約金は2万円という認識でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第123条をご確認ください。
487	様式集	24-7						環境性・経済性	市内企業発注割合の考え方として、例えば市内企業と市外企業が建設JV（JV比率50：50）を組成し、請負金額総額10万円の内2万円を市内企業に、3万円を市外企業に発注した場合、市内事業者への発注金額は6.5万円【(10-3) *0.5-3+2】となるという認識でよろしいでしょうか。	様式23-6別紙のA社がご質問のJVの場合、JVのうち市内企業の施工額を様式23-6別紙における(D)として下さい。 ご質問の条件の場合は、請負金額総額10万円のうち5万円をJV内で50：50で割り振るのであれば、市内企業施工額（様式23-6別紙における(D)）はJV内の市内業者施工額2.5万円に市内事業者に対する発注金額2万円を加えた4.5万円となります。
488	様式集	23-5-1						収支計画	SPC設立が令和3年度のため、令和3年度の列を追加してもよろしいでしょうか。	令和3年度を追加してください。ただし、市の支払いは令和4年度から開始となります。
489	様式集	23-5-1						収支計画	事業契約書第80条第1項において、自主提案事業の収支と運営・維持管理業務の収支とは別に把握するものとするがございますので、本様式におけるサービス購入料圧縮のための提案額を除く自主提案事業の収支はSPCが貴市へ支払う使用料の収支のみを記載すればよろしいでしょうか。	自主提案事業収支はご質問のとおり、運営・維持管理業務の収支とは別としてください。 様式23-5-1では、「自主提案事業収入（サービス購入料圧縮のための提案額）」を営業費用の控除額としてマイナス表記にて記載してください。 「自主提案事業収入」の項目は不要のため、様式集（修正版）を公表します。
490	様式集	23-5-1						収支計画	劣後ローン借入（内容的に資本金と同等に見なせるもの）を行う場合、本様式のDSCR計算に用いる元利金は優先ローン借入のみで宜しいでしょうか。	元利金は優先ローン借入のみとしてください。
491	様式集	23-5-1						損益計算書	営業費用の内訳として「利用料金収入」や「自主事業収入」等の営業収入に入るであろう項目が記載されていますが、備考4に記載のように適宜項目の追加・削除が認められるので、事業者側で修正が認められると理解してよろしいでしょうか。	「利用料金収入」、「自主提案事業収入（サービス購入料圧縮のための提案額）」を営業費用内に入れている趣旨としては、サービス購入料C算出の根拠であることをわかりやすくすることにありました。 「利用料金収入」、「自主提案事業収入（サービス購入料圧縮のための提案額）」は営業費用の控除額としてマイナス表記で記載してください。 なお、備考4についてはご理解のとおりです。 「自主提案事業収入」の項目は不要のため、様式集（修正版）を公表します。
492	様式集	23-5-1						資金計画	備考3「消費税及び地方消費税は含めず算定してください。」ありますが、当該資料はいわゆるキャッシュフロー計算書同等の表であるため税込記載の必要があると思慮致しますので、資金計画書は税込記載とさせて頂くことでよいでしょうか。	様式23-5-1は税抜としてください。また、様式12、様式17-1と整合を図ってください。
493	様式集	23-5-1						資金計画	備考4記載のように適宜項目の追加・削除が認められておりますので。「資金調達⇒キャッシュイン」「資金需要⇒キャッシュアウト」としてSPCのキャッシュフローが分かる表の作りとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■様式集に関する質問

番号	資料名	様式	項目	項				項目名	質問事項	回答
494	様式集	23-5-1						<市のライフサイクルコスト>	表中の「SPCへの支払い総額」は税別金額を記載し、「市税収（法人市民税）」にはSPCが支払う予定の法人市民税額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
495	様式集	23-5-1						<市のライフサイクルコスト>	備考9 「1 損益計算書」は発生主義として計算してください。とありますので、資金計画及び市のライフサイクルコストは実現主義で記載するものと理解しましたが、その場合令和3年度及び令和24年度列を追加して記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 様式集（修正版）を公表します。
496	収支計画	23-5-1						収支計画	損益計算書の営業費用の費目の中に「利用料金収入」「自主提案事業収入」が入っていますが、こちらは営業収入の費目の入る理解で宜しいでしょうか。	「利用料金収入」、「自主提案事業収入（サービス購入料圧縮のための提案額）」を営業費用内に入れている趣旨としては、サービス購入料C算出の根拠であることをわかりやすくすることにありました。 「利用料金収入」、「自主提案事業収入（サービス購入料圧縮のための提案額）」は営業費用の控除額としてマイナス表記で記載してください。 「自主提案事業収入」の項目は不要のため、様式集（修正版）を公表します。
497	様式集	23-5-1						収支計画	自主提案事業収入（サービス購入料圧縮のための提案額）と、次行の自主提案事業収入との区別につきまして、収入であれば全てサービス購入料圧縮につながるのではないかと思料致しますが、区別の詳細基準等がございましたらお示し頂けないでしょうか。	「利用料金収入」、「自主提案事業収入（サービス購入料圧縮のための提案額）」を営業費用内に入れている趣旨としては、サービス購入料C算出の根拠であることをわかりやすくすることにありました。 「利用料金収入」、「自主提案事業収入（サービス購入料圧縮のための提案額）」は営業費用の控除額としてマイナス表記で記載してください。 「自主提案事業収入」の項目は不要のため、様式集（修正版）を公表します。
498	様式集	23-5-1						税務調整	損益計算書のうち、「税務調整」の欄について内容をご教示ください。（税効果会計の趣旨の場合、提案段階で税効果の内容を損益計算書に反映させることが困難なため、税務調整欄を削除いただきたく存じます。）	税務調整欄は、SPCの会計上と税務上の金額の差異を必要に応じ記載するための科目として設けています。税務調整欄は現行のとおりとします。
499	様式集	23-5-1						割賦原価	損益計算書のうち、「割賦原価」とありますが、2021年度の期首より「収益認識に関する会計基準」が強制適用されることとなり、割賦基準が廃止されていますが、今回の提案においては、割賦基準により損益計算書を作成するとのことでしょうか。	新収益認識基準にて損益計算書を作成して下さい。
500	様式集	23-5-1						評価指標	評価指標「PIRR、EIRR、DSCR（各年）、DSCR（振替ベース）、LLCR」それぞれの本様式23-5-1における具体的な計算方法をご教示いただけませんか。また、当該指標の内、PIRR、EIRRについては、事業期間通しての指標と思われそうですが、各年度の欄のうち、どちらに記載すればよろしいでしょうか。	PIRR、EIRR、DSCR（各年）、LLCRは国土交通省発出「VFM 簡易算定モデルマニュアル」を基に算出してください。DSCR（振替ベース）は金融機関がSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRとしてください。なお、PIRR、EIRR、DSCR、LLCRは小数点第3位まで表示してください。 PIRR、EIRR、LLCRは収支計画の初年度に記載してください。
501	様式集	23-5-1							23-5-1 収支計画 1 損益計算書 営業費用において、利用料金収入・自主提案事業収入・自主提案事業収入がありますが、この費目の記載は費用からの控除額として記載すればよろしいかご教示ください。	「利用料金収入」、「自主提案事業収入（サービス購入料圧縮のための提案額）」を営業費用内に入れている趣旨としては、サービス購入料C算出の根拠であることをわかりやすくすることにありました。 「利用料金収入」、「自主提案事業収入（サービス購入料圧縮のための提案額）」は営業費用の控除額としてマイナス表記で記載してください。 「自主提案事業収入」の項目は不要のため、様式集（修正版）を公表します。

■様式集に関する質問

番号	資料名	様式	項目	項				項目名	質問事項	回答
502	様式集	23-5-1						営業費用	損益計算書内の営業費用に「利用料金収入」「自主事業収入」が記載されていますが、収入を経費科目として記載することとなり、数値はマイナス表記で記載するという理解でよろしいでしょうか。	利用料金収入はマイナス表記とし、営業費用はプラス表記として、サービス購入料C算定根拠としてください。 なお、「利用料金収入」、「自主提案事業収入（サービス購入料圧縮のための提案額）」は営業費用の控除額としてマイナス表記で記載してください。「自主提案事業収入」の項目は不要のため、様式集（修正版）を公表します。
503	様式集	23-5-1						営業費用	損益計算書内の営業費用に「自主事業収入※1」と「自主事業収入」が記載されています。 損益計算書内に記載することがサービス購入料圧縮と同義と思われるのですが、2項目の書き分けについてご教示頂けますでしょうか。	「自主提案事業収入」を削除します。 様式集（修正版）を公表します。
504	様式集	23-5-1						収支計画	DSCR（振替ベース）がありますが、これは何を意味するのでしょうか。ご教示頂きたく存じます。	DSCR（振替ベース）は金融機関がSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるものです。
505	様式集	23-5-1						収支計画	営業費用に「利用料金収入」、自主提案事業収入（サービス購入料圧縮のための提案額）、「自主提案事業収入」等、収入科目が記載されておりますが、どのような記載方法が正しいのでしょうか。ご教示頂きたく存じます。	「利用料金収入」、「自主提案事業収入（サービス購入料圧縮のための提案額）」を営業費用内に入れている趣旨としては、サービス購入料C算出の根拠であることをわかりやすくすることにありました。 「利用料金収入」、「自主提案事業収入（サービス購入料圧縮のための提案額）」は営業費用の控除額としてマイナス表記で記載してください。 「自主提案事業収入」の項目は不要のため、様式集（修正版）を公表します。
506	様式集	23-5-1						会計基準	平成30年度税制改正が施行され、長期割賦販売に該当する資産の販売等について延払基準により収益及び費用の額を計算する選択制度は廃止となりました。長期事業収支計画表の作成は、税務・会計上、一括販売基準に基づく長期事業計画で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。新収益認識基準にて長期事業収支計画表を作成して下さい。
507	様式集	23-5-2						利用料金及び自主提案事業収入について	感染症の影響を含めるか否かで、利用料金収入・自主事業収入の計画額に大きな差が生じるため、本収支計画作成の基準を確認したく存じます。 感染症対策に伴う以下5点について、考慮すべきか否かをお示しく下さい。 ①休館②部分休館③開館時間短縮④定員制限⑤利用者の自主的な利用控え	様式23-5-2において提案する利用料金収入、自主事業収入については、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮せず提案してください。
508	様式集	26-2-2	附属プール					一般利用者向けの更衣室（シャワー含む）	当更衣室は附属プール附帯の更衣室の事でしょうか？ 本額は更衣ロッカー使用料の事でしょうか？何を指すか、ご教示ください。	様式26-2-2における「一般利用者向けの更衣室」とは、要求水準書における「更衣・ロッカー室」を指します。 様式26-2-2では、新体育館、屋内競技用プール、附属プールのそれぞれに「一般利用者向けの更衣室（シャワーを含む）」の使用料を規定していますので、附属プールに附帯する更衣室に限りません。
509	利用料金（使用料）に関する提案	26-2-2						事業者の提案によって利用料金を設定する諸室	当諸室とは、事業者が要求水準の他に設置する施設の事か？ 若しくは、要求水準内であっても、市で料金の設定をしておられない室の事か？	事業者の提案によって利用料金を設定する諸室とは、要求水準内において、本市で料金の設定をしていない諸室をいいます。

■様式集に関する質問

番号	資料名	様式	項目	項				項目名	質問事項	回答
510	様式集	16～21-2-2						必須項目提案書について	必須項目提案書については、どのように評価されるのか、審査の評価基準等ございましたらご教示頂きたく存じます。	必須項目提案書は基礎審査に用います。基礎審査の評価基準は、落札者決定基準P2、第3章3のとおりであり、様式14から様式21-2をもとに、総合的に評価をします。
511	様式集	17-5 18-1図 面集 18-4-1 18-4-2	第3章						枚数任意とされている提案書が数点見られますが、上限枚数を付けて頂けないでしょうか。枚数上限を付けないことで提案側としては際限なく提示できるため、提案上限枠を設けて頂きたくお願い申し上げます。	枚数任意としている様式について、事業者の提案に制限をかけないことを目的に枚数任意としています。なお表現は簡潔な表現として下さい。
512	様式集	23-6別紙						地域経済への貢献	SPCから直接請負う企業が市内事業者とそれ以外の事業者との共同企業体である場合、市内企業発注割合はその共同企業体出資比率に応じた割合を算出根拠として宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、共同企業体組成後に出資比率のわかる書類を市へ提出してください。
513	様式集	23-6別紙						市内事業者への発注金額割合	入札説明書P11建設企業の資格要件イ(ウ)に記載の「準市内業者」への発注金額についても、市内事業者への発注金額として計上してよろしいでしょうか。	準市内業者への発注金額は市内事業者への発注金額として計上できません。
514	様式集	23-6別紙						市内事業者への発注金額割合	市内事業者と共同企業体を組成する場合、市内事業者の請負金持分金額を発注金額として計上できるとの理解でよろしいでしょうか。	落札後にご質問の共同企業体を組成する場合は、市内事業者の請負金持分金額ではなく、共同企業体を構成する市内企業施工額を市内企業割合の算出根拠として下さい。
515	様式集	24-1等						評価の視点	評価の視点は提案の記述にあたって表現を工夫することは可と記載があります。提案書には原則として評価の視点をそのまま記載することが必要ですか。例えば「本事業の目的及び施設整備方針に対応した優れた提案となっているか。」と記載し、その下等に提案内容を記載するのでしょうか。	提案書には評価の視点をそのまま記載する必要はありません。「本事業の目的及び施設整備方針に対応した優れた提案となっているか。」であれば、「本事業の目的及び施設整備方針について」等、短縮表現とすることは可とします。提案内容が、どの評価の視点に対応する提案かをわかるよう、評価の視点を項目として記載し、提案書を作成してください。
516	様式集	3他							[] グループと記載がある [] 部分には代表企業名を記載するという理解でよろしいでしょうか。	任意の名称を記載してください。
517	様式集	4-1 5-1							協力企業の「その他企業」として国外本社の会社が参加する場合の様式4-1(構成員一覧表)と5-1(委任状)の記載は、国内支店の所在地、商号、代表者名を記載し、様式5-1の押印は国内支店代表者印で宜しいでしょうか。なお、国内支店についての履歴事項証明書、納税証明書、印鑑証明書は発行可能です。	ご理解のとおりです。

■様式集に関する質問

番号	資料名	様式	項目	項				項目名	質問事項	回答
518	様式集	4-1 他						構成員一覧表	構成員の情報については本店について記載するよう指示がありますが、契約者名とできる支配人登記をしている者が所属する支店（貴市に指名願いを提出している支店）についての記載でも問題ないという認識でよろしいでしょうか。その際、印についても同様の認識でよろしいでしょうか。	構成員の情報は、支店についての記載は認めません。履歴事項全部証明書上に記載のある本店についての情報に限ります。印については、印鑑証明書の印に限ります。
519	様式集	6-1、 6-2- 1、6- 2-2						実印について	代表企業または受任者記載の欄に「実印」及び「印」の記載がない様式については、捺印は不要との認識でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
520	様式集	6-2-1 6-2-2						誓約書①②	様式6-2-1と6-2-2書類に印鑑は不要でしょうか。	ご理解のとおりです。
521	様式集	6-3か ら6-7						調書	様式6-3～6-7書類にグループ名の記載は不要でしょうか。	ご理解のとおりです。
522	様式集	P1	1章	2	(1)			入札参加資格申請に関する提出書類	左綴じとございますが、透明ファイルに必要資料を格納の上、バインダー等で綴じこんで提出する形でよろしいでしょうか？	ご質問の提出方法は可とします。
523	様式集	P2	6					提案資料に関する提出書類	wordと書かれた書類について、文字を検索やコピーができるPDFで提出する場合、イラストレーター等で作成しwordで提出しないことも可能でしょうか。	Word及びPDFにて作成してください。図表等をイラストレーター等で作成することは可能です。
524	様式集	P2	6					提案資料に関する提出書類	提案の根拠となる関心表明書等を添付することは可能でしょうか。	関心表明書の添付については様式17-5（4）⑤の指示のとおりとし、それ以外の添付は不要とします。
525	様式集	P2	第1章	6	(6)				提案資料はあくまで提案の内容において審査を頂けるものと理解しております。華美なファイル冊子や装飾をもって、提案内容の印象操作が行われない様に、「●●程度のクリアファイルを使用する事」などの条件付けを頂けませんか。	提案内容は様式集に基づく提案書を対象に審査を行います。ご質問の内容は市としてファイルの指定等はいりませんが、華美なものは避けてください。

■様式集に関する質問

番号	資料名	様式	項目	項				項目名	質問事項	回答
526	様式集	P2	第1章	6	(9)				Word指定で提出が求められている様式について、提案資料の文書の検索やコピーができる形式であるという条件を満たす限りにおいて、パワーポイント及びPDFでの提出をお認め頂けませんでしょうか。	Word及びPDFにて作成してください。図表等をイラストレーター等で作成することは可能です。
527	様式集	P6	第3章						「提案資料に関する提出書」のうち、必須項目提案書は性能審査対象書類でしょうか。対象である場合は、各提案書様式がどの性能審査加点項目にて評価されるのかを明示頂けませんでしょうか。	必須項目提案書は性能審査対象書類ではありません。
528	様式集	図面集						透視図	A3 1枚の中に複数の透視図をレイアウトし、内観透視図を含めて作成してもよろしいでしょうか。	図面集としては外観鳥瞰図、外観アイレベル図を必須とし、その他表現は提案の根拠資料として必要であれば追加することは可能です。
529	様式集 (図面集)	整理 No15						諸室断面図	必要断面がいくらかでも想定できてしまうため、断面図として起こす必要のある箇所を限定して頂けないでしょうか。(例えば、会議室、エントランスホールなど)なお、整理No13, 14で表現されている諸室は改めてNo15で作図する必要は無いと考えて宜しいでしょうか。	断面図は必要のある箇所を限定しません。 ご質問のとおり、整理No. 13, 14で表現されている諸室は改めてNo. 15で作成する必要はありません。
530	様式集 (図面集)	整理 No16						本件施設用地 断面図	本図は用地の断面図であり、土木工作物や造成高さ等を示し、建築物断面は詳細に表記しなくても宜しいでしょうか。(建築物断面はNo13~15で表記する。)	ご理解のとおりです。
531	様式集 (図面集)	整理 No6						附属プール用 地平面図	縮尺が任意ですが、附属プール用地が全て入れば新体育館及び屋内競技用プールは見切れていても宜しいですか。	ご理解のとおりです。
532	様式集	全般							押印が必要な様式は、「所在地」「商号」「代表者名」の記載が求められている様式のみという理解でよろしいでしょうか。	押印が必要な様式は、様式集において「実印」、「印」を求めている様式に限ります。
533	様式集	第1章	2	(2)				代表者	代表者は印鑑証明に記載された者を指すものでしょうか	ご理解のとおりです。

■様式集に関する質問

番号	資料名	様式	項目	項				項目名	質問事項	回答
534	様式集	第1章	6	(8)				図面集	図面集の整理No. 3～21の図面以外の図面を添付する際は、図面番号を付け、整理No. 2の図面一覧表に記載すればよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
535	様式集	第1章	6	(7)				インデックス	インデックスは様式ごとに付けることと記載されていますが、全ての様式番号にインデックスが必要でしょうか。 必須項目で22枚、加算項目で30枚のインデックスを付けることになり、提案書類のボリュームが増え、閲覧しにくくなると思われます。	全ての様式番号にインデックスを付けてください。
536	様式集	第1章	6	(4)				提案資料に関する提出書類	「提案資料のうち副本には、入札参加グループの構成員の企業名を特定又は推測できる標記及びロゴ等の表示は、一切しないこと」とありますが、正本についても様式17-3にのみ企業名を記載し、その他の様式については副本と同様「代表企業」「構成企業A」等と表記することも可能でしょうか。もしくは他の様式も含め入札参加者の企業名と提案書内での呼称対応表を作成して正本にのみ添付してもよろしいでしょうか。	原則、正副共に同様の記載方法とします。ただし様式17-3は、副本については、匿名表記とし、正本のみ企業名等を記載してください。また様式17-5については、正副ともに金融機関等の名称を記載してください。
537	様式集	第1章	6	(4)				提案資料に関する提出書類	「提案資料のうち副本には、入札参加グループの構成員の企業名を特定又は推測できる標記及びロゴ等の表示は、一切しないこと」とありますが、金融機関やアドバイザー等入札参加グループの構成員以外の企業名は副本にも記載可能との理解でよろしいでしょうか。	原則、正副ともに、構成員以外の企業名についても、構成員と同様の取扱いとし、匿名表記とします。ただし様式17-3は、副本については、匿名表記とし、正本のみ企業名等を記載してください。また様式17-5については、正副ともに金融機関等の名称を記載してください。
538	様式集	第1章	6	(4)				提案資料に関する提出書類	入札参加グループの構成員の企業名を特定又は推測できる表記及びロゴの表示は一切しないこととございますが、構成員以外の企業名（下請け企業や金融機関等）を表記することは可能でしょうか。	原則、正副ともに、構成員以外の企業名についても、構成員と同様の取扱いとし、匿名表記とします。ただし様式17-3は、副本については、匿名表記とし、正本のみ企業名等を記載してください。また様式17-5については、正副ともに金融機関等の名称を記載してください。
539	様式集	第1章	7					自主提案施設	自主提案施設の図面は図面集のどの図面に入ればよいでしょうか	自主提案施設は提案に合わせ、各図面に反映してください。
540	様式集	第2章	1	(2)				作成要領等	様式で定められている添付書類の他に、提案の根拠となる資料や補足資料を提出することは可能との理解でよろしいでしょうか。	提案の根拠となる資料や補足資料の添付は不可とします。
541	様式集	第2章	1	(2)				作成要領等 その他	WordについてはWord2016形式以下、Excelについては、Excel2016形式以下とすることとありますが、2016版については、昨年の時点でメインストリームサポート期限が切れており、ほとんどの企業では、Office365に移行しています。Office365で作成してもよろしいでしょうか	Word、Excelは提出データとして2016形式以下としてください。Office365で作成し、ダウングレードすることで体裁が崩れる場合はOffice365データを基にしたPDF版も合わせて提出してください。

■様式集に関する質問

番号	資料名	様式	項目	項				項目名	質問事項	回答
542	様式集	第2章	2					提出書類	Excel様式で作成した書類は様式集のWordの様式に貼り付けて紙に出力するものでよろしいでしょうか	Excelデータのまま提出してください。
543	様式集			2頁	1章	6	(4)	提案資料の企業名について	提案資料の副本について、構成員の企業名が特定できる記載はしないこと、とありますが、構成員ではなく、連携や一部の再委託を想定する先については名称その他記載することは妨げられないということでしょうか。	原則、正副ともに、構成員以外の企業名についても、構成員と同様の取扱いとし、匿名表記とします。ただし様式17-3は、副本については、匿名表記とし、正本のみ企業名等を記載してください。また様式17-5については、正副ともに金融機関等の名称を記載してください。
544	様式集							必須項目提案書	必須項目提案書については基礎審査のみに使用することでしょうか	ご理解のとおりです。
545	様式集							通し番号	提案資料には、それぞれ提案項目（様式）単位で右下に通し番号を振ることとありますが、様式16及び様式22の表紙・目次に、項/総頁の記載があることから、提案項目（様式）とは、例えば様式18-4-1という単位ではなく、様式16に記載の「1. 事業計画に関する提案」の単位の通し番号という理解でよろしいでしょうか。	通し番号は、必須項目提案書、加算項目提案書毎に「総頁数」として作成してください。 第1章/6/(5)と齟齬があるため、様式集（修正版）を公表します。
546	様式集							インデックス	様式ごとにインデックスを付けることとありますが、例えば加算項目提案書では、様式23-5-1、様式23-5-2という単位で付けるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
547	様式集							ファイル形式	ファイル形式はWordと記載されたものについては、Wordファイル及びPDFファイルで保存することとなっておりますが、特に設計・建設に関する提案ページはパースや図等が多いことから、図面集同様PDFファイルのみの保存も可としていただけないでしょうか。	Word及びPDFにて作成してください。
548	様式集							第1章 入札関係提出書類 6(7)	インデックスの作成は枝番なしとの理解でよろしいでしょうか。	インデックスは様式の枝番も含め作成してください。
549	様式集							第1章 入札関係提出書類 6(8)	図面集に付記する図面番号は、図面集の整理番号に依るのではなく、平面図、立面図等をまとめて番号・インデックスをつけてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	図面集に付記する図面番号は入札参加者が独自に作成し、同じく入札参加者が作成する図面一覧表と対応させてください。

■様式集に関する質問

番号	資料名	様式	項目	項				項目名	質問事項	回答
550	様式集							第1章 入札 関係提出書類 6(9)	Wordと記載されたものについても、貼付図面の検索等が可能となるよう illustrator等で作成し、図面と同様にPDFファイルのみの保存・提出とさせ ていただけないでしょうか。	Word及びPDFにて作成してください。図表等をイラストレーター等で作成する ことは可能です。
551	様式集							第2章 作成要領等	本文中の注釈等については、文字サイズを10.5ポイント未満としてもよろし いでしょうか。	文字サイズは図表を除き10.5ポイント以上として下さい。
552	様式集							第2章 作成要領等	規定の枚数に加え、必要に応じて提案補足資料を添付しても宜しいでしょ うか。	提案の根拠となる資料や補足資料の添付は不可とします。
553	様式集							必須項目提案 書	必須項目提案書の内容についても、図面集と同様に加点項目提案書の補助資 料として加点審査の参考資料になるという理解でよろしいでしょうか。	必須項目提案書は基礎審査にのみ使用します。
554	様式集							CD-ROM	CD-ROMには、表紙の印刷が必要でしょうか？ 必要であれば、記載すべき項目についてご指導下さい。	CD-ROMのレーベル面には本市が通知する受付番号を印刷して下さい。

■基本協定書(案)に関する質問

番号	資料名	条	項	号	項目名	質問事項	回答
555	基本協定書(案)	3	1	4	PFI事業者の設立	定款の目的に附帯事業を定めず、附帯事業者が直接貴市から管理許可又は設置許可を受けたうえで、附帯事業者が直接附帯事業を実施する提案も可能でしょうか。	SPCが管理許可又は設置許可を受けたうえで附帯事業を行う者は構成員とします。よって、ご質問の内容は不可とします。
556	基本協定書(案)	3	1	7	PFI事業者の設立	SPCは会計監査人の設置までは義務付けられていないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
557	基本協定書(案)	3	1		PFI事業者の設立	スケジュールがタイトなため、仮契約までに履歴全部事項証明書の提出が間に合わない可能性がございます。ついては仮契約日には登記申請書の写しを提出し、履歴全部事項証明書は後日提出することでもよろしいでしょうか。	現行のとおりとします。
558	基本協定書(案)	3	1		PFI事業者の設立	本店所在地を竣工前後で移転することは差し支えないでしょうか。	基本協定書(案)第3条に基づく手続きのうえ、可とします。
559	基本協定書(案)	3	5		PFI事業者の設立	会計監査人の設置は任意という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
560	基本協定書(案)	3	5		PFI事業者の設立	会計監査人の設置は任意と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
561	基本協定書(案)	6	1	(1)	本事業契約の締結	文末()内の独占禁止法第51条2項は、63条ではないでしょうか？	基本協定書(案)第6条第1項第1号について、以下のとおり修正します。 (確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)

■基本協定書(案)に関する質問

番号	資料名	条	項	号	項目名	質問事項	回答
562	基本協定書(案)	6	1		本事業契約の締結	第6条第1項の各号に定められている市が仮契約を締結しない、又は締結した仮契約を解除することができる」とされる事由は、いずれも本事業に関して生じた事由に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり「本事業の入札手続について」としております。
563	基本協定書(案)	6	4	-	違約金について	超過分の請求対象は、協力企業は連帯責任を負わず、該当企業が対象との認識でよろしいでしょうか。	基本協定書(案)第6条6項のとおりとし、構成企業等が連帯して負担することとします。 なお、協力企業は構成企業等に含まれます。
564	基本協定書(案)	6	4		本事業契約の締結	構成企業等又はPFI事業者に対し契約金額の10分の2相当額を違約金として請求するものと記載があります。「PFI事業者」の表記を削除し、10分の2を10分の1に変更して頂くようお願いします。 (「PFI事業者」の記載によって、構成企業等のみならず、SPCとしての負担も考慮せざるを得ないため、参画希望の企業(特に中小企業)にとっては大きなリスクになります。また、10分の2という比率は過大であり、本事業への参加意欲を阻害する要因になるものと考えます。)	基本協定書(案)第6条第4項から「又はPFI事業者」の表記を削除します。 なお、違約金額については現行のとおりとします。
565	基本協定書(案)	6	4		本事業契約の締結	違約金が請求される相手方として「構成企業等又はPFI事業者に対して」との規定がございます。 PFI事業者(=SPC)が請求の対象者となる定めであるため、SPCが資金調達する際、金融機関からは違約金相当の積立金をSPCに求められる可能性がございます。当該積立金をは資本金や構成企業に劣る後ローン等で調達せざるを得ず、入札参加者の資金負担の増加、または金利負担の増加など、結果的に提案金額の上昇に繋がる可能性がございます。 以上を踏まえ、当該条項から「PFI事業者」の文言削除を検討いただけますでしょうか。	基本協定書(案)第6条第4項から「又はPFI事業者」の表記を削除します。
566	基本協定書(案)	6	4		本事業契約の締結	本項に違約金の割合が契約金額の10分の2と記載されていますが、国土交通省の定める契約書では独占禁止法等に抵触した場合の違約金の割合は10分の1となっております。割合が大きいと参入の障壁になりますので割合を10分の1にすることは可能でしょうか。	現行のとおりとします。
567	基本協定書(案)	6	4		本事業契約の締結	第1項各号いずれかに該当した場合、構成企業等又はPFI事業者に対して違約金が請求できるとありますが、本協定の当該者は構成企業等であり、PFI事業者も対象となる場合、SPCとしての負担も考慮する必要があることから、二重に責務を負うこととなり、本事業への参画が難しいものとなってしまいます。ついでに、本条項の対象として「PFI事業者」の除外をお願いできないでしょうか。	基本協定書(案)第6条第4項から「又はPFI事業者」の表記を削除します。

■基本協定書(案)に関する質問

番号	資料名	条	項	号	項目名	質問事項	回答
568	基本協定書(案)	6	4		本事業契約の締結	全事業期間に渡り、構成企業等が自己の帰責性に関わらずリスクを負う可能性のある基本協定書の連帯債務規定は、事業者の過度なリスクとなるため、期間を事業契約締結迄に限定していただけますでしょうか。	現行のとおりとします。
569	基本協定書(案)	6	4		本事業契約の締結	他案件と比較し高額と思料され、事業者の過度なリスクとなるため、違約金額を契約金額の10分の1に相当する額としていただけますでしょうか。	現行のとおりとします。
570	基本協定書(案)	6	4		本事業契約の締結	構成企業等又はPFI事業者とありますが、重複するので二重に負担を考慮しなければならず、本事業への参画が困難となることから、本条項の対象者を入札参加者となる「構成企業等」として頂きたい。	基本協定書(案)第6条第4項から「又はPFI事業者」の表記を削除します。
571	基本協定書(案)	6	4		本事業契約の締結	契約金額の10分の2に相当する額を違約金として請求するとありますが、本事業については金額規模が大きなこともあり、現状の違約金では、本事業への参画が困難となることから、違約金の割合を軽減して頂きたい。	現行のとおりとします。
572	基本協定書(案)	6	4		本事業契約の締結	基本協定の違約金について、契約金額20%はあまりにも過大であり、入札参画における大きな障壁となります。当該金額を10%程度として頂けませんでしょうか。どうか宜しくお願い致します。	現行のとおりとします。
573	基本協定書(案)	6	4		本事業契約の締結	第6条1項の各号いずれかに該当した場合は、構成企業等若しくはPFI事業者に対して違約金を請求できるとあります。本基本協定書の調印者は「PFI事業者」ではなく入札参加者である構成企業等(構成企業及び協力企業)であることから「PFI事業者」の記載は削除されるべきではないかと考えますがいかがでしょうか。何故ならば「PFI事業者」が含まれることで、二重に負担を考慮せざるを得なくなり、本事業への参画が困難となってしまいます。	基本協定書(案)第6条第4項から「又はPFI事業者」の表記を削除します。
574	基本協定書(案)	6	4		本事業契約の締結	構成企業等が違約金を支払った場合、PFI事業者は事業契約第97条に基づく違約金の支払いを逃れるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■基本協定書(案)に関する質問

番号	資料名	条	項	号	項目名	質問事項	回答
575	基本協定書(案)	6	4		本事業契約の締結	契約金額の10分の2に相当する額を違約金として請求するとありますが、本事業は金額規模が大きなこともあり、現状の違約金では、市内企業を含め本事業への参画の障壁となることから、違約金割合を10分の1にする等軽減をご検討ください。	現行のとおりとします。
576	基本協定書	6	4		本事業契約の締結	違約金の額が本事業契約の契約金額の10分の2に相当する額とありますが、当該規程は資金調達に影響を及ぼす可能性がございますので、見直しを頂く事は可能でしょうか。	現行のとおりとします。
577	基本協定書(案)	6	4		(本事業契約の締結)	「構成企業等又はPFI事業者」について、「構成企業等」とは、該当する企業単体という認識で宜しいでしょうか。	「構成企業等」の定義は、基本協定書(案)前文のとおりとします。
578	基本協定書(案)	6	4		(本事業契約の締結)	「本事業の入札手続について第1項各号のいずれかに該当した場合には、構成企業等又はPFI事業者に対して」とありますが、該当する当該構成企業等が違約金を支払う場合には、SPCは支払い責務を免れるという理解で宜しいでしょうか。またこの場合に、事業契約書(案)P25(違約金等)第97条記載の違約金についても、同様に当該構成企業等が違約金を支払う場合には、SPCは支払い責務を免れるという理解で宜しいでしょうか。	基本協定書(案)第6条第4項から「又はPFI事業者」の表記を削除します。その上でご質問の内容についてはご理解のとおりです。
579	基本協定書(案)	6	4		(本事業契約の締結)	「本事業契約の契約金額の10分の2に相当する額」について、その額があまりにも大きいため、市内企業を含めた入札参加者の参入に対し大きな障壁となります。当該金額を、契約金額の10分の1としていただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
580	基本協定書(案)	6	4		違約金の支払い	「市は、本事業契約が締結された場合で、構成企業等が本事業の入札手続について第1項各号のいずれかに該当した場合には、構成企業等又はPFI事業者に対して、本事業契約が解除されるか否かにかかわらず、本事業契約の契約金額の10分の2に相当する額に、当該契約金額の支払が完了した日から当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律の率により計算した利息を加算した額を、違約金として請求する」とありますが、違約金の額が大きいため、一般的な10分の1相当としていただけないでしょうか。また、本事業契約が解除されず、締結に至った場合でも違約金を請求される意図をご教示いただけますでしょうか。	現行のとおりとします。事業契約が解除されず、締結に至った場合でも違約金を請求する意図は、SPCと構成員が連帯して違約金を負担することで、基本協定書(案)第6条第1項各号、事業契約書(案)第93条第1項及び同条第2項に該当する不法行為を特に抑止するためです。

■基本協定書(案)に関する質問

番号	資料名	条	項	号	項目名	質問事項	回答
581	基本協定書(案)	6	4		本事業契約の締結	基本協定の違約金について、契約金額20%は過大であり、入札参画における障壁となるため、当該金額を10%程度として頂けませんでしょうか。	現行のとおりとします。
582	基本協定書(案)	6	4		本事業契約の締結	第6条1項の各号いずれかに該当した場合は、構成企業等又はPFI事業者に対して違約金を請求できるとありますが、本基本協定書の調印者は「PFI事業者」ではなく入札参加者である構成企業等(構成企業及び協力企業)であることから「PFI事業者」の記載は削除されるべきと考えますがいかがでしょうか。「PFI事業者」が含まれることで、二重に負担を考慮しなければならず、本事業への参画が困難となってしまいます。	基本協定書(案)第6条第4項から「又はPFI事業者」の表記を削除します。
583	基本協定書(案)	6	4		本事業契約の締結	「当該契約金額」とは、事業契約に記載される契約金額という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
584	基本協定書(案)	6	4		違約金	6条1項の(1)～(12)には該当しないが、指名停止等により入札参加資格を欠くに至った場合は、6条4項、5項に定めのある違約金につきましては、該当しないという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の場合、ご理解のとおりです。
585	基本協定書(案)	6	4		本事業契約の締結	「当該契約金額の支払いが完了した日」とは、事業契約別紙8に定めるサービス購入料の最後の支払日という理解でよろしいでしょうか。またこの場合、本事業契約の契約金額の十分の二に相当する額から、「支払いが完了した日」から違約金支払日までの日数に応じた政府契約に支払遅延防止等に関する法律に定める利息金額を差し引いた金額を貴市に支払うという理解でよろしいでしょうか。	基本協定書(案)第6条4項から「・・・に、当該契約金額の支払いが完了した日から当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の率により計算した利息を加算した額」の表記は削除します。
586	基本協定書(案)	6	4		本事業契約の締結	ここで定める違約金と同趣旨の違約金が事業契約で定められていた場合、二重で違約金が課されることはないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
587	基本協定書(案)	6	4		本事業契約の締結	違約金の金額が契約金額の10分の2とされておりますが、予定価格で落札した場合には67億円近い違約金が請求されることとなります。現実にこれだけの額の違約金を請求された場合、負担できる企業は少ないかと思慮します。つきましてはより多くの企業が本事業に参画しやすいよう、違約金額の低減を頂けないでしょうか。	現行のとおりとします。

■基本協定書(案)に関する質問

番号	資料名	条	項	号	項目名	質問事項	回答
588	基本協定書(案)	6	4		本事業契約の締結	基本協定の契約主体とならないPFI事業者に違約金を請求することはできないかと思慮しますので、この記載を削除いただけないでしょうか。	基本協定書(案)第6条第4項から「又はPFI事業者」の表記を削除します。
589	基本協定書(案)	6	4		本事業契約の締結	本事業契約の契約金額の10分の2は過大で、市内企業を含め入札参加者の参入障壁となり得ると考えます。当該金額を10分の1としていただきたくお願いいたします。	現行のとおりとします。
590	基本協定書(案)	6	4		本事業契約の締結	第1項各号いずれかに該当した場合は、構成企業等又はPFI事業者に対して違約金を請求できる。とありますが、本契約の当事者は「PFI事業者」ではなく入札参加者である構成企業等であり、上記第1項各号に該当対象となるのは構成企業等であり、本条項は、構成企業等とPFI事業者とで二重に責務を負うこととなり、市内企業を含め本事業への参入障壁となってしまいます。違約金の請求対象として「PFI事業者」を除外していただきたくお願いいたします。	基本協定書(案)第6条第4項から「又はPFI事業者」の表記を削除します。
591	基本協定書(案)	6	4		賠償請求	他の事例、契約金額の10分の1が多く、10分の2は過大であると思われませんが、再考をお願いできますでしょうか。	現行のとおりとします。
592	基本協定書(案)	6	4		賠償請求	「構成企業等又はPFI事業者に対して」と記載されていますが、本事業において構成企業等が賠償金を支払えば、PFI事業者は賠償金を支払う必要が無いとの理解でよろしいでしょうか。また、「PFI事業者」対象に含まれることで、二重に負担を考慮せざるを得なくなり、本事業への参画が困難となるため、対象として「PFI事業者」の除外を再考頂けますでしょうか。	基本協定書(案)第6条第4項から「又はPFI事業者」の表記を削除します。
593		6	4		本事業契約の締結	違約金として本事業契約の契約金額の10分の2に相当する額は過大であり10分の1としていただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
594	基本協定書(案)	6	4		本事業契約の締結	構成企業等又はPFI事業者に対してとありますので、構成企業等が違約金を支払った場合は、SPCは事業契約97条に基づく違約金の支払いを逃れるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■基本協定書(案)に関する質問

番号	資料名	条	項	号	項目名	質問事項	回答
595	基本協定書(案)	6	4		本事業契約の締結	本事業契約の契約金額の10分の2は過大であり、市内企業を含め入札参加者の参入障壁となります。当該金額を10分の1として頂けますようお願い致します。	現行のとおりとします。
596	基本協定書(案)	6	4		本事業契約の締結	第1項各号いずれかに該当した場合は、構成企業等又はPFI事業者に対して違約金を請求できるとありますが、本契約の当事者は「PFI事業者」ではなく入札参加者である構成企業等であり、上記第1項各号に該当対象となるのは構成企業等であることから、違約金の請求対象として「PFI事業者」を除外していただきたくお願い致します。本条項により、構成企業等とPFI事業者とで二重に責務を負うこととなり、市内企業を含め本事業への参入障壁となってしまいます。	基本協定書(案)第6条第4項から「又はPFI事業者」の表記を削除します。
597	基本協定書(案)	6	4		違約金等	本事業契約の契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下本条に同じ。)の10分の2に相当する額が違約金として記載がありますが、事業者の負担増(金融機関が求める違約金相当額の積立て等)による事業費の増加が懸念されるため、本項目の削除をご検討いただけないでしょうか。リスクにより金融機関の金利が上昇し、施設整備費、維持運営費が圧迫され、本来お金をかけるべきものに使われなくなることが懸念されます。	現行のとおりとします。
598	基本協定書(案)	6	5	-	違約金について	上記同様、超過分の請求対象は、協力企業は連帯責任を負わず、該当企業が対象との認識でよろしいでしょうか。	基本協定書(案)第6条6項のとおりとし、構成企業等が連帯して負担することとします。 なお、協力企業は構成企業等に含みます。
599	基本協定書(案)	6	5		本事業契約の締結	「独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定」は改正により削除されているため、「独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定」と読み替えてよいでしょうか。	基本協定書(案)第6条第5項第1号において、「独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定」とある部分は「独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定」と修正します。 なお、事業契約書(案)第97条第1項第1号においても同様の修正を行います。
600	基本協定書(案)	6	5		違約金の支払い	「本事業の入札手続に関して第2号に該当したときは、前項に規定する契約金額の10分の2に相当する額の違約金のほか、契約金額の100分の5に相当する額の違約金を請求することができる」とありますが、違約金の額が大きいため、一般的な10分の1相当としていただけないでしょうか。また、契約金額の10分の2相当額に加え、100分の5相当額の加算もされる意図をご教示いただけますでしょうか。	現行のとおりとします。 契約金額の10分の2相当額に加え、100分の5相当額の加算を行う意図は、基本協定書(案)第6条第5項各号及び事業契約書(案)第97条第1項各号に該当する重大な不法行為を特に抑止するためです。
601	基本協定書(案)	6	6		本事業契約の締結	構成企業等が自己の帰責性に関わらずリスクを負う可能性のある基本協定書の連帯債務規定は、事業者の過度なリスクとなるため、帰責企業がリスクを負担する建付けとしていただけませんでしょうか。	現行のとおりとします。

■基本協定書(案)に関する質問

番号	資料名	条	項	号	項目名	質問事項	回答
602	基本協定書(案)	6	6		(本事業契約の締結)	「構成企業等は、連帯して」とありますが、連帯責務が発生する場合には、市内企業を含めた入札参加者の参入に対し大きな障壁となります。「連帯して」という記載を本項から削除願えないでしょうか。	現行のとおりとします。
603	基本協定書(案)	6	6		違約金の連帯	「構成企業等は、連帯して、当該請求に係る金額を速やかに市に支払わなければならない。」とありますが、リスクが大きくなるため、連帯の文言を削除していただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
604	基本協定書(案)	6	6		本事業契約の締結	「連帯して」とありますが、構成員全員が連帯するものではなく、帰責者たる構成員が連帯して支払うという理解でよろしいでしょうか。	全ての構成企業等が連帯して違約金を支払うものとします。
605	基本協定書(案)	6	4、5		違約金	違約金が本事業契約の契約金額(税込)の10分の2に相当する額に加え、契約金額の100分の5に相当する額が規定されており、他の案件と比較して高い設定になっています。内閣府の「契約に関するガイドライン」の記載を踏まえ、建設工事費の100分の10に相当する額に変更いただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
606	基本協定書(案)	6	4、5		本事業契約の締結	本項の違約金規定は本事業契約終了まで適用されるのでしょうか。仮に適用される場合、事業契約書第97条の違約金規定と重複して適用されることはないという理解でよいでしょうか。	本項の違約金規定は本事業契約終了まで適用されます。事業契約書第97条との関連はご理解のとおりです。
607	基本協定書(案)	8	(2)	-	本事業契約不調の場合の処理	互いに損害の賠償等を請求しないとありますが、PFI事業者と構成企業等間で締結する書類にて定義させていただけないでしょうか。	「互いに」とは市と構成企業等を指します。
608	基本協定書(案)	8	(1)	-	契約不調の場合の処理	準備に関して支出した費用は協力企業は負担をせず、該当する企業が負担する認識でよろしいでしょうか。	構成企業等が連帯して負担するものとします。

■基本協定書(案)に関する質問

番号	資料名	条	項	号	項目名	質問事項	回答
609	基本協定書(案)	8	1	(1)	本事業契約不調の場合の処理	6条1項の(1)～(12)には該当しないが、指名停止等により入札参加資格を欠くに至り、仮契約を締結しない、もしくは仮契約が解除された場合は、(1)の条文が適用されるのでしょうか？	入札参加資格を欠くに至った理由が、構成企業等の責に帰すべき事由がある場合は、基本協定書(案)第8条第1項第1号に該当します。
610	基本協定書(案)	8	1	(1)	本事業契約不調の場合の処理	落札者決定後に、市が本事業の準備に関して支出した費用として、どのような項目がありうるか、想定で結構ですので、ご指導下さい。	本事業のPFI事業者選定に向けて本市が行ってきた各種計画作成、調査、PFI事業者選定事務に係る経費等が考えられます。
611	基本協定書(案)	8	1	2	本事業契約不調の場合の処理	「構成企業等の責めにより市の議決が得られない場合」とは、事業者が行政処分を受けていることが明らかな場合を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の場合には限りません。
612	基本協定書(案)	8	1		本事業契約不調の場合の処理	リスクを明らかにする意味で「市が本事業の準備に関して支出した費用」の概算をご教示頂けますでしょうか。	落札者決定後における本事業に関する事務経費等が考えられます。
613	基本協定書(案)	8			本事業契約不調の場合の処理	貴市の帰責性により本事業契約が不調となった場合、構成企業が支出した費用は貴市負担という理解でよいでしょうか。	個別具体の事例に応じて、協議することとします。
614	基本協定書(案)	9	1		秘密保持	「その他の法令に基づき開示する場合」とは、法令上及び契約上の対応に係る助言や解釈等について弁護士に相談する場合の弁護士法、税務処理や解釈等について税理士に相談する場合の税理士法などが含まれているとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問の場合の開示は、各種契約によるもので、法令に基づくものではないため、市の秘密情報を開示する場合には、市の承諾を得てください。
615	基本協定書(案)	9	1		秘密情報の特定方法	「知り得た相手方の秘密情報」とありますが、知り得た情報のうち、何が秘密情報に該当するのか不明です。従いまして、具体的に「秘密情報」の特定方法をご教示下さい。	秘密情報の特定は、甲又は乙がそれぞれ秘密情報として指定する情報として、予め協議により定めるものとします。

■基本協定書(案)に関する質問

番号	資料名	条	項	号	項目名	質問事項	回答
616	基本協定書 (案)	9	1		秘密保持	事業者のノウハウを含む提案書の内容も貴市により開示されることはないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、市は事業内容の公表等において、事業者の提案内容を含める可能性がある場合は、事前に市より協議の申し入れを行います。
617	基本協定書 (案)	9	-	-	秘密保持	相手方の承諾を得ることなくとありますが、事業契約書第13条4項に確約書を提出させるとあります。下請負人の使用についてどのように対応するのが良いでしょうか。確約書の書式がありましたらお示しください。	確約書の様式は任意としますが、市が承諾した書式としてください。
618	基本協定書 (案)	9	-	-	秘密保持	秘密情報の定義をお示しください。	秘密情報とは、甲又は乙がそれぞれ秘密情報として指定する情報とします。
619	基本協定書 (案)	10	1		第9条の有効期間	但書にて、本事業契約終了後も第9条は効力を失わない旨が規定されていますが、有効期間の記載がございません。従いまして、第9条の有効期間につきご教示下さい。	永年とします。
620	基本協定書 (案)	10	2		第6条第4項から第6項までの有効期間、第8条の有効期間	但書にて、貴市が本事業契約の不成立を認めた場合であっても、第6条第4項から第6項までと、第8条は効力を失わない旨が規定されていますが、有効期間の記載がございません。第6条第4項から第6項まで及び第8条（貴市から構成企業等に対する違約金又は損害賠償の請求等）については、民法166条第1項の消滅時効が適用されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
621	基本協定書 (案)	10	2		第9条の有効期間	但書にて、本協定の効力が失われた後でも、第9条は効力を失わない規定となっています。従いまして、第9条の有効期間につきご教示下さい。	永年とします。
622	基本協定書 (案)	10	-	-	有効期間	有効期間を該当業務の完了までに変更いただけないでしょうか。	現行のとおりとします。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
623	事業契約書(案)	1	6	1		事業費内訳書及び各業務の業務スケジュール)	「本事業契約が有効に成立した日から14日以内に、関係図書に基づき事業費内訳書及び各業務の業務スケジュールを提出」とありますが、業務スケジュールとは具体的にどのような成果物を指すのでしょうか。	各業務の主要なスケジュールが把握可能な資料を想定しています。内容や体裁等の詳細は市と事業者が協議のうえ定める予定です。
624	事業契約書(案)	1	8	1		関連工事との調整・連携	甲の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力した際に乙に増加費用が生じた場合は、甲が負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者に帰責事由がない場合には、甲が負担します。
625	事業契約書(案)	1	8			関連工事との調整・連携	「甲は・・・その施工につき、調整を行うものとする。」とありますが、その施工につき、乙との協議の上、調整を行うものとする。としていただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
626	事業契約書(案)	1	10	2		利用者保護等	適切な対応を行い、当該要望等の円滑かつ円満な解決のために乙に増加費用が生じる可能性があり、事前に甲に通知し、承諾を得て対応する場合には、甲が負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	第18条による乙による通知を基に、第19条による対応を行います。
627	事業契約書(案)	1	10			利用者保護等	本条における「事故」とは、供用開始後の事故を指すものであり、建設工事中の事故は含まないと理解して宜しいでしょうか。	建設工事期間中を含みます。
628	事業契約書(案)	1	11	1	(1)	契約保証金	設計・建設期間中の契約保証金額は、サービス購入料A(消費税を含み支払金利相当額を除く。)の10%以上という理解でよろしいでしょうか。	設計・建設期間中の契約保証金額は、サービス購入料A(消費税及び支払金利相当額を含む。)の10%以上です。
629	事業契約書(案)	1	11	1	(2)	契約保証金	運営・維持管理期間中の契約保証金額は、サービス購入料C(消費税込み)及びサービス購入料D(消費税込み)の運営・維持管理期間開始年度の翌年度における合計金額の一年間分に相当する金額の10%以上という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
630	事業契約書(案)	1	11	1	1	契約保証金	サービス購入料Aの10%以上とありますが、割賦利息相当分(サービス購入料A-3)を控除した金額(消費税等を含む。)の理解でよろしいでしょうか。	契約保証金算定の基礎となる「サービス購入料A」には、割賦利息相当分(サービス購入料A-3)が含まれます。
631	事業契約書(案)	1	11	1		契約保証金	運営・維持管理期間中の契約保証金は、本件引渡予定日ではなく、運営・維持管理業務開始日までに納付するとのことに変更していただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
632	事業契約書(案)	1	11	2	1	契約保証金	設計・建設期間中に付保する履行保証保険額の算定根拠となるサービス購入料Aの金額のうち、サービス購入料A-3に該当する金額は、提案書に記載の金額としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
633	事業契約書(案)	1	11	7		契約保証金	運営・維持管理期間中の契約保証金について、事業年度ごとに更新する形で履行保証保険を付保する場合、供用開始2年目以降の保証額についても、第11条第1項(2)と同額となりますでしょうか。若しくは、当該年度の翌年度におけるサービス購入料Dの一年分に相当する額となりますでしょうか。	当該年度の翌年度におけるサービス購入料C及びDの合計金額の一年分に相当する金額の10%となります。
634	事業契約書(案)	1	12	1		権利義務等の処分等	合理的な理由がある場合、本項で定める貴市の承諾を頂けるという理解でよろしいでしょうか。	個別事象に応じて判断します。
635	事業契約書(案)	1	13	1		秘密の特定方法	「相手方の秘密」とありますが、知り得た相手方の情報のうち、何が「秘密」に該当するのかが不明です。「秘密」の特定方法を具体的にご教示下さい。	秘密情報は、甲又は乙がそれぞれ秘密情報として予め指定することにより特定するものとします。
636	事業契約書(案)	1	17	5	-	許認可等の手続	不可抗力により遅延した場合は第15章の規定に従い、市の責めに帰すべき場合は、市が当該増加費用又は当該損害を負担するとありますが、金融費用等も含まれるという認識で間違いございませんでしょうか。	合理的な範囲に含まれます。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
637	事業契約書(案)	1	17	6	-	許認可等の手続	第14章に増加費用の負担について記載があるとありますが、触れられておりません。お示してください。	第107条及び事業契約書(案)別紙10をご確認ください。
638	事業契約書(案)	1	18	2	-	条件変更等	関係図書が変更された場合の費用の増減についての措置をお示してください。	事業契約書(案)第18条及び第19条による対応を行います。
639	事業契約書(案)	1	18	2		関係図書変更の協議	乙が本条第1項に基づき該事実を指摘して通知した場合、甲は「必要があると認めるとき」(甲に裁量がある)に協議を行わなければならない旨の規定となっています。この点、甲の裁量によらず、「必要があると認められるとき」(客観的判断)には、関係図書の変更の協議に応じていただきたく存じます。従いまして、本条項は修正されると考えてよろしいでしょうか。	現行のとおりとします。
640	事業契約書(案)	1	18			地中障害及び埋蔵文化財等について	地中障害物及び埋蔵文化財等については、第18条に記載の通り要求水準書等により予期することができない状態が発生した場合の増加費用は、市のご負担との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第43条等により対応します。
641	事業契約書(案)	1	19	3	-	市による要求水準書の変更	事業者が増加費用又は損害が発生したときは、市はこれを負担しなければならないとありますが、金融費用等も含まれるとの認識で間違いはないでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
642	事業契約書(案)	1	19	3	-	甲による要求水準書の変更	実現不可能な場合の措置についてはどのように対応すべきかお示してください。	事業契約書(案)第19条による対応を行います。
643	事業契約書(案)	1	19	3		甲による要求水準書の変更	貴市にご負担をいただく事業者が生じた増加費用又は損害には、合理的な範囲の金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
644	事業契約書(案)	1	19			甲による要求水準書の変更	30日を経過しても前項の協議が調わない場合とありますが、60日でご検討いただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
645	事業契約書(案)	1	20			乙による要求水準書の変更	30日を経過しても前項の協議が調わない場合とありますが、60日でご検討いただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
646	事業契約書(案)	1	22	1		知的財産に関する責任	知的財産の対象となっている第三者の技術等の使用に関する一切の責任は乙負担となっています。この点、甲が特定の材料・工法などを指定し、指定にあたって知的財産の対象である旨の明示がなく、かつ乙がその知的財産の存在を知らなかった場合の責任は甲が負うものとしていただきたく存じます。従いまして、本条項は修正されると考えてよいでしょうか。	現行のとおりとします。
647	事業契約書(案)	1	22			特許権等の使用	貴市の指定する工事材料、施工方法等を使用したことによる第三者の知財侵害については、事業者は責任を負わないという理解でよいでしょうか。	工事材料、施工方法等を市が指定した場合でも、第三者の知的財産の対象となっているものについては、事業者において、使用に必要なライセンス等を取得してください。ただし、市が指定した工事材料、施工方法等の使用について、第三者の知的財産侵害のおそれがあることを事業者が把握した場合には、速やかに市に申し出てください。
648	事業契約書(案)	1	43	1		埋蔵文化財調査	埋蔵文化財調査の試掘結果は事業者選定後との理解ですが、甲が行う試掘結果により、本掘調査が必要となった場合は、甲の負担としていただけないでしょうか。	事業契約書(案)第43条等の規定により対応します。
649	事業契約書(案)	1	43	1		埋蔵文化財調査	甲の負担で実施する予定の埋蔵文化財の範囲をご教示いただけますでしょうか。	現時点でお示しできる情報はありません。
650	事業契約書(案)	2	8			関連工事	ここで定義している関連工事とは、具体的には資料4(上水)、資料5(下水)、資料9(電柱、引込)に記載された工事を指す理解でよろしいでしょうか(周辺事業は要求水準書の用語の定義や資料22で確認できます)。また、今後発生されると想定されている関連工事があればご教示ください。	関連工事についてはご理解のとおりですが、要求水準書資料22の工事は、あくまで令和2年10月時点での例示になります。今後発生する周辺工事については、姫路市工事等発注予定表を確認してください。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
651	事業契約書(案)	2	24	1		統括責任者の変更	<p>「甲は、総括責任者がその業務を行うに不相当と認められるときは、その事由を明記して乙に対し総括責任者の変更を請求できる」とありますが、このような人事介入が契約条件にあっては、業績監視等で発注者の優越的地位の濫用に発展する可能性があります。「甲は、総括責任者が本事業の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不相当と認められる場合に、総括責任者の変更等の必要な措置について請求できる」などとし、変更以外の対策も講じることが可能とすべきではないでしょうか。</p> <p>最近の国発注のPFIでは、類似事項について下記のような規程となっているケースが多いので参考としてください。 【参考】(総括代理人等の変更) 1 国は、総括代理人がその職務の執行につき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不相当と認められる場合には、事業者に対して、その理由を明示した書面により、総括代理人の変更等の必要な措置をとるべきことを請求することができる。 2 事業者は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る措置について決定し、その結果について請求を受けた日から7日以内に国に通知しなければならない。</p>	<p>現行のとおりとします。</p>
652	事業契約書(案)	2	24	2		統括責任者の変更	<p>第1項の要請を受けたときに、14日以内に新たな統括責任者を配置し、とありますが、14日の短時間で新たな責任者を配置することは困難なため、期間については定めのない形に変更いただけないでしょうか。また、不相当の理由が不明な場合等甲からの変更請求については協議に応じていただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>現行のとおりとします。また、統括責任者について不相当と認められるときは、その事由を明記して、乙に対し変更の請求を行うこととします。</p>
653	事業契約書(案)	2	24	2		統括責任者の変更	<p>「乙は、前条の請求(総括責任者の変更請求)を受けたときは、14日以内に、新たな総括責任者を配置し、甲の承諾を受けなければならない」とありますが、要求水準P9「統括責任者」の条件の通り、高いレベルのスキルを必要とする重要な役職者を14日以内に引継ぎ・入れ替えを行うことは現実的ではないことと、このような人事介入が契約条件にあっては、業績監視等で発注者の優越的地位の濫用に発展する可能性があります。同条1項を「甲は、総括責任者が本事業の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不相当と認められる場合に、変更等の必要な措置について請求できる」などとしたうえで、本項は「乙は、前条の請求を受けたときは、当該請求に係る措置について決定し、その結果について請求を受けた日から14日以内に甲に通知して承諾を受けなければならない」などとすべきではないでしょうか。</p> <p>最近の国発注のPFIでは、類似事項について下記のような規程となっているケースが多いので参考としてください。 【参考】(総括代理人等の変更) 1 国は、総括代理人がその職務の執行につき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不相当と認められる場合には、事業者に対して、その理由を明示した書面により、総括代理人の変更等の必要な措置をとるべきことを請求することができる。 2 事業者は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る措置について決定し、その結果について請求を受けた日から7日以内に国に通知しなければならない。</p>	<p>現行のとおりとします。</p>

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
654	事業契約書(案)	2	24	3		統括責任者の変更	事業期間中、統括責任者に人事異動が生じた場合については、協議させていただき、甲の承諾を得た場合変更が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
655	事業契約書(案)	2	24	1~2		統括責任者の変更	<p>「甲は、総括責任者がその業務を行うに不適当と認められるときは、その事由を明記して乙に対し総括責任者の変更を請求できる」とありますが、このような人事介入が契約条件にあっては、業績監視等で発注者の優越的地位の濫用に発展する可能性があるので問題だと考えます。このような契約条件であるなら、業績監視を行う甲の職員が不適当な場合に、乙も改善を請求できるようにすべきではないでしょうか。</p> <p>最近の国発注のPFIでは、類似事項について下記のような規程となっているケースが多いので参考としてください。 【参考】(総括代理人等の変更)</p> <p>1 国は、総括代理人がその職務の執行につき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不適当と認められる場合には、事業者に対して、その理由を明示した書面により、総括代理人の変更等の必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 事業者は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る措置について決定し、その結果について請求を受けた日から7日以内に国に通知しなければならない。</p> <p>3 事業者は、監視職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合には、国に対して、その理由を明記した書面により、監視職員の変更等の必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>4 国は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る措置について決定し、その結果について請求を受けた日から7日以内に事業者に通知しなければならない。</p>	現行のとおりとします。
656	事業契約書(案)	2	26	1		整備企業及び下請負人	誓約書をそれぞれから徴収し、甲に提出とございますが、この対象として2行目に「その他契約の相手方を含む」とあります。これは工事に直接かわる相手方までとさせて頂いてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
657	事業契約書(案)	2	26	3		整備企業及び下請負人	下請契約は契約締結日に登録指名停止者に該当していない相手方であれば締結可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
658	事業契約書(案)	2	26	3		整備企業及び下請負人	乙の構成企業である建設会社Aと、本件工事の契約を締結する際に、そのタイミングでAが指名停止措置を受けておれば、Aに工事を発注することができないのでしょうか？ 乙が事業契約を履行するための行為としてAへの工事発注は既に織り込まれており、Aにとっても事業契約締結以降は、契約を履行するフェーズとなりますので、指名停止措置による新たな審査は、構成企業においては不要としていただけないでしょうか。	構成企業である建設会社が指名停止措置を受けている場合であっても、乙との工事契約受託は可能です。
659	事業契約書(案)	3	11	6		履行保証保険契約内容	事業者が契約保証金に代えて履行保証保険契約を付する場合は「第93条に掲げる契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。」とありますが、一般的に事業者の談合等に起因する違約金支払いを補償する保険はないものと思慮致します。 補償内容は、「(1) サービス購入料Aの10%以上」「(2) サービス購入料C及びサービス購入料Dの運営・維持管理期間開始年度の翌年度における合計金額の一年間分に相当する金額の10%以上」に限定頂きますようお願い致します。	事業契約書(案)第11条第6項を削除します。
660	事業契約書(案)	3	11	6		履行保証保険契約内容	事業者が契約保証金に代えて履行保証保険契約を付する場合は「第93条に掲げる契約の解除の場合についても保証するものでなければならない」と記載がありますが、一般的に事業者の談合等に起因する違約金支払いを補償する保険はないものと思慮致します。 補償内容は、「(1) サービス購入料Aの10%以上」「(2) サービス購入料C及びサービス購入料Dの運営・維持管理期間開始年度の翌年度における合計金額の一年間分に相当する金額の10%以上」に限定願います。	事業契約書(案)第11条第6項を削除します。
661	事業契約書(案)	3	25	4		業務受託者及び下請負人の使用	「乙は、整備企業をして、…他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して下請負人に委託し、又は請け負わせてはならない」とありますが、「他の部分から独立してその機能を発揮する工作物」とは具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。	例としては本件施設の施工対象面積のうち、施工技術上分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず、その工事を1社に下請負させる場合等が考えられます。
662	事業契約書(案)	3	26	4		整備企業及び下請負人	乙と直接の契約関係に無い下請負人が反社であることが判明し、甲から本項に基づく請求を受けた場合、当該下請負人と直接の契約関係にある業者に対して当該下請契約の解除を促すなど乙が適切な対応を行う限り、事業契約を解除されることはないという理解でよいでしょうか。	事業契約書(案)に掲げる解除事由に当たらない限りにおいてご理解のとおりです。
663	事業契約書(案)	4	29	1	-	事前調査	調査の範囲、業務内容を具体にお示しください。または提案による内容でよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
664	事業契約書(案)	4	30	3	-	設計開始日及び設計期間の変更	第1章第5条にも本件日程の記載があるので追記してください。	現行のとおりとします。
665	事業契約書(案)	4	30	3	-	設計開始日及び設計期間の変更	実現不可能な場合の措置についてはどのように対応すべきかお示してください。	事業契約書(案)第19条による対応を行います。
666	事業契約書(案)	4	31	1		設計完了検査	設計完了検査の対象となるのは基本設計及び実施設計でしょうか。	ご理解のとおりです。
667	事業契約書(案)	4	31	2		設計図書等の完了検査及び完了確認	貴市における設計図書の確認結果にかかる通知は、書面にいただけるものと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
668	事業契約書(案)	4	31	4	-	設計図書等の修正	「乙が設計図書等を修正する必要がない旨の意見を述べた場合において、設計図書等を修正しないことが適切であると甲が認めたときは」となっていますが、適切か否かは客観的判断としていただきたく存じます。従いまして、「適切であると甲が認めたときは」は「適切であると認められるときは」に修正がなされると考えてよろしいでしょうか。	現行のとおりとします。
669	事業契約書(案)	4	34	-	-	設計図書の著作権等	設計図書の著作権の範囲を本事業における建設する目的の範囲とすることをご検討ください。	現行のとおりとします。
670	事業契約書(案)	4	35	2	-	第三者の有する著作権等の侵害の防止	甲の責めに帰すべき事由がある場合の措置についてお示してください。	個別具体の事例に応じて、協議することとします。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
671	事業契約書(案)	4	35	-	-	第三者の有する著作権等の侵害の防止	甲の責めに帰すべき事由がある場合は除外する旨の追記をご検討ください。	現行のとおりとします。
672	事業契約書(案)	4	30の2	3	-	設計開始日及び設計期間の変更	該当する業務の期間変更に関わる協議については担当企業が参加する旨、追記をご検討ください。	現行のとおりとします。
673	事業契約書(案)	4	30の2	-	-	設計開始日及び設計期間の変更	設計期間変更の場合の費用の増減、また乙に損害が生じた場合についての措置をお示しください。	基本的には、事業契約書(案)第18条及び第19条による対応を行います。
674	事業契約書(案)	5	36	3	-	本件施設の工事監理	工事監理業務全体とは要求水準書P.49(5)工事監理業務に記載の事項でよろしいでしょうか。加えて提案による内容でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
675	事業契約書(案)	5	50			工事の施工について第三者に及ぼした損害	事業者が負担すべき第三者に及ぼした損害について、「工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときを含む」とありますが、公共工事標準請負契約約款の規定に準じ、通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由による損害は市の負担としていただきたくお願いいたします。	現行のとおりとします。
676	事業契約書(案)	6	37	5		建設業務責任者の変更	社命による異動、転勤等も変更事由として頂きたい、お願いいたします。	事象により、事前に市の承諾の上、異動、転勤等も変更事由に含める場合があります。
677	事業契約書(案)	6	40	3	-	事業用地の確保等	事業者が増加費用又は損害が発生したときは、市は合理的と認められる範囲で必要な増加費用又は損害を負担しなければならないとありますが、金融費用等も含まれるとの認識で間違いはないでしょうか。	合理的と認められる範囲であれば含みます。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
678	事業契約書(案)	6	40	3	-	市有地に関する取扱い	「市有地に関する取扱いの変更等によるものを含む。」とありますが、これは具体的にどのような状況を想定しているのかご教示下さい。	不測の事態に対応するために、本市の施策として、本件施設用地の一部を他の目的に使用することになる場合等が考えられます。
679	事業契約書(案)	6	40	3	-	事業日程等の変更	甲から乙への本件施設用地の引渡し完了しない場合、事業日程等の変更は甲の裁量(「必要があると認めるとき」)で行うことができる規定になっていますが、客観的判断(「必要と認められる場合」)に基づいて変更されこととしていただきたく存じます。従いまして、本条項は修正されると考えてよろしいでしょうか。	現行のとおりとします。
680	事業契約書(案)	6	40	3	-	事業日程等の変更	甲が事業日程等を変更した場合、乙に「通知することができる」と規定されていますが、乙への通知は義務(「通知する」又は「通知するものとする」)としていただきたく存じます。従いまして、本条項は修正されると考えてよろしいでしょうか。	現行のとおりとします。 なお、市の判断により、事業日程その他必要な事項を変更した場合には、事業者へ通知することとします。
681	事業契約書(案)	6	40	3		事業用地の確保等	貴市にご負担をいただく本件施設用地の確保に起因して事業者が生じた増加費用又は損害には、合理的な範囲の金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	合理的と認められる範囲であれば含みます。
682	事業契約書(案)	6	40	4		事業用地の確保等	貴市の市有地を仮設資材置場として利用する場合、無償にて使用させていただけるという理解でよろしいでしょうか。	無償とする方針です。
683	事業契約書(案)	6	41	-	-	本件施設用地の確保ができないこと等による損害	事業用地の確保ができないこと又は第18条第1項第3号若しくは第4号に該当する事実があることによる損害は、市が負担するとありますが、金融費用等も含まれるとの認識で間違いありませんでしょうか。	合理的と認められる範囲であれば含みます。
684	事業契約書(案)	6	43	1		建設に伴う各種調査	本件工事に必要な測量調査、埋蔵文化財調査、地質調査、電波障害調査その他の調査における場合の対応は第29条を準用する旨規定されていますが、測量調査、埋蔵文化財調査、地質調査等これらは事業者になることが決定した後、現地で実施することになるとの考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
685	事業契約書(案)	6	43	2			測量調査、埋蔵文化財調査、地質調査等を実施し、埋蔵文化財や地中障害が発生した場合について質問です。これらの撤去費用等は公共約款や貴市の工事請負契約約款では発注者負担となっております。よって、本件においても、対応については協議と規定されておりますが、工事代金増額や工期延伸については、貴市負担をご承認頂きたいお願い致します	事業契約書(案)第18条及び第19条による対応を行います。
686	事業契約書(案)	6	43	2		建設に伴う各種調査	本件施設用地に地質障害、地中障害物及び埋蔵文化財等が発見され、要求水準書等関係図書の変更が必要となった場合、その増加費用や工期遅延の扱いは第18条及び第19条第1項乃至第3項の規定に従うものとして宜しいでしょうか。	事業契約書(案)第18条及び第19条による対応を行います。
687	事業契約書(案)	6	43	2		建設に伴う各種調査	要求水準書P14によると本件施設用地は埋蔵文化財包蔵地範囲内なのですが、施工の支障となる予期できない埋蔵文化財の発見があった場合、本項の規定にかかわらず、合理的な範囲で工期延長と追加費用の請求を認めていただけないでしょうか。	事業契約書(案)第18条及び第19条による対応を行います。
688	事業契約書(案)	6	43			テレビ電波について	テレビ電波の記載について、電波障害については市が公表した資料に基づき合理的に机上計算を実施し、対策費を盛り込みますが、それでも予見できない事象が発生した場合の費用は市がご負担するという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第43条等による対応を行います。
689	事業契約書(案)	6	43			建設に伴う各種調査	電波障害調査、地下水位調査については必ず行うとの記載がありますが、両調査の調査項目や仕様について、ご指導下さい。	調査項目はご提案下さい。
690	事業契約書(案)	6	43			建設に伴う各種調査	事業者が提案書提出段階では予見できない本件施設用地の地質障害、地中障害物等及び埋蔵文化財等の発見があった場合に、その対策のために費用や工期が必要となった場合には、事業者の責とせず、貴市にてご対応頂きますよう、よろしく申し上げます。	事業契約書(案)第18条及び第19条による対応を行います。
691	事業契約書(案)	6	43			建設に伴う各種調査	すでに貴市が実施した調査を除き事業者の責任及び費用負担にて行うことが定められておりますが、貴市が実施済みの調査は資料として公表されたものと実施を予定されている埋蔵文化財試掘調査のみという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
692	事業契約書(案)	6	44	2		本件備品等の調達	耐震対策とありますが、これは全ての備品ではなく、耐震対策が必要な備品に対してのみ行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
693	事業契約書(案)	6	44			本件備品等の調達	本件引き渡しの時までに設置を完了していなければならないのは一般的にいう什器類であり、運営業務に必要な一般備品(鉛筆等)やスポーツ備品は開業準備期間にまたがって整備し、すべてが整った際に備品財産管理台帳を提出するという認識でよろしいでしょうか。	什器、スポーツ備品、一般備品については、設計・建設期間中に整備し、備品財産管理台帳を作成し、竣工図書と併せて提出してください。 なお、一般備品の内、鉛筆等の消耗品については、備品財産管理台帳の対象となりません。
694	事業契約書(案)	6	45	2	-	近隣対策費用の負担	合理的に要求される範囲を超えて近隣対策が必要になった場合、負担は甲乙協議により定めるものの、協議が調わない場合は甲が決定する(甲の裁量)こととなっています。しかし、合理的に要求される範囲を超えた対策であるため、原則甲が負担することとしていただきたく存じます。従いまして、本条項は修正されると考えてよろしいでしょうか。	現行のとおりとします。
695	事業契約書(案)	6	45	6	-	本件施設の建設に伴う近隣対策	本事業の実施自体又は要求水準書で提示した条件に直接起因する近隣対策に要する費用又は損害については原則として市が負担するとありますが、金融費用等も含まれるとの認識で間違いございませんでしょうか。	合理的と認められる範囲であれば含みます。
696	事業契約書(案)	6	45	6	-	近隣対策費用の負担	本事業の実施自体又は要求水準書で提示した条件に直接起因する近隣対策に要する費用又は損害は甲負担となっています。しかし、近隣対策の結果、引渡予定日が変更されたことによる増加費用はこの「近隣対策に要する費用又は損害」に含まれるかが不明確であると考えます。従いまして、「引渡予定日が変更されたことによる増加費用も含む」旨を明記するよう、本条項は修正されると考えてよろしいでしょうか。	現行のとおりとします。
697	事業契約書(案)	6	46	3	-	工事中止	協議の結果又は市の定めにより工事の施工が一時中止された場合において、当該一時中止が市の責めに帰すべき事由による場合において、市は、必要があると認めるとき、事業者と協議し、本件引渡予定日若しくはサービス購入料を変更し、又は工事の一時中止に伴う事業者の増加費用の全部若しくは一部、又は事業者の損害の全部若しくは一部を負担するものとありますが、金融費用等も含まれるとの認識で間違いございませんでしょうか。	合理的と認められる範囲であれば含みます。
698	事業契約書(案)	6	46	3	-	引渡日等の変更及び損害の負担	甲の帰責事由による工事一時中止であっても、甲が「必要があると認めるとき」(甲の裁量)に引渡予定日等の変更が行われ、また増加費用等の全部もしくは一部を負担する旨の規定となっています。甲に帰責事由がある以上、「必要と認められる」(客観的判断)場合には、引渡日等の変更や、乙に生じた増加費用、損害を負担する(全部又は一部という選択の余地はない)こととしていただきたく存じます。従いまして、本条項は修正されると考えてよろしいでしょうか。	現行のとおりとします。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
699	事業契約書(案)	6	46	3		工事の中止	工事の一時中止が甲の責めに帰すべき事由による場合には、乙の増加費用・損害について、乙が一部負担する合理的な理由がない限り甲が全部を負担するものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
700	事業契約書(案)	6	46	3		工事の中止	貴市にご負担をいただく工事の中止に起因して事業者が生じた増加費用又は損害には、合理的な範囲の金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	合理的と認められる範囲であれば含みます。
701	事業契約書(案)	6	48			臨機の措置	例えば、新型コロナウイルス感染症等に代表されるパンデミックに伴い、作業所の閉所または想定以上の作業員数を低減しての施工が必要となり、結果的に引き渡時期が遅延した場合は本条3項の適用を検討いただけるという認識でよろしいでしょうか。	個別事象に応じて事業契約書に基づき対応します。
702	事業契約書(案)	6	50	1		第三者損害	第三者損害について、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは受注者負担とありますが、公共工事標準請負契約約款第29条及び、姫路市工事請負契約約款第29条では「工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。」と規定されています。本件におきましても、貴市負担として頂きたくお願い致します。	現行のとおりとします。
703	事業契約書(案)	6	50	1		工事の施工について第三者に及ぼした損害	工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由による場合は、民間連合約款と同様に甲負担としていただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
704	事業契約書(案)	6	50	1		工事の施工による第三者への損害	工事の施工により第三者に損害をおよぼしたとき（騒音・振動等含む）は、乙がその損害賠償額を負担しなければならない、とあり、ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する、というのは、事業推進においては不可欠な作業であり、施工者が合理的な対策を尽くしてもなお生じた損害と考えてよろしいでしょうか。	乙が合理的な対策を尽くしても、なお生じた損害であっても、甲の責めに帰すべき事由がなければ、乙の負担とします。
705	事業契約書(案)	6	51	1	-	竣工検査等	事業者の提案に基づいた中間検査の時期とは年度末の3月であれば、3月上旬に行っても良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
706	事業契約書(案)	6	52	4		要求水準書の修正等の措置	乙が本件施設を是正する必要がない旨を述べた場合において、是正しないことが適切か否かの判断が甲の裁量(「適切であると甲が認めたとき」となっていますが、客観的判断によるものとしていただきたく存じます。従いまして、「適切であると甲が認めたときは」は「適切であると認められるときは」に修正されると考えてよろしいでしょうか。	現行のとおりとします。
707	事業契約書(案)	6	53	1	-	本件施設の引渡し	金融機関は、事業者の借入に際し、引渡しを証する書類の提出を求めるものと考えております。目的物引渡書の交付後、目的物受領書を市から発行いただくことは可能でしょうか。また、鍵引渡書・受領書や申請関係書類引渡書・受領書など、引渡しに関連する書類等についても発行いただくことは可能でしょうか。	可能です。
708	事業契約書(案)	6	53	-	-	事業者による本件施設の引渡し及び市による所有権の取得	事業者は、工事確認通知書の受領と同時に、目的物引渡書を市に提出し、本件引渡予定日において本件施設の引渡しを行い、これにより、市は、本件引渡日に、本件施設の完全な所有権を原始取得するとありますが、事業者から貴市への引渡しを証する証明書を発行いただくことは可能でしょうか。また、その場合、証明書はいつ頃、事業者へ交付可能でしょうか。(事業者へ完工引渡し後に融資を実行する際の証憑とすることを意図しております。)	市への引渡しを証する証明書の発行は可能です。発行時期については市への引き渡し後、可及的速やかに発行します。
709	事業契約書(案)	6	54	2		契約不適合責任期間	「設備機器本体等」に含まれる範囲をお示しください。	公共工事標準請負契約約款第57条第2項と同様に考えてください。
710	事業契約書(案)	6	54	2		契約不適合責任期間	事業者は建設企業をして保証書を提出させることが求められておりますが、本保証書は建設企業の内1社のみが提出するという認識でよろしいでしょうか。	全ての建設企業が作成し、提出してください。
711	事業契約書(案)	6	55	1~3		工期の延長	公共約款では、発注者の責めに帰すべき事由による工期延長や、発注者からの請求による工期延長について、発注者が受注者の損害を負担するとの規定がございます。しかしながら、本条には当該規定がございません。発注者の責めに帰すべき事由による工期延長や発注者からの請求による工期延長について、公共約款と同様に発注者が受注者の損害を負担して頂けると考えてよろしいでしょうか。	事象により事業契約書(案)第56条又は第58条による対応を行います。
712	事業契約書(案)	6	56	5	-	本件引渡予定日の変更	本件引渡予定日に本件施設を市に引き渡すことができないことが市の責めに帰すべき事由による場合で、必要があると認めるときは、サービス購入料を変更し、又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならないとあるが、金融費用も含まれるという認識で間違いございませんでしょうか。	合理的と認められる範囲であれば含みます。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
713	事業契約書(案)	6	56	5		増加費用等の負担	甲の帰責事由により本件施設の引渡ができない場合において、サービス料の変更や損害の負担が甲の裁量(「必要があると認めるときは」となっていますが、客観的判断によるものとしていたただきたく存じます。従いまして「必要があると認めるときは」は「必要があると認められるときは」に修正されると考えてよろしいでしょうか。	現行のとおりとします。
714	事業契約書(案)	6	56	5		本件引渡予定日の変更	貴市にご負担をいただく引渡予定日の変更起因して事業者が生じた増加費用又は損害には、合理的な範囲の金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	合理的と認められる範囲であれば含みます。
715	事業契約書(案)	6	58	2	-	工期変更又は引渡しの遅延等に伴う費用負担	市の責めに帰すべき事由により、本件引渡予定日を変更し、本件施設の引渡しが遅延し、又は工期を短縮した場合には、市は、これにより事業者が負担した合理的な増加費用に相当する金額を事業者に対して支払うとありますが、金融費用も含まれるという認識で間違いありませんでしょうか。	合理的と認められる範囲であれば含みます。
716	事業契約書(案)	6	58	2		増加費用の協議	甲は合理的な増加費用に相当する金額を乙に支払う義務を負っているところ、「協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する」とあります。甲乙の協議が調うか否かにかかわらず、甲が合理的な金額負担するという結論に変わりがないと思います。なぜ「協議が調わない場合には・・・」との定めをしているのか、具体的な理由をご教示下さい。	市が増加費用を負担するに当たり合理的と認められる範囲については、市と事業者間の協議で対応することが原則です。この協議が調わない場合であっても事業の迅速な実施を実現するため、市による変更権限を規定しています。
717	事業契約書(案)	6	58	2		工期変更又は引渡しの遅延等に伴う費用負担	貴市にご負担をいただく工期変更又は引渡しの遅延等起因して事業者が生じた増加費用又は損害には、合理的な範囲の金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	合理的と認められる範囲であれば含みます。
718	事業契約書(案)	6	58	3		法令変更又は不可抗力による工期短縮	法令変更又は不可抗力により「引渡しが遅延」することは想定できますが、「工期を短縮した場合」とはどのような状況を想定されているのかご教示下さい。	ご質問の内容については、市も予見できない不可抗力等により工期を早めざるを得ない場合を想定しています。
719	事業契約書(案)	8	63	4		運営業務責任者又は維持管理責任者の変更	「甲は運営業務責任者又は維持管理責任者がその業務を行うに不相当と認められたときは、その事由を明記して、乙に対し運営責任者又は維持管理責任者の変更を請求できる」と御座いますが、不相当の定義をお教示頂けますでしょうか。	具体的な定義はお示しできませんが、本市のモニタリングの結果、是正指示等を経て、第63条を適用せざるを得ない状態を想定しています。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
720	事業契約書(案)	8	63	4		運営業務責任者又は維持管理業務責任者の変更	<p>「甲は、運営業務責任者又は維持管理責任者がその業務を行うに不相当と認められるときは、その事由を明記して、乙に対し運営責任者又は維持管理責任者の変更を請求できる」とありますが、このような人事介入が契約条件にあっては、業績監視等で発注者の優越的地位の濫用に発展する可能性があります。「甲は、運営業務責任者又は維持管理責任者が本事業の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不相当と認められる場合に、運営責任者又は維持管理責任者の変更等の必要な措置について請求できる」などとし、変更以外の対策も講じることが可能とすべきではないでしょうか。</p> <p>最近の国発注のPFIでは、類似事項について下記のような規程となっているケースが多いので参考としてください。 【参考】(総括代理人等の変更) 1 国は、総括代理人がその職務の執行につき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不相当と認められる場合には、事業者に対して、その理由を明示した書面により、総括代理人の変更等の必要な措置をとるべきことを請求することができる。 2 事業者は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る措置について決定し、その結果について請求を受けた日から7日以内に国に通知しなければならない。</p>	現行のとおりとします。
721	事業契約書(案)	8	63	4		本件施設の運営・維持管理	<p>甲は、運営業務責任者又は維持管理責任者がその業務を行うに不相当と認められるときは、その事由を明記して、乙に対し運営責任者又は維持管理責任者の変更を請求できる。とあります。このような人事介入が契約条件にあっては、業績監視等で発注者の優越的地位の濫用に発展する可能性があると考えます。甲は、運営業務責任者又は維持管理責任者が本事業の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不相当と認められる場合に、運営責任者又は維持管理責任者の変更等の必要な措置について請求できる。などとし、変更以外の対策も講じることが可能としていただきたくお願いいたします。</p>	現行のとおりとします。
722	事業契約書(案)	8	63	5		本件施設の運営・維持管理	<p>運営・維持管理期間中、運営業務責任または維持管理業務責任者に人事異動が生じた場合については、協議させていただき、甲の承諾を得た場合変更が可能との理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
723	事業契約書(案)	8	64	4		下請負人への委託	<p>維持管理企業がSPCから委託等を受けた業務について、さらにその一部を下請負人に委託するときは、当該委託契約書等の写しを貴市に提出する旨の定めがありますが、相手方のある契約であるため守秘義務の関係から、契約金額や契約条項の一部について黒塗りする等の対応を行うことにつきご了承いただけますでしょうか。</p>	黒塗り等による対応は不可とします。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
724	事業契約書(案)	8	65	4		運営・維持管理業務受託者及び下請負人	乙と直接の契約関係に無い下請負人が反社であることが判明し、甲から本項に基づく請求を受けた場合、当該下請負人と直接の契約関係にある業者に対して当該下請契約の解除を促すなど乙が適切な対応を行う限り、事業契約を解除されることはないという理解でよいでしょうか。	事業契約書(案)に掲げる解除事由に当たらない限りにおいてご理解のとおりです。
725	事業契約書(案)	8	67	1		指定管理者としての指定等	乙が指定管理者として指定された場合、市の証明書を発行していただけるかの理解でよろしいでしょうか。(融資に係る金融機関への提出書類として証明書が必要になるため。)	指定管理者の指定議決後に指定管理者に指定した旨の通知書を発行します。
726	事業契約書(案)	8	68	1		近隣対応	SPCが行う運営・維持管理業務の結果により生じる近隣住民や利用者との紛争について、その処理費用はSPCが負担する旨の記載がありますが、当該運営・維持管理業務が貴市のご指示に基づくものである場合は、貴市にて費用負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
727	事業契約書(案)	8	68	2		運営・維持管理に伴う近隣対応	自主提案施設のうち、飲食店、コンビニ施設については要求水準の定めにより設置しているものであるため、当該施設の設置自体に対する近隣住民との紛争に対応する費用と責任は甲が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	設置自体に対する近隣住民との紛争に対応する費用と責任は甲が負担しますが、設置場所や具体的内容は事業者の提案によるものですので、それらについての近隣住民との紛争に対する費用と責任は乙の負担となります。
728	事業契約書(案)	8	70	1		修繕業務の対価	乙が善管注意義務を果たしたにも関わらず、耐用年数を経過せず、機器の更新が必要となった場合には、貴市の負担で更新いただけないでしょうか。	本件施設の引渡しから事業期間終了までの間、本件施設が正常に機能するために必要な修繕・更新を、規模の大小に関わらず全て実施してください。費用はサービス購入料C-2に含まれ、市はそれ以外の対価を一切支払いません。
729	事業契約書(案)	8	70	2		本件施設の修繕	不可抗力により本件施設の大規模修繕が必要となった場合については、当該費用は第15章の規定に基づき甲又は乙が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力による増加費用・損害の扱いは第109条、事業契約書(案)別紙11のとおり負担とします。
730	事業契約書(案)	8	70	3	-	本件施設の修繕	市の責めに帰すべき事由により本件施設の修繕若しくは更新又は模様替えを行った場合、市はこれらに要した費用を合理的な範囲で負担するとありますが、金融費用等も含まれるとの認識で間違いございませんでしょうか。	合理的と認められる範囲であれば含まれます。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
731	事業契約書(案)	8	72	1		文書管理等	文書管理について「甲が指示する期間」の保管とありますが何年程度の予定でしょうか。 保管については5年程度、また保管方法については紙だけでなくデータの保管として頂くことを望みます。	文書の種類により、保存年限は異なりますが、通常の指定管理業務にかかる文書、例えば、占用申請から許可までの一連の文書や月報、年次報告等については、5年となります。重要度に応じて、10年又は長期(永年)となる場合があります。 保管方法については、紙で作成されたものは紙で、データで作成されたものはデータで保管してください。
732	事業契約書(案)	8	75	3		利用料金	要求水準書別紙18の内容以外で甲の要請により利用者の利用料金を減免等した場合の乙の収入減少については甲が負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書資料18の内容以外で減免をすることはありません。
733	事業契約書(案)	8	76	1		損害賠償等	乙の過失により本件施設を損傷した場合、乙の負担にて修繕を行った場合、甲への損害賠償負担は無い、との理解でよろしいでしょうか。	甲に損害が生じた場合は、賠償負担が生じます。
734	事業契約書(案)	9	78	4		附帯事業	附帯事業の契約期間途中での解約はどのような時に可能でしょうか。 例) コンビニ・飲食の運営者が撤退した時等。	自主提案事業の内容や実施期間の変更及び新たな自主提案事業の追加は、市と協議の上、市が承認した場合可とします。
735	事業契約書(案)	9	78	4		附帯事業	附帯事業の契約期間途中での解約時はペナルティーは発生するのでしょうか。	附帯事業の契約期間途中での解約について、モニタリングによるサービス購入料の減額又は罰則点の付与はありません。 なお、附帯事業の契約期間途中での解約にあたっては、事前に市の承諾なしの解約は認めません。
736	事業契約書(案)	9	79	3		附帯事業	附帯事業を事業期間途中で業態転換する場合、どのような手続きが必要でしょうか。 例) カフェからイタリアンへの転換など	自主提案事業の内容や実施期間の変更及び新たな自主提案事業の追加は、市と協議の上、市が承認した場合可とします。
737	事業契約書(案)	9	80	2		自主提案事業の補填	新型コロナウイルスの蔓延防止などによる行政からの営業自粛指示が出た場合においては、補填等をお願いします。	事象の内容によりますので現時点では明確にできません。扱い等も含めて協議により決定することを予定しています。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
738	事業契約書(案)	9	84	1		自主提案事業の実施体制	自主事業を担う構成員が、構成員でない運営者に施設を転貸する契約形態をとることは問題ないと考えて宜しいでしょうか。	自主事業を実施する事業者は構成員とし、転貸は不可とします。
739	事業契約書(案)	9	84	1		自主提案事業	自主事業を担う構成員が、構成員でない運営者に施設を転貸する契約形態をとった場合で、運営者が撤退し、代替運営者が入居するまでの空白期間にペナルティは発生するでしょうか。	施設を転貸する契約形態をとることは認めません。
740	事業契約書(案)	9	84	1		付帯事業	自主提案施設の整備のうち、事業者負担の整備部分の施工は、建設期間・開業準備期間等、事業者側の提案による時期に行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
741	事業契約書(案)	9	84	2		附帯事業	自主提案施設を本体施設と一体と整備する場合において、内装・空調費用等をPFI事業費で賄った場合、ペナルティは発生しますでしょうか。	自主提案施設を本体施設と一体のものとして整備する場合の整備に係る費用負担については第84条第2項のとおりです。サービス購入料にご質問の費用を含めることは不可とします。
742	事業契約書(案)	9	84	5		附帯事業	事業期間中に附帯事業を終了する場合においても、違約金等は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	事業期間中に、事前に市の承諾なしに附帯事業を終了することは認めません。
743	事業契約書(案)	9	84	5		付帯事業	自主提案施設の内装は事業者負担で整備しますが、その場合「内装について現状回復を行う」とは、どのような状態に回復すべきでしょうか。	内装解体を想定しています。
744	事業契約書(案)	9	84	5		附帯事業	「附帯事業を終了する場合」の理由には、附帯事業の採算悪化等も含まれるという理解でよろしいでしょうか。また、附帯事業の終了そのものを理由として、モニタリングによるサービス対価の減額の対象とはならないという理解でよろしいでしょうか。	採算悪化のみを理由とした附帯事業の終了は認めません。また、後段についてはご理解のとおりです。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
745	事業契約書(案)	9	84	5		付帯事業	自主提案施設を撤去し、跡地を周囲と調和する状態に整備したうえで甲に返還するとありますが、周囲と調和する状態について具体的にご教示ください。	当該時点の状況によるので、現時点で具体的にお示しすることはできません。
746	事業契約書(案)	9	84			附帯事業	乙が、やむを得ず事業期間中に附帯事業を中止した場合にも、違約金等のペナルティが課せられることはないかと理解してよろしいでしょうか。	事業期間中に、事前に市の承諾なしに附帯事業を終了することは認めません。
747	事業契約書(案)	11	95	1		引渡し前の解除	出来形部分を最小限度破壊して検査した結果、関連図書及び設計図書との不適合等が発見されなかった場合には、甲が当該破壊及び復旧に要する費用を負担するものと理解して宜しいでしょうか。	乙の負担とします。
748	事業契約書(案)	12	92	1	1	乙の債務不履行等による解除	「運営・維持管理業務」には附帯事業や自主事業は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
749	事業契約書(案)	12	92	1	6	乙の債務不履行等による解除	事業目的の達成に支障がない軽微な契約違反であれば、解除されないという理解でよいでしょうか。また、本号は催告解除という理解でよいでしょうか。	契約違反が事業目的の達成に支障があるかどうかは、甲が判断することとなります。また本号は原則、催告解除とします。
750	事業契約書(案)	12	92	1		乙の債務不履行等による解除	自主提案事業の継続が困難になった場合については、事業契約解除事由に該当しないという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に掲げる解除事由に当たらない限りにおいてご理解のとおりです。
751	事業契約書(案)	12	92	-	-	乙の債務不履行等による解除	第9章に定める自主提案事業(自主事業・付帯事業)において乙の債務不履行が発生した場合は、第92条に定める解除事由に該当する認識でしょうか。	第92条の解除事由に該当すれば解除事由となります。例えば、自主提案事業に関する業務報告について重大な虚偽申告があれば、92条1項3号に該当しますし、市の是正措置に従わなければ、同項4号に該当することもあり得ます。また、許可なく解除する場合には同項5号に該当することもあります。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
752	事業契約書(案)	12	93			談合行為等に対する解除措置	第93条各号の解除事由は、いずれも本事業に関して生じた事由に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	第93条第1項各号については、ご理解のとおりです。
753	事業契約書(案)	12	94	1	3	乙の責に期すべき	「期すべき」は「帰すべき」と思料しますので、修正されるところでよろしいでしょうか。	「期すべき」を「帰すべき」へ訂正します。
754	事業契約書(案)	12	95	1	-	引渡前の解除	本事業契約が解除されたときは、本件施設の出来形部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分を事業者から買い受けることとありますが、この出来形部分には、事前調査費、SPCの会社経費および金融費用等も含まれるという認識でお間違いないでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
755	事業契約書(案)	12	95	1		引渡し前の解除	貴市に買い受けて頂ける出来形部分には、設計図書の出来形部分の他、SPC設立費用やSPC運営諸経費のうち既に完了している部分も含まれますでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
756	事業契約書(案)	12	95	1		引渡し前の解除	貴市に買い受けをいただく本件施設に係る出来形部分については、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費（SPC設立費用、金融費用等）も含まれる理解にてよろしいでしょうか？	合理的な範囲で含まれます。
757	事業契約書(案)	12	95	4		引渡し前の解除	金融機関が建設期間中にSPCに対して融資を行う際において、事業契約が解除された場合、SPCが貴県に対して有する出来高部分の売買債権が唯一の返済原資となります。そのため、第92条又は第93条の規定に基づく場合であっても、第95条第1項と同様、貴市に出来形部分を買受けて頂けるようご修正願います。原文の通りですと、プロジェクトファイナンスでの資金調達が困難となり、資金調達コストが増加する懸念がございます。	現行のとおりとします。
758	事業契約書(案)	12	95	7		引渡し前の解除	第1号に関して、甲による解除事由（第91条（甲による任意解除等）及び第94条（甲の債務不履行等による解除））にもかかわらず、別紙8のサービス購入料Aの計算に用いるのと同等の利率となっていないのは、事業者にとって大変不利な条件となっております。つきましては、第91条及び第94条により解除されたときは、第2号と同様に別紙8のサービス購入料Aの計算に用いるのと同等の利率としていただけないでしょうか。	現行のとおりとします。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
759	事業契約書(案)	12	97	1	-	違約金等	第93条に該当する場合の違約金が非常に多額となりますが、保険等によるリスクヘッジが困難であり、違約金に備えたりザープ等の対応にも多額の資金が必要となります。プロジェクトファイナンスによる資金調達も困難となるのが予想されるため、当該違約金については基本協定書第6条第4項及び第5項にのみ規定するものとして、事業契約書第97条第1項は削除し、SPCの違約金は事業契約書第97条第3項のみとすることをご検討いただけませんか。	現行のとおりとします。
760	事業契約書(案)	12	97	1	-	違約金等	事業契約上、第93条に関して生じた違約金はSPCが支払当事者となる定めがあり、資金調達の際、違約金の支払義務をSPCが有するものと整理され、金融機関側から違約金相当の積立金をSPCに求められる可能性がございます。当該積立金は資本金や構成企業に劣後ローン等で調達せざるを得ず、入札参加者の資金負担の増加、または金利負担の増加など、結果的に提案金額の上昇に繋がる可能性がございます。 基本協定書(第6条)においても、同様の主旨で独禁法等にかかる解除事由および違約金の定めがあり、構成企業が違約金や損害賠償を負担する定めになっておりますので、責任分担は同協定書上で手当てされていること、SPCに過大な違約金負担を課すことを回避し、円滑なプロジェクトファイナンスによる資金調達を実施すべく、事業契約上は当該条項の削除をご検討いただけませんか。	現行のとおりとします。
761	事業契約書(案)	12	97	1	-	(違約金等)	第97条第1項の違約金の額の見直しをお願い致します。 違約金の額について、①「サービス購入料の総合計額の10分の2に相当する額」、②「第2号に該当したときは、本項本文に規定するサービス購入料の総合計額の10分の2に相当する額の違約金のほか、同総合計額の100分の5に相当する額」とありますが、違約金の額が極めて大きく設定されているため、事業者にとって過大な負担となり、リスクとして取りきれなくなり、また、金融機関による融資の範囲を狭めること等が懸念されます。違約金の金額は通常、想定される損害金額や再公募する場合の手続費用等を踏まえて決定されますが、本事業におけるそれらがサービス購入料の総合計額の10分の2(100分の20)や100分の25になるとは考えられず、懲罰的な水準にされたものと推察致します。内閣府が公表する「契約に関するガイドライン」において、施設完工前の違約金の額は「建設工事費相当の対価の額の100分の10(場合によっては100分の20)に相当する額」、施設完工後の違約金の額は「解除された事業年度1年間分の維持・管理費及び運営費相当の対価の100分の10(場合によっては100分の20)に相当する額」と示されており、「違約金の額が過大な場合には選定事業の資金調達費用が高まり、これが契約金額に転嫁される結果ともなり得ること等にも留意して、適正な額を設定する必要がある」とも示されています。また、国交省が公表する「PFI事業における事業契約書例」においても同様の計算式が示されており、「絶対額としての違約金の額が、選定事業者に緊張感を与える一方で、あまりにも巨額でリスクとして取りきれない額とならないように設定する必要がある」とも示されています。より多くの事業者の参加を促すために、内閣府が公表する「契約に関するガイドライン」や国交省が公表する「PFI事業における事業契約書例」を踏まえた違約金の額への見直しをお願い致します。具体的には、本件施設の引渡し前は「設計・建設業務の対価の総額の10分の1に相当する額」、本件施設の引渡し後は「サービス購入料C及びサービス購入料Dの合計金額の1年間分に相当する金額の10分の1に相当する額」への変更をお願い致します。	現行のとおりとします。なお、第92条に定める事由に該当する場合の違約金の額は、第97条第3項によります。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
762	事業契約書(案)	12	97	1	-	違約金	「第93条の規定に該当するときは、本事業契約が解除されるか否かにかかわらず、甲は、サービス購入料の総合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下この項において同じ。）の10分の2に相当する額を違約金として乙に請求するものとし、乙は速やかにこれを支払わなければならない」とありますが、違約金の額が大きいと、一般的な10分の1相当としていただけないでしょうか。また、本事業契約が解除されず、締結に至った場合でも違約金を請求される意図をご教示いただけますでしょうか。	現行のとおりとします。なお、第92条に定める事由に該当する場合の違約金の額は、第97条第3項によります。本事業契約解除されるか否かにかかわらず違約金を請求する意図は、事業契約書(案)第93条に該当する不法行為を特に抑止するためです。
763	事業契約書(案)	12	97	1		違約金等	第93条の規定に該当した場合の違約金がサービス購入料の総合計額(税込)の10分の2に相当する額に加え、同合計額の100分の5に相当する額と規定されており、他の案件と比較して高い設定になっています。内閣府の「契約に関するガイドライン」の記載を踏まえ、建設工事費相当の対価の100分の10に相当する額に変更いただけませんか。	現行のとおりとします。なお、第92条に定める事由に該当する場合の違約金の額は、第97条第3項によります。
764	事業契約書(案)	12	97	1		違約金等	第93条の規定に該当するときは、事業契約が解除されるか否かにかかわらず、サービス購入料の総合計額の10分の2に相当する額を違約金としてSPCに請求するとありますが、プロジェクトファイナンスを活用した資金調達にあたり、金融機関より、SPCに違約金相当額のリザーブや手当てを求められるケースが多く、違約金額が事業期間を通じて過大に設定される場合、リザーブ資金の資金調達や違約金への手当てをすることが非常に難しくなり、金融機関からの資金調達の目途が立たなくなります。従いまして、第93条の規定に該当した場合の違約金額は、第92条に定める事由に該当した場合(第97条第3項)と同様にしていただけますでしょうか。	現行のとおりとします。なお、第92条に定める事由に該当する場合の違約金の額は、第97条第3項によります。
765	事業契約書(案)	12	97	1		違約金等	本条項の対象は構成企業等(構成企業及び協力企業)であり、本条項の内容は基本協定書第6条4項及び5項に同様の規定があり重複していると思われるので、本条項(事業契約第97条1項)は事業契約書から削除されるべきではないかと考えますがいかがでしょうか。基本協定書に加え、事業契約書上の負担を考慮せざるを得なくなり、本事業への参画が困難となってしまいます。	事業契約書(案)第97条第1項は現行のとおりとします。なお、同一事由により生じた違約金の請求に対し、PFI事業者が構成企業等のいずれかが違約金を完納した場合、その他の者に違約金請求を行うことはありません。
766	事業契約書(案)	12	97	1		違約金等	基本協定書第6条に同様の条文があることから、本契約書では削除いただけるという理解でよろしいでしょうか。基本協定書上の負担とは別に、事業契約書上の負担を考慮する必要があることで本事業への参画が困難となる可能性があります。	事業契約書(案)第97条第1項は現行のとおりとします。なお、同一事由により生じた違約金の請求に対し、PFI事業者が構成企業等のいずれかが違約金を完納した場合、その他の者に違約金請求を行うことはありません。
767	事業契約書(案)	12	97	1		違約金等	事業契約書に本条項が記載されることで、市内企業を含めた入札参加者の参入に対し大きな障壁となります。また、内容については基本協定書(案)第6条と重複するため、基本協定書(案)により本事項はカバーされていると認識します。事業契約書(案)から本条項の削除をお願い致します。	事業契約書(案)第97条第1項は現行のとおりとします。なお、同一事由により生じた違約金の請求に対し、PFI事業者が構成企業等のいずれかが違約金を完納した場合、その他の者に違約金請求を行うことはありません。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
768	事業契約書(案)	12	97	1		違約金等	本項の違約金は、第97条第3項の違約金と重複して請求されることはない(例えば、独禁法違反があった場合に、第93条だけでなく第92条第1項第6号にも違反したとして、両方の違約金を請求されることはない)という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
769	事業契約書(案)	12	97	1		違約金等	本条項の対象は構成企業等(構成企業及び協力企業)であり、本条項の内容は基本協定書第6条4項及び5項に同様の規定があり重複していますので、本条項(事業契約第97条1項)は事業契約書から削除されるべきと考えますがいかがでしょうか。	事業契約書(案)第97条第1項は現行のとおりとします。 なお、同一事由により生じた違約金の請求に対し、PFI事業者が構成企業等のいずれかが違約金を完納した場合、その他の者に違約金請求を行うことはありません。
770	事業契約書(案)	12	97	1		違約金等	違約金の金額が契約金額の10分の2とされておりますが、予定価格で落札した場合には67億円近い違約金が請求されることとなります。現実にこれだけの額の違約金を請求された場合、負担できる企業は少ないかと思慮します。つきましてはより多くの企業が本事業に参画しやすいよう、違約金額の低減を頂けないでしょうか。	現行のとおりとします。なお、第92条に定める事由に該当する場合の違約金の額は、第97条第3項によります。
771	事業契約書(案)	12	97	1		違約金等	本条規定は基本協定書6条4項と被るものかと思慮します。つきましては削除いただけないでしょうか。	事業契約書(案)第97条第1項は現行のとおりとします。 なお、同一事由により生じた違約金の請求に対し、PFI事業者が構成企業等のいずれかが違約金を完納した場合、その他の者に違約金請求を行うことはありません。
772	事業契約書(案)	12	97	1		違約金等	違約金の金額が契約金額の10分の2とされておりますが、予定価格等より相当額の違約金が請求されることと思われま。現実にこれだけの額の違約金を請求された場合、負担が難しく本事業への参画ハードルが上がり参画を見送らざるを得ない企業も出てくるように思います。多くの企業が本事業に参画しやすい条件(違約金額の低減など)として頂けないでしょうか。	現行のとおりとします。なお、第92条に定める事由に該当する場合の違約金の額は、第97条第3項によります。
773	事業契約書(案)	12	97	1		違約金等	事業契約書に本条項が記載されることで、市内企業を含め本事業への参加を検討する企業にとっての大きな参入障壁となります。基本協定書第6条に同様の規定があり、基本協定書でカバーされていると考えますので、本契約から削除頂きたいと思慮いたします。	事業契約書(案)第97条第1項は現行のとおりとします。 なお、同一事由により生じた違約金の請求に対し、PFI事業者が構成企業等のいずれかが違約金を完納した場合、その他の者に違約金請求を行うことはありません。
774	事業契約書(案)	12	97	1		違約金等	本条項の対象は構成企業等(構成企業及び協力企業)であり、本条項の内容は基本協定書第6条4項及び5項に同様の規定があり重複していると思われま。ついては本条項(事業契約第97条2項)は事業契約書から削除されるべきではないかと思慮しますがいかがでしょうか。基本協定書に加え、事業契約書上の負担を考慮せざるを得なくなり、本事業への参画が難しくなります。	事業契約書(案)第97条第1項は現行のとおりとします。 なお、同一事由により生じた違約金の請求に対し、PFI事業者が構成企業等のいずれかが違約金を完納した場合、その他の者に違約金請求を行うことはありません。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
775	事業契約書(案)	12	97	1		違約金等	サービス購入料の総合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下この項において同じ。）の10分の2に相当する額が違約金として記載がありますが、事業者の負担増（金融機関が求める違約金相当額の積立て等）による事業費の増加が懸念されるため、本項目の削除をご検討いただけないでしょうか。 リスクにより金融機関の金利が上昇し、施設整備費、維持運営費が圧迫され、本来お金をかけるべきものに使われなくなることが懸念されます。	現行のとおりとします。
776	事業契約書(案)	12	97	2	-	違約金等	「第92条に定める事由に該当する場合、甲は、これによって生じた損害の賠償を乙に請求することができる。」とあり、乙帰責の解除事由に該当した際は、市による損害賠償請求が前提となつていますが、解除時の違約金が規定されていることから、解除時におけるSPCの一義的な負担額を確定させるためにも、「第92条に定める事由に該当する場合、事業者は、市の請求により、3項各号に定める金額の違約金を速やかに市に支払わなければならない。」といった旨で、違約金の支払いを前提とした規定内容への変更をご検討いただけませんか。 なお、別途、「事業者は、解除により市に生じた損害を賠償しなければならない（違約金を超えた部分を支払えば足りる）」といった旨の規定を設けていただくことは、一般的な規定のあり方であると認識しております。	現行のとおりとします。
777	事業契約書(案)	12	97	7		違約金等	・「第1項で定める違約金」とはサービス購入料の総合計額の20%でしょうか、それとも25%でしょうか。 ・「第4項で定める違約金」とは具体的に何を指すのでしょうか。 ・契約解除の場合でも第2項に基づく実損の請求が認められているのであれば、第7項を置く意義が無いように思われます。本項の趣旨や想定される具体例について補足説明いただけますと幸いです。	「第1項で定める違約金の額」は事業契約書(案)第97条第1項前段に該当する場合はサービス購入料の総合計額の20%、なお書以降に該当する場合はサービス購入料の総合計額の25%になります。 「第4項で定める」は「第3項で定める」の誤りであるため修正します。 第7項の趣旨は、第2項において本市が損害賠償請求を行うが、違約金に代えることが可能であり、第5項によって充当することもできるが、それでもなお、損害賠償額を補填できない場合はその差額を本市が請求できる規定となっております。
778	事業契約書(案)	12	97	9	-	違約金等	「…甲は、損害賠償金又は違約金請求権と乙のサービス購入料請求権その他甲に対する債権とを対当額で相殺することができる。」とありますが、解除の際、即時に相殺が行われる可能性があることは、業務受託者やSPCの利害関係者への負担が大きいため、「違約金または損害賠償が支払われないときは～」といった前提を付して規定いただけませんか。	現行のとおりとします。
779	事業契約書(案)	12	99	2		不可抗力	「不可抗力又は法令変更等により、運営・維持管理業務の中止期間が6か月を超えた場合においては、甲は、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。」とありますが、例えば新型コロナウイルス・感染症等流行に伴う行政指示による業務の中止が6か月を超えた場合等、事業者の予期しない貴市指示による業務の中止に関しては本条項は適用されず、甲乙両者で対応を協議するという理解でよろしいでしょうか。基本協定書上の負担とは別に、事業契約書上の負担を考慮する必要があるため、本事業への参画が困難となっております。	ご理解のとおりです。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
780	事業契約書(案)	12	99	1、2		契約解除	不可抗力又は法令変更による契約解除につき、甲のみ解除できるとありますが、乙からも申し出できる建付けとして頂けないでしょうか？	現行のとおりとします。
781	事業契約書(案)	12	101	1		原状回復義務	本契約91条・94条に従って契約を解除する場合、原状回復に要した費用は貴市に負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
782	事業契約書(案)	15	108	1		通知の付与及び協議	不可抗力により開業準備業務を実施できなくなった場合の取り扱いについて明記されておりませんが、運営・維持管理業務等と同様の通知および履行義務の免除が予定されているという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
783	事業契約書(案)	17	111			公租公課の負担	平成17年度11月14日付総税市第59号「指定管理者制度の導入に伴う事業所税の取扱いについて」(発信元：総務省自治税務局市町村税課長)に基づき、利用料金収入がサービス購入料を上回る場合にのみSPCに事業所税が課税されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
784	事業契約書(案)	17	112	-	-	ネーミングライツ	「乙に増加費用が発生する場合は、甲は、乙との協議により、これを合理的な範囲で負担する。」とありますが、合理的な範囲とは、どのような想定されておられるのかご教示下さい。	ネーミングライツを施設の外壁やサイン看板等に掲示する場合、その設置費用や事業期間終了時の原状復旧費はネーミングライツ事業者による負担を想定しているため、乙に大きな増加費用が発生することは想定していません。上記以外の部分で乙に費用が発生した場合に、甲乙で協議の上、甲又はネーミングライツ事業者が合理的な範囲で費用負担をします。
785	事業契約書(案)	17	115	4		株主・第三者割当て等	会計監査人の設置は任意という理解でよろしいでしょうか。	提案によるものとします。
786	事業契約書(案)	17	117			市税等の納税調査	貴市は事業所税の課税団体ですが、本事業における取り扱いをご教示ください。当該税の取り扱いは、提案に左右されるものではないと考えますので、入札の公平性のためにも統一的な見解をお願いします。	利用料金収入がサービス購入料を上回る場合にのみSPCに事業所税が課税されます。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
787	事業契約書(案)	17	119			広域防災拠点の費用	乙が負担する合理的な範囲とは、どのような想定になりますでしょうか。	広域防災拠点機能開設に係る施設管理者としての協力に必要な人員の配置等を想定しています。
788	事業契約書(案)	17	123	1		事業者提案書に関する特約	事業者が提案した市内企業への発注金額の割合を達成できなかった場合、市は違約金を請求できるとありますが、達成されているか否かの確認方法(確認を予定する具体的な資料の明示等)をご教示ください。	要求水準書に記載のある市内業者発注全額履行報告書によって確認を行います。報告書には、発注実績を証する書類等の根拠資料を添付して下さい。
789	事業契約書(案)	17	123	1		事業者提案書に関する特約	本特約は、実現可能性の低い提案を防止するものと考えますが、違約金は過大なペナルティと考えます。条文を削除いただけませんかでしょうか。	本市としては確実な履行を求めるものであり、現行のとおりとします。
790	事業契約書(案)	17	123			事業者提案書に関する特約	本特約は、無責任な提案を防止するものと考えますが、違約金は過大なペナルティと感じます。条文の削除をご検討願えませんでしょうか。	本市としては確実な履行を求めるものであり、現行のとおりとします。
791	事業契約書(案)	17	123			事業者提案書に関する特約	計算式の分母、「建設業務終了時の建設業務の市内企業への発注金額に基づく加算点」とは、実績ベースで加算点を計算し直す、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
792	事業契約書(案)	17	123			事業者提案書に関する特約	モニタリング状況未達によるサービス購入料減額と、本条の違約金は二重で課されることはないという理解でよろしいでしょうか。	第123条に該当することを、サービス購入料の減額事由として想定していません。
793	事業契約書(案)	17	123			事業者提案書に関する特約	本条適用により事業契約が解除されることはないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
794	事業契約書(案)	17	123			事業者提案書に関する特約	事業者帰責によらない理由で発注金額が未達の場合、本条に定める違約金の支払い対象にならないという理解でよろしいでしょうか。	事業者帰責によらない理由であることを本市に対し証明できた場合において、発注金額が未達の場合は、事業契約書(案)第123条ではなく、事業契約書(案)第18条等を基に協議を行います。
795	事業契約書(案)	25	95	7		引渡し前の解除	金融機関がSPCに対してプロジェクトファイナンスを取組む際、設計建設業務にかかるサービス対価における割賦原価ならびに割賦金利が唯一の返済原資となります。効率的な資金調達を行う観点からも、事業契約解除の帰責者に関わらず、分割払いによる出来形の買い受け代金に付する金利については、事業者の設計・建設業務にかかる事業者の当初借入金利としていただきますよう、お願いいたします。	現行のとおりとします。
796	事業契約書(案)	25	97	1		違約金等	金融機関よりプロジェクトファイナンスを調達する場合、事業期間に亘り、事業契約解除時に発生し得る可能性を有する違約金相当額以上の預金リザーブ又はこれをカバーできる保険への加入を要求されます。しかし、第97条第1項を事由とした違約金相当額(サービス購入料の総計額の10分の2)の預金リザーブは非現実的な水準ですし、また違約金の水準を問わず、当該事由を対象とした保険での手当ても難しい状況です。当然に正当な入札手続きが確保されるべきではございますが、事業契約の中でSPCに対して多大な違約金が課せられますと、プロジェクトファイナンスの調達が困難となり、また有事の際における事業継続を目的としたステップインの際にも大きな妨げにもなりますため、本項の削除若しくは基本協定書内のみでの規定としていただきますようお願いいたします。	現行のとおりとします。
797	事業契約書(案)	25	97	1		違約金等	談合行為等に対する違約金については、基本協定書内でも事業契約解除の如何を問わず、構成企業又はPFI事業者に対して同水準での違約金支払い義務が規定されております。当該事象が発生し事業契約が解除された場合には、基本協定書と事業契約書上の両方の違約金の支払い義務が発生するものではなく、基本協定書に基づく違約金が請求される理解にて宜しかつたでしょうか。	同一事由により生じた違約金の請求に対し、PFI事業者か構成企業等のいずれかが違約金を完納した場合、その他の者に違約金請求を行うことはありません。
798	事業契約書(案)	25	97			違約金等	違約金が「サービス購入料の総計額の10分の2に相当する額」に設定されていますが、サービス対価全額の10%では金額が過大と思料します。内閣府のPFIガイドラインである「契約に関するガイドライン」P.111では、施設の完工前には施設整備費の10%、維持管理運営期間には残存契約期間に対応する維持・管理費及び運営費の相当の対価の10%等と示されていることも踏まえ、総計額でなく違約金対象のサービス対価を限定して頂くことに加え、20%から10%への減額をお願い致します。	現行のとおりとします。なお、第92条に定める事由に該当する場合の違約金の額は、第97条第3項によります。
799	事業契約書(案)	25	97			違約金等	談合行為等のほか、事業者の債務不履行に対する違約金として「10分の2に相当する額の違約金のほか、同総計額の100分の5に相当する額」が設定されています。内閣府の「契約に関するガイドライン」記載の違約金相当を鑑みると過大な違約金であると思慮致します。前項を含め、違約金対象サービス対価種を限定することに加え、違約金割合を当該サービス対価の10%まで減額をお願い致します。	現行のとおりとします。なお、第92条に定める事由に該当する場合の違約金の額は、第97条第3項によります。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
800	事業契約書(案)	25	97			違約金等	違約金が「サービス購入料の総計額の10分の2に相当する額」に設定されていますが、サービス対価全額の10%では金額が過大であると思慮します。内閣府のPFIガイドラインである「契約に関するガイドライン」では、施設の完工前においては施設整備費の10%、維持管理運営期間においては残存契約期間に対応する維持・管理費及び運営費の相当の対価の10%等であることを踏まえ、総計額でなく違約金対象のサービス対価を限定していただき、また、20%から10%への減額をお願い致します。	現行のとおりとします。なお、第92条に定める事由に該当する場合の違約金の額は、第97条第3項によります。
801	事業契約書(案)	25	97				談合行為等のほか、事業者の債務不履行に対する違約金として「10分の2に相当する額の違約金のほか、同総計額の100分の5に相当する額」が設定されています。内閣府の「契約に関するガイドライン」記載の違約金相当を鑑みると過大な違約金であると思慮しており、前項を含め、違約金対象サービス対価種を限定することに加え、違約金割合を当該サービス対価の10%まで減額をお願い致します。	現行のとおりとします。なお、第92条に定める事由に該当する場合の違約金の額は、第97条第3項によります。
802	事業契約書(案)	26	97	5		違約金等	事業契約の解除に伴い履行保証保険に係る保険金を受領された場合には、当該保険金は、事業者の違約金支払債務に充当されるべきものですので、設計建設業務にかかるサービス対価と違約金支払請求権等との相殺の前に、当該履行保証保険に係る保険金を違約金支払請求権等に充当していただける理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
803	事業契約書(案)	26	97	8		違約金等	貴市にご負担をいただく事業契約解除に起因して事業者が生じた損害には、合理的な範囲の金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
804	事業契約書(案)	31	123	1		事業者提案書に関する特約	市内企業側の理由に起因し、当初想定していた市内企業への発注金額が確保できない場合もございますし、市内企業への発注金額は必ずしも事業者側のみでコントロールできる事象だけではないものと思料いたします。SPCに対して課せられる過度な違約金は、プロジェクトファイナンスの調達にも大きな影響を与えますため、本項の削除をお願いできますでしょうか。	現行のとおりとします。
805	事業契約書(案)		11	1		契約保証金	「(1)サービス購入料Aの10%以上、(2)サービス購入料C及びサービス購入料Dの・・・10%以上」について、いずれも消費税及び地方消費税相当額を含まないという認識で宜しいでしょうか。	契約保証金の算定対象は税込となります。
806	事業契約書(案)		24	1		統括責任者の変更	「総括責任者がその業務を行うに不相当と認められるときは、その事由を明記して乙に対し総括責任者の変更を請求できる」とありますが、措置として変更だけでなく、変更以外の対策も講じることを可能とするようご検討頂けないでしょうか。	現行のとおりとします。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
807	事業契約書(案)		63	4		運営業務責任者又は維持管理業務責任者の変更	「運営業務責任者又は維持管理責任者がその業務を行うに不相当と認められるときは、その事由を明記して、乙に対し運営責任者又は維持管理責任者の変更を請求できる」とありますが、措置として変更だけでなく、変更以外の対策も講じることを可能とするようご検討頂けないでしょうか。	現行のとおりとします。
808	事業契約書(案)		67	1		指定管理者の指定	指定管理者の指定について、事業契約締結時に併せて議決される認識で宜しいでしょうか。 また、指定期間は開業準備開始時から事業期間（運営・維持管理業務期間）終了時という認識で宜しいでしょうか。	指定管理者の指定については、本契約から開業準備開始までの間において実施します。 指定期間は、ご理解のとおりです。
809	事業契約書(案)		87			サービス購入料Aの減額	甲の行為（甲の請求に基づく設計図書の変更を含む。）、法令変更又は不可抗力による減額は、第19条及び第32条、第106条又は第108条に基づく手続きや協議のうえで為されるという理解で宜しいでしょうか。	ご質問の条項に限定されませんが、ご理解のとおりです。
810	事業契約書(案)		88	1		サービス購入料B又はC及びDの減額	甲の行為（甲の請求に基づく要求水準書の変更を含む。）、法令変更又は不可抗力による減額は、第19条及び第32条、第106条又は第108条に基づく手続きや協議のうえで為されるという理解で宜しいでしょうか。	ご質問の条項に限定されませんが、ご理解のとおりです。
811	事業契約書(案)		95	1		(引渡し前の解除)	本件施設の出来形部分（設計図書の出来形部分を含む。以下同じ）とありますが、それまでに要したPFI経費も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
812	事業契約書(案)		95	7	1	(引渡し前の解除) 利率	「乙の設計・建設業務に係る当初借入として甲が認めるもの（乙の株主による劣後融資を除く。）に付された金利」とは、様式17-5に記載する外部調達金利を指す認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
813	事業契約書(案)		95	7	2	(引渡し前の解除) 利率	「別紙8のサービス購入料Aの計算に用いるのと同等の利率」とは、A-3割賦金利を指す認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■事業契約書(案)に関する質問

番号	資料名	章	条	項	号	項目名	質問事項	回答
814	事業契約書(案)		97	1		違約金等	基本協定書(案)の第6条4項に同様の表現がある為、本事業契約書(案)からは削除をお願いしたいと思います。	事業契約書(案)第97条第1項は現行のとおりとします。 なお、同一事由により生じた違約金の請求に対し、PFI事業者が構成企業等のいずれかが違約金を完納した場合、その他の者に違約金請求を行うことはありません。
815	事業契約書(案)		97	1		違約金等	この条文は基本協定書第6条に同様の規定がありカバーされていると思われます。本事業に参加検討するにあたり余りに責任が重くなれば参入障壁になりますのでこの条項の削除をお願いできないでしょうか。	事業契約書(案)第97条第1項は現行のとおりとします。 なお、同一事由により生じた違約金の請求に対し、PFI事業者が構成企業等のいずれかが違約金を完納した場合、その他の者に違約金請求を行うことはありません。
816	事業契約書(案)		97	1		違約金等	基本協定書第6条に同様の条文がある事から、本契約書では削除して頂きたい。基本協定書上の負担とは別に、事業契約書上の負担を考慮する必要があることで本事業への参画が困難となります。	事業契約書(案)第97条第1項は現行のとおりとします。 なお、同一事由により生じた違約金の請求に対し、PFI事業者が構成企業等のいずれかが違約金を完納した場合、その他の者に違約金請求を行うことはありません。
817	事業契約書(案)		97	1		(違約金等)	事業契約書に本条項が記載されることで、SPCによる本事業のプロジェクトファイナンスの組成に制約が発生し(調達条件の悪化による事業費増大や調達できない可能性あり)、市内企業を含め本事業への参加を検討する構成企業等にとっての大きな参入障壁となります。基本協定書第6条に同様の規定があり、基本協定書でカバーされていると考えますので、本契約から削除いただきたくお願い致します。	事業契約書(案)第97条第1項は現行のとおりとします。 なお、同一事由により生じた違約金の請求に対し、PFI事業者が構成企業等のいずれかが違約金を完納した場合、その他の者に違約金請求を行うことはありません。
818	事業契約書(案)		97	3	1	(違約金等)	「設計・建設業務の対価の総額(ただし、消費税を含み支払利息相当額を除く。)」とは、A-1とA-2の合計金額に消費税及び地方消費税を加えた金額を指す認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
819	事業契約書(案)					契約締結日	事業契約書鑑(調印頁)の契約締結日が令和3年12月●日とありますが、仮契約締結日である11月●日を記載する認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■事業契約書(案)別紙に関する質問

番号	資料名	別紙	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
820	事業契約書(案)別紙	1	5	(8)		本件引渡予定日	「本件引渡予定日」については、設計・建設期間の終了日として事業者による提案という認識で宜しいでしょうか。	要求水準書(P4)第1章7(1)設計・建設業務期間のとおり、事業者の提案する期日(令和8年(2026年)4月1日から同年9月30日の間に限る。)までとします。
821	事業契約書(案)別紙	1	5	(5)		運営・維持管理期間	始期が「本件引渡日」となっていますが、令和8年10月1日で固定という認識で宜しいでしょうか(宜しければ修正をお願い致します)。また、終期は令和23年3月31日であり、固定という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)別紙1は修正します。
822	事業契約書(案)別紙	1	5	(4)		設計・建設期間	終期は事業者による提案であり、「本件引渡予定日」と同日という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
823	事業契約書(案)別紙	1	5	(4)		開業準備期間	始期は事業者による提案であり、終期は令和8年9月30日であり、固定という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
824	事業契約書(案)別紙	1	5	(2)		設計・建設、開業準備期間	終期は令和8年9月30日であり、固定という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、設計・建設業務期間については、要求水準書(P4)第1章7(1)設計・建設業務期間のとおり、事業者の提案する期日(令和8年(2026年)4月1日から同年9月30日の間に限る。)までとします。
825	事業契約書(案)別紙	1	7	(3)		不可抗力	「不可抗力」には、新型コロナウイルス等感染症の流行による収入の減少や費用の増加等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事案に応じて個別具体的に検討することになります。
826	事業契約書(案)別紙	1	7	(3)		不可抗力の定義	「通常の見込み可能な範囲外のもの」に、感染症の流行その他(現在流行中の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に起因するものを含む。)が含まれると理解してよろしいでしょうか。	事案に応じて個別具体的に検討することになります。
827	事業契約書(案)別紙	1	7	(3)		その他の用語	要求水準書のP1の2用語の定義の(災害等)は、感染症が含まれています。感染症は、不可抗力に含まれるのでしょうか？	事案に応じて個別具体的に検討することになります。
828	事業契約書(案)別紙	1	7	(3)		その他の用語	「不可抗力」には感染症を含むという理解でよいでしょうか。	事案に応じて個別具体的に検討することになります。

■事業契約書(案)別紙に関する質問

番号	資料名	別紙	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
829	事業契約書(案)別紙	1	7	(3)		不可抗力	新型コロナウイルス(COVID-19)等の大規模な感染症に伴う事業への影響については、「不可抗力」の定義に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	事案に応じて個別具体的に検討することになります。
830	事業契約書(案)別紙	1	7	(3)		法令	新型コロナウイルス(COVID-19)等の大規模な感染症に伴う行政指導(命令・指示)により事業に影響がある場合は「法令変更」の扱いとの理解で宜しいでしょうか。	事案に応じて個別具体的に検討することになります。
831	事業契約書(案)別紙	3				本件日程表	「応募グループの提案による」とありますが、以下については固定という認識で宜しいでしょうか。 ・供用開始 令和8年10月1日 ・運営・維持管理期間 令和8年10月1日から令和23年3月31日 ・事業終了 令和23年3月31日	ご理解のとおりです。
832	事業契約書(案)別紙	4				本件施設用地	用地範囲及び本件施設用地は応募グループの提案する本件施設用地により定めると記載がありますが、工事計画上無償貸与いただきたい範囲を事業者から提案するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
833	事業契約書(案)別紙	5	1	(2)		火災保険	建設工事期間中は建設工事保険を付すことで火災保険の付保は不要と思われませんが、以下ご教示ください。 ①火災保険付保が必要な理由 ②終期が本件引渡予定日から1月後としている理由(引渡日と同時に甲が本件施設を取得することから本件施設引渡日に甲が火災保険を付保することになりませんか。)	①建設工事保険に火災保険の内容が包含されている場合は、火災保険を付保する必要はありません。 ②火災保険の終期は「本件引渡予定日」に修正します。
834	事業契約書(案)別紙	5	1			設計・建設期間、開業準備期間中の保険	(1) 建設工事保険は、保険期間として工事開始日から引渡予定日となっており、通例その期間を対象とする保険ですが、「設計・建設期間、開業準備期間中の保険」という項目名と期間のずれがございます。どのように考えればよろしいでしょうか。 (2) (3)についても同様、よろしくご指導の程、お願いいたします。	「設計・建設期間、開業準備期間中の保険」は「設計・建設期間中の保険」に修正します。 設計・建設期間とありますが、(1) 建設工事保険 (2) 火災保険 (3) 第三者賠償責任保険の保険期間の始期は工事開始日となります。
835	事業契約書(案)別紙	5	1			設計・建設期間、開業準備期間中の保険	(1) 建設工事保険に、火災保険の内容が包含されている場合、火災保険を別途かける必要はないと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
836	事業契約書(案)別紙	5	1			設計・建設期間、開業準備期間中の保険	(1) (2) (3) とも、被保険者として「乙及び甲」とございますが、乙だけでは問題ありませんでしょうか？	乙及び甲を対象としてください。
837	事業契約書(案)別紙	5	1			設計・建設期間、開業準備期間中の保険	仮使用で開業準備を行なっている場合の保険は、どのように考えればよろしいでしょうか？	本件施設引渡し前の仮使用によって開業準備を行う場合の保険の付保はご提案ください。

■事業契約書(案)別紙に関する質問

番号	資料名	別紙	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
838	事業契約書(案)別紙	5	2	(1)		保険の付保	施設賠償責任保険の保険契約者について、乙又は運営・維持管理企業等としていただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
839	事業契約書(案)別紙	5	2	(1)		施設賠償責任保険(免責金額)	「免責金額：なし」と記載がありますが、免責の対象者は被保険者(市及び施設利用者等)ということであり、被保険者にとって不利益にならない(負担金額0円)保険の付保が条件という理解でよろしいでしょうか。	被保険者は乙及び甲と規定していますので、ご理解のような条件との認識ではありません。
840	事業契約書(案)別紙	5	2	(1)(2)		運営・維持管理期間中の保険	・(1)施設賠償責任保険は、代表企業(又はSPC)が加入し、(2)は、運営・維持管理に携わるすべての企業が保険に加入しなければならないとの理解で宜しいでしょうかご教示願います。	(1)施設賠償責任保険については「乙」とします。(2)運営・維持管理業務を対象とした第三者賠償責任保険については最低限「構成員」としてください。
841	事業契約書(案)別紙	5	2			運営・維持管理期間中の保険	火災保険は貴市にて加入するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
842	事業契約書(案)別紙	5	2			運営・維持管理期間中の保険	施設賠償責任保険について、保険契約者は運営・維持管理企業でもよろしいでしょうか。	乙とします。
843	事業契約書(案)別紙	5	2			運営・維持管理期間中の保険	施設賠償責任保険及び第三者賠償責任保険はの被保険者は乙のみとしてもよろしいでしょうか。	乙及び甲とします。
844	事業契約書(案)別紙	5				保険の加入について	記載されている保険の一覧について、記載の付保範囲の内容をカバーできれば、記載の保険名称にとらわれず加入することで問題ないとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
845	事業契約書(案)別紙	8	1	2	ウ	サービス購入料C-1	運営業務で必要な什器備品をリースにより調達する場合、そのリース料はサービス購入料C-1に含むとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
846	事業契約書(案)別紙	8	1			サービス購入料Aの構成	サービス対価Cの構成内容には「(b) 法人税等法人の利益に対してかかる税金及びSPCの税引後利益」が記載されていますが、サービス対価Aの構成内容に当該費目が記載されておりません。施設整備期間のSPCの必要利益及び税金は、「初期投資と認められる費用」に含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■事業契約書(案)別紙に関する質問

番号	資料名	別紙	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
847	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	7	(7)	サービス購入料A-1 出来高に係る甲の検査の結果が、乙の出来高見込額に到達しない場合における未達成部分に係る支払は、翌年度において当該部分の出来高に係る甲の検査を実施の上、支払われるとのことですが、その場合、翌年度の出来高見込額に追加して支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
848	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	7	(7)	サービス購入料A-2 貴市における各年度末の出来形確認は、事業契約第51条に基づく手続き（スケジュールを含む）において実施される認識で宜しかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
849	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	7	(7)	表：設計・建設期間中の支払いの考え方 「出来高に係る甲の検査と支払額の関係」に計算式が示されていますが、各年度の「サービス購入料A-1」及び「出来高見込額」は、様式18-4-2で示す当該年度の「サービス購入料A-1」及び「出来高見込額」という認識で宜しいでしょうか。 また、各年度の「出来高金額」については、同年度の「出来高見込額」と同じ項目（実施設計、造成費等）に対する出来高を算定する認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 出来高に係る検査の考え方については、要求水準及び事業者が提案する達成確認チェックシート及び図面等を基に実施することや業務期間、例えば設計業務、工事監理業務等については、様式18-4-2で示す当該年度の「サービス購入料A-2」及び「出来高見込額」と、実際に要した人工を根拠として出来高を確認する方法などを想定しています。
850	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	7	(7)	設計・建設期間中の支払額 5回目が令和8年9月31日までの出来高による支払額とありますが、提案した引渡日より、変更になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
851	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	7	(7)	サービス購入料の算出方法 LIBORについては2021年を以て廃止となりますが、基準金利が廃止された場合、後継金利が基準金利より低い金利となる場合等において、経済的価値を同質とするためのスプレッド調整等を含めて協議されるという認識でよろしいでしょうか。	基準金利が廃止された場合の対応は協議によります。
852	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	7	(7)	割賦元本の総額 割賦元本は、設計・建設業務に要する費用から(a)自主提案施設の整備に要する費用のうち、乙負担分、及び(b)サービス購入料A-1に相当する金額を控除したものとされておりますが、すべて消費税等相当額は除いて算出するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
853	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	7	(7)	割賦金利 割賦金利は様式17-1に従い、小数点以下の金利で計算するため円未満の端数が生じるものと思料します。その端数は各支払回ごとに切り捨て、差額は最終支払回などでまとめて調整するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
854	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	7	(7)	基準金利 基準金利の根拠となるTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6か月LIBORベースについては、本年中に予定されているLIBORの廃止による代替金利が確定次第に読み替えの措置などを取るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
855	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	7	(7)	支払回数 1回目の支払いは令和8年3月とございますが、令和9年3月ではないのでしょうか。	ご理解のとおりです。 第1回目の支払いを令和9年3月へ訂正します。

■事業契約書(案)別紙に関する質問

番号	資料名	別紙	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
856	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	7	(ウ) 返済方法	元利均等での計算にあたり、割賦元本額に端数が生じた場合は、最終回の支払額にて当該端数を調整すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
857	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	7	(ウ) 割賦金利	割賦金利の計算期間は引渡日の翌日から令和23年3月末日までという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
858	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	7	(ウ) 基準金利	入札時における基準金利について、公平性の観点から、具体的な数値を貴市HPにて公表いただけないでしょうか。	令和3年7月2日(金)の基準金利を公表します。これを用いて割賦料を提案するものとしますが、事業期間における実際の支払額は、事業契約書に定める基準金利にて算定される額とします。
859	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	7	(ウ) 基準金利	割賦料の基準金利として、LIBORを参照いただいておりますが、2021年度においてLIBORは廃止予定との理解です。代替指標について、ご教示願えますでしょうか。	基準金利が廃止された場合の対応は協議によります。
860	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	7	(ウ) サービス購入料A-2(割賦元本)及びサービス購入料A-3(割賦金利)	第1回の支払を【令和8年3月】に行うとあり、全29回支払との記述がありますが、最終支払は令和22年3月(令和21年度)になるという理解でよろしいでしょうか。	第1回目の支払いを令和9年3月へ訂正します。また最終支払いは令和23年3月末とします。
861	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	7	(ウ) 基準金利	基準金利については、「TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6か月LIBORベース15年物(円-円)金利スワップレート」となっていますが、英金融行為監督機構がLIBORの公表を2021年末に停止すると発表していますが、金融機関からの資金調達を行う上で重要な指標であることから、施設引渡日におけるLIBORに変わる代替基準金利を現時点でお示しいただけないでしょうか。	基準金利が廃止された場合の対応は協議によります。
862	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	7	(ウ) 基準金利	基準金利がマイナスとなった場合、金融機関からの資金調達条件を考慮して、基準金利をゼロとしていただけないでしょうか。	基準金利がマイナスになった場合は下限をゼロとします。
863	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	7	(ウ) サービス購入料A-2	基準金利がマイナスの場合には、ゼロとの理解にて宜しいでしょうか。明確化の観点から、同規定の追記をお願いいたします。	基準金利がマイナスになった場合は下限をゼロとします。
864	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	7	(ウ) サービス購入料A-2	初回のサービス購入料A-2の支払いは、令和8年3月ではなく、令和9年3月ではございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。第1回目の支払いを令和9年3月へ訂正します。

■事業契約書(案)別紙に関する質問

番号	資料名	別紙	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
865	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	7	(ウ) サービス購入料A-2	2021年末において、LIBORは廃止となる予定です。代替の基準金利の協議にかかる規定の追記、および協議にはプロジェクトファイナンスを提供する金融機関も含めていただけますようお願いできますでしょうか。	基準金利が廃止された場合の対応は協議によります。
866	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	7	(ウ) 支払回数	「第1回の支払を【令和8年3月】とし、年2回払いの全【29】回払いとする。」とありますが、【 】となっておりますので、提案した引渡日の関係で、第1回の支払日が変更及び回数が変わると考えて宜しいでしょうか。	第1回目の支払いを令和9年3月へ訂正します。また最終支払いは令和23年3月末とします。
867	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	7	(ウ) 基準金利	基準金利がマイナス時はゼロを下限とするゼロフロアの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。基準金利がマイナスになった場合は下限をゼロとします。
868	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	7	(ウ) 基準金利	LIBORが2021年末に廃止された場合の代替指標の考えについてご教示下さい。	基準金利が廃止された場合の対応は協議によります。
869	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	7	サービス購入料A-1(出来高払い分)	貴市の財源の減少により、サービス購入料A-1(出来高払い分)の支払額が減少し、民間での資金調達額が増額する場合の合理的な金融費用(利息やアmend費用)については、貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	市が用意する財源については、年度ごとに財源の構成を調整し、対応させるため、民間資金の増額は想定しておりません。
870	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	7	基準金利	LIBOR廃止後の基準金利は、貴市、事業者、金融機関の三者合意のものを採用頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	基準金利が廃止された場合の対応は協議によります。
871	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	ウ	サービス購入	2021年末に当該基準金利(LIBORベース)が廃止される見込みですが、その際には貴市、事業者および金融機関において代替指標に関する協議を認めていただきますようお願いいたします。	基準金利が廃止された場合の対応は協議によります。
872	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	ウ	サービス購入	基準金利適用指標がマイナスとなる場合、基準金利は0%を下限としていただきますようお願いいたします。	基準金利がマイナスになった場合は下限をゼロとします。
873	事業契約書(案)別紙	8	2	(2)	ウ	基準金利	金融庁のHPで掲載されております通り、LIBORは、2021年末までに恒久的に廃止される可能性が高まっていますが、廃止された場合の代替指標について、どのようにお考えでしょうか。	基準金利が廃止された場合の対応は協議によります。

■事業契約書(案)別紙に関する質問

番号	資料名	別紙	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
874	事業契約書(案)別紙	8	3	(4)		サービス購入料の支払方法	サービス購入料Dの各回の支払額は同額とさせていただきますが、総額を平準化した際に端数が生じる場合は、初回の支払い額にて調整すればよろしいでしょうか。	端数は各支払回ごとに切り捨て、差額は最終の支払いでまとめて調整してください。
875	事業契約書(案)別紙	8	3	(3)	7	サービス購入料の支払方法	サービス購入料C-1の各回の支払額は同額とさせていただきますが、総額を平準化した際に端数が生じる場合は、初回の支払い額にて調整すればよろしいでしょうか。	端数は各支払回ごとに切り捨て、差額は最終の支払いでまとめて調整してください。
876	事業契約書(案)別紙	8	3	(3)	4	修繕・更新業務費	修繕・更新業務費は、提案により毎年度大きく変動することが思料されま す。担当企業の資金調達負担軽減のため、概ね5年とされている支払い区分を 増やす提案は可能でしょうか。	現行のとおりとします。
877	事業契約書(案)別紙	8	3	(3)	4	サービス購入料の支払方法	サービス購入料C-2の支払額は、概ね5年ごとに区分し、それぞれの区分内の 各回の支払額は同額とさせていただきますが、平準化した際に端数が生じる場 合は、各区分の初回の支払額にて調整すればよろしいでしょうか。	端数は各支払回ごとに切り捨て、差額は各区分の最終の支払いでまとめて調 整してください。
878	事業契約書(案)別紙	8	3	(3)	4	サービス購入料の支払方法	サービス購入料C-2の区分Ⅰの支払回は第1回～第【20】回、区分Ⅰの支払回 は第1回～第【20】回、区分Ⅲの支払回は第41回～第【58】回とございま すが、区分する支払回は、年度ごとの区切りの良い回に変更しても差支えござ いませぬでしょうか。	現行のとおりとします。
879	事業契約書(案)別紙	8	3	(3)	4	サービス購入料C-2(修繕・更新業務費)	概ね5年ごとに区分し、区分内における各回の支払いを同額とありますが、 5年ごとではなく年度ごとに計画された修繕費についてお支払いいただけな いでしょうか。	現行のとおりとします。
880	事業契約書(案)別紙	8	3	(3)	ウ	サービス購入料の支払方法	サービス購入料C-3の各回の支払額は同額とさせていただきますが、総額を平準 化した際に端数が生じる場合は、初回の支払い額にて調整すればよろしいで しょうか。	端数は各支払回ごとに切り捨て、差額は最終の支払いでまとめて調整してく ださい。
881	事業契約書(案)別紙	8	3	(1)	7	サービス購入料の支払方法	貴市による出来高確認後に請求書を発行するとさせていただきますが、貴市の出来高 確認は4月中に実施・確定され、4月中に請求書を提出することで、5月には サービス購入料をお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
882	事業契約書(案)別紙	8	3	(1)	7	サービス購入料 A-1(出来高払い分)	設計・建設期間中の出来高確認後は、貴市が事業契約書(案)51条4項の報 告を受けた日から14日以内に発行する別紙6工事確認通知書を事業者が受領し た日以降という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■事業契約書(案)別紙に関する質問

番号	資料名	別紙	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
883	事業契約書(案)別紙	8	3	(1)	1	サービス購入料の支払方法	2節(2)ア(ウ)において、9月末及び3月末の年2回払いとございますが、それぞれ9月末及び3月末までの期間にて利息計算し、翌10月及び4月に貴市へ請求書を提出し、その受領後30日以内にサービス購入料が支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
884	事業契約書(案)別紙	8	4	(3)	7	(イ) サービス購入料Cの改定に使用する指標	サービス購入料C-1(運営・維持管理業務費)及びC-2(修繕・更新業務費)の改定に使用する指標は、毎月勤労統計調査・賃金指数(厚生労働省)の就業形態別きまって支給する給与(調査全産業、一般労働者30人以上)とありますが、建築物保守管理業務及び建築設備保守管理業務にはそぐわないため、サービス購入料C-1に関しては「企業向けサービス価格指数」:設備管理(消費税抜、物価指数月報・日銀調査統計局)、C-2に関しては「建設物価指数月報」:建築費指数/標準指数/事務所(建設物価調査会)/工事原価)を使用していただけにないでしょうか。	現行のとおりとします。
885	事業契約書(案)別紙	8	4	(3)	7	(イ) 物価変動に伴う改定に用いる指標	サービス購入料Cの改定のうち「C-2:修繕・更新業務費」に関して「毎月勤労統計調査・賃金指数(厚労省)・就業形態別きまって支給する給与(調査全産業、一般労働者30人以上)」を使用するとなっておりますが、本指標は「C-1:運営・維持管理業務費」については適切であると考えますが、修繕・更新業務費の物価改定に用いる指標としては相応しくなく将来的に費用実態と指標の乖離が生じる恐れがあります。 「C-2:修繕・更新業務費」の物価変動改定に用いる指標は『建築指数統計表、建築費指数(2011年度)/2.標準指数/事務所SRC工事単価(建設物価調査会ホームページ)』などの指数を用いることが適切ではないでしょうか。	現行のとおりとします。
886	事業契約書(案)別紙	8	4	(3)	7	(イ) 物価変動に伴う改定に用いる指標	サービス購入料Cの改定に使用する指標について、修繕・更新業務費の物価改定に用いる指標としては相応しくなく将来的に費用実態と指標の乖離が生じる恐れがございます。 ついては「C-2:修繕・更新業務費」の物価変動改定に用いる指標は『建築指数統計表、建築費指数(2011年度)/2.標準指数/事務所SRC工事単価(建設物価調査会ホームページ)』などの指数を用いることをご検討頂けないでしょうか。	現行のとおりとします。
887	事業契約書(案)別紙	8	4	(3)	1	サービス購入料Cの需要変動に伴う改定	「サービス購入料Cは、需要リスクを甲及び乙が負担することとし、利用者数等の増減を踏まえ、サービス購入料Cに反映し、サービス購入料Cの該当部分の増額または減額を行う」とありますが、維持管理業務は利用者数に関わらず施設及び設備を適正な状態に保つ必要があるため、要求水準書でお示しいただいた以下業務費用は本改定の対象外としていただけにないでしょうか。 (a) 建築物保守管理業務に要する費用 (b) 建築設備保守管理業務に要する費用 (c) 備品等保守管理業務に要する費用 (d) 外構施設保守管理業務に要する費用 (e) 植栽管理業務に要する費用 (f) 環境衛生管理業務に要する費用 (g) 清掃業務に要する費用 (h) 警備業務に要する費用 (i) 駐輪場管理業務に要する費用 (j) 長期修繕計画作成業務に要する費用	現行のとおりとします。

■事業契約書(案)別紙に関する質問

番号	資料名	別紙	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
888	事業契約書(案)別紙	8	4	(3)	イ	需要変動に伴う改定	収入の変動幅は、提案時より増えた場合はプラス、減った金額はマイナスの数値で計算するという認識ですが、以下のような考え方でよろしいでしょうか。 例) 提案時の年間収入：1億円、サービス購入料C：2億円、実際の年間収入：0.5億円の場合 ⇒変動幅の下限値が1億×▲20%=-0.2億 改定額=2億-(-0.2億×20%)=2.04億円	ご理解のとおりです。
889	事業契約書(案)別紙	8	4	(3)	イ	需要変動に伴う改定	収入の変動幅の下限は、各年度の提案時収入見込額の▲20%とするとありますが、官民平等と事業者のインセンティブを高める観点から下限値と同比率で上限値も設けて頂けないでしょうか。	現行のとおりとします。
890	事業契約書(案)別紙	8	4	(1)	7	設計・建設業務に係る対価(サービス購入料A)の改定	改定の結果は、「すべてサービス購入料 A-2(割賦元本)に反映させるものとし、サービス購入料 A-1(一括払い分)の金額は変更しない」とありますが、増額時のみならず減額時に対象との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
891	事業契約書(案)別紙	8	4	(1)	エ	建設期間中におけるサービス購入料Aの改定方法	建設期間中の物価変動に伴う改定方法について、全体・単品・インフレの各スライド条件が示されておりますが、単品・インフレスライドについては変動前残工事費相当額の1.5%を超える額ではなく残工事費相当額の全額が対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	単品スライドは対象工事費の1.0%、インフレスライドは残工事費の1.0%を超える額を対象とします。
892	事業契約書(案)別紙	8				サービス購入料の支払方法について(第85条、第86条関係)	サービス購入料の改定については、着工前は「契約締結日の属する月の指標値と本件施設の着工日の属する月の指標値を比較し、1.5%を超える物価変動がある場合は、甲及び乙は物価変動に基づく改定の申し入れを行うことができる」、すなわち、「1.5%を超えれば1.5%以内も含めてそのすべてが対象」、建設期間中は「変動前残工事費相当額と変動後残工事費相当額との差額のうち変動前残工事費相当額の1.5%を超える額につき、サービス購入料Aの変更を行う」、すなわち、「1.5%を超えた部分のみが対象」との理解で宜しいでしょうか。また、この二つの基準について、「着工前」の基準に統一していただくことは可能でしょうか。	着工前における改定については、ご理解のとおりです。建設期間中の改定方法について、全体スライドについては、ご理解のとおりです。また、後段の「着工前」の基準への統一については、行いません。
893	事業契約書(案)別紙	9	1	(3)	ウ	株式譲渡について	「甲は、当該企業に対して、当該企業が保有する乙の株式の全部を、甲が承認した新たに当該業務を実施する企業に譲渡することを求めることができる。」とありますが、株式譲渡先に関して代表企業もしくは他の構成企業に譲渡することも可能でしょうか。	当該業務を代表企業または他の構成企業が実施する場合は可能です。
894	事業契約書(案)別紙	9	3	(2)	7	開業準備業務及び運営・維持管理業務の対価に係る減額又は罰則点の付与方法	サービス購入料Aについては、「開業準備業務及び運営・維持管理業務」開始後のモニタリングによる減額対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
895	事業契約書(案)別紙	9	3	(1)	7	減額又は罰則点の付与	設計建設業務に係る減額について、「サービス購入料の内訳表」として指されているものをご教示ください。	様式集のうち、「様式18-4-2 サービス購入料A-1計算表」を指します。

■事業契約書(案)別紙に関する質問

番号	資料名	別紙	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
896	事業契約書(案)別紙	10	-	-	-	法令変更による増加費用及び損害の負担	法令の変更により事業者に生じた増加費用及び損害のうち、以下の1~3のいずれかに該当する法令の変更により生じた増加費用及び損害であって合理的と認められる範囲のものについては市が負担するとありますが、金融費用も含まれるという認識で間違いありませんでしょうか。	ご質問にある金融費用は合理的な範囲で含まれます。
897	事業契約書(案)別紙	11	1			サービス購入料の金額	(1)及び(2)に定めるサービス購入料の金額は税抜金額との理解でよろしいでしょうか。	税込とします。
898	事業契約書(案)別紙	11				不可抗力による増加費用及び損害の負担	設計・建設期間中の事業者の負担額について、1増加費用及び損害が乙に生じた場合と、2損害が第三者に生じた場合と、それぞれ100分の1に至るまでが事業者の負担となっておりますが、他の案件と同様、1と2を合わせて100分の1までとしていただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
899	事業契約書(案)別紙	11				不可抗力による増加費用及び損害の負担	「1 増加費用及び損害が乙に生じた場合」「2 損害が第三者に生じた場合」の両方に該当するときは、事業者は100分の2までを負担することになるのでしょうか、それとも合わせて100分の1まででしょうか。	「1 増加費用及び損害が乙に生じた場合」「2 損害が第三者に生じた場合」の両方に該当するときは、それぞれ100分の1に至るまで負担することになります。
900	事業契約書(案)別紙	12				保証人名義	建設共同企業体を組成する場合、共同企業体代表社名義で宜しいでしょうか。それとも構成するすべての会社名の記載が必要でしょうか。	構成するすべての会社名を記載してください。
901	事業契約書(案)別紙	12				保証	第1条の「主債務」とは、具体的には契約不適合に起因する履行の追完義務および損害賠償義務を指すという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
902	事業契約書(案)別紙	12				終了及び解約	第5条第2項の「乙の債務」とは、第1条で定める「主債務」を指すという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■入札公告時以外の書物に対する質問

番号	資料名	章	条	項目名	質問事項	回答
903	実施方針等への質問に対する回答書	5	37	実施方針	レジャープール部分の光熱水実績を入札公告までに示すとありますが、お示し頂いた内容がガス電気水道下水道分けになっておりません、各項目の消費量と合わせて提示頂けないでしょうか。	別紙9として公表します。
904	実施方針等への質問に対する回答書	87	772	要求水準書(案)資料8	地下水の水質については入札公告までに示すとありますが、配布水質資料に示される、鉄分、マンガン分以外は飲用に適する水質を満足するものと考えてよろしいでしょうか、不明の場合、上記外の水質調査結果をお示しください。	本市が整理している情報は、参考資料のとおりのため、鉄分、マンガン以外の調査結果情報はお示しすることができません。